

## 1 水道局関係分

### (1) その他（所管事務調査）

#### 質 疑

##### ○田邊委員

おはようございます。当初予算のときにあったんですけど、令和3年度の配水管整備事業の中で比較的大規模な事業として西部地区配水管管網整備事業を予定しておりました。これは、不断水バルブ設置、350パイ、配水管切替え100パイ、2か所、これを遮断するという説明を当初予算では説明を受けたんですけど、そのあたりの進捗状況をお願いします。

##### ○藤井工務課長

現在の西部地区配水本管整備工事の進捗状況ですが、まず、御質問のとおり昭和28年に布設された西部地区へ送る配水本管の廃止をする工事です。流れとしましては、1工区、2工区に分け、1工区で工場、港湾の大口給水管の切離し、そして、水を止めるためのバルブ設置を行い、2工区で対象管路と連結されている配管の切替え工事を行い、2工区終了後、配水本管の廃止を行うというものです。

現在の進捗ですが、1工区は既に終了し、2工区を工事発注して契約を昨日終えたところでございます。2工区の主な工事としましては、国道に布設してある350mmの管の切替え、市道に布設してある100mmの管の切替え、そして廃止に必要なバルブ操作を行い廃止となります。

今後、業者と工程の打合せを行い、順次施工を行っていく予定としております。

以上です。

##### ○田邊委員

今、国道に埋設している部分が1工区、2か所、今からやるという説明と、これは民換地の中の100パイというところで今説明を受けましたけど、道路を遮断すると、そして、工事によるこの上水の使用の市民への影響、大きい管などで圧力などの問題があるのではないかと思われるんですが、そのあたりのところはどうなんですか。

##### ○藤井工務課長

まず、国道の交通規制の影響ですが、国交省と協議を行い申請を終えておりまして、国道の歩道を掘削する工事になりますので、歩行者通路の安全確保を確立することで、了解を得ております。

それから、上水道の使用に係る市民への影響についてですが、切替え工事を行うことによって水の流れが変わり、濁りが発生する可能性がありますので、影響がある地域の管の洗浄作業を10月13日に行い、市民への影響を最小限で抑えられるよう対応を図っております。

また、実施日に合わせて関係する地域に資料の回覧、もしくは各戸配布により注意喚起を行う予定としております。

○田邊委員

影響を受ける地区とは大体どのあたりですか。

○藤井工務課長

工事で影響を受ける範囲は浅江一丁目周辺となります。

○田邊委員

今、説明があった歩道の2か所、この350パイのところ、国道に面した部分、これを島田二丁目のあたりは影響は受けない、この中の配管の構造がどういった形になっているか、僕は分からないんですけど、どうなんですか。

○藤井工務課長

まず濁りの関係については、水が浅江のほうに流れていきますので、島田二丁目あたりへの影響はございません。

また、交通規制の関係については、歩道を施工するため、国道から市道に入る新入道については、工事期間中は朝の9時から夕方4時までの間は一旦通行止めになります。その辺は看板設置でしっかりと周知していきたいと考えております。

以上です。

○田邊委員

今、見るのに、この山口銀行の前のあたりとその向かい側の歩道の部分と思われるんですけど、これはそのあたりの交通状況をよく確認して周知を徹底するという理解でいいわけですね。

○藤井工務課長

そのとおりです。この周辺には山口銀行のほか、営業店等が数多くありますことから、各店舗と事前の打ち合わせをして施工時期を決定していきたいと考えています。

○田邊委員

分かりました。工事箇所についてはそのあたりの周知をすると、そして、浅江1丁目のあたりは濁りが出る可能性があるから、そういった皆さんに回覧するという形でこの工事を行うという対応を当局は取るというところで理解してよろしいんですか。

○藤井工務課長

そのとおりです。

○田邊委員

分かりました。

続きまして、今度は、水道事業の官民連携の手法の導入の考え方、これが近年、私の

持っている資料で経営基盤強化の方策として官民連携手法やアウトソーシングなどの手法が全国各地で導入されておると、本市の水道事業では施設運転業務、そして設備補修業務、設計業務、料金窓口業務、検針業務などが対象業務として上げられるのか、また、従来型の委託も含めて光市の水道事業はどのような状況か、現在、そのあたりをお願いします。

○中西業務課長

業務の委託状況ということでお答えさせていただきます。

光市水道事業でございますと、検針業務、あとは高度な専門技能を要します特殊な設計業務や設備保守点検、これにつきましては従来型の個別委託を実施しておりますが、その他の業務につきましては全て直営で行っております。

以上でございます。

○田邊委員

薬品管理のところの部分はどうですか、独自でやっているんですか。

○中西業務課長

水質検査ということで理解します。水質検査につきましても直営で行っております。

○田邊委員

そういったものが独自でやっているというところで、まだ官民の部分では検針業務のみですね。分かりました。

その官民連携の手法についてのメリットとデメリット、それはそれぞれどのようなのが当局はお考えか、そのあたりをお願いします。

○中西業務課長

官民連携手法のメリット、デメリットということでお答えさせていただきます。

官民連携手法のメリットとしましては、経営管理、施設計画などのコア業務について人的資源を集中させることによりまして事業の効率化が図れることがまず挙げられます。

また、民間事業者が持つ専門性、ノウハウといったものを水道サービスの向上に生かせる、こういったことが上がられるのではないかと考えております。

一方、デメリットにつきましては、民間事業者に委ねた部分は水道事業者サイドに経験、知識、技能といったものが蓄積されずに、事業の衰退を招く恐れがあるということは考えられます。

以上でございます。

○田邊委員

今のところは大事なところだと思います。やっぱり民間に委ねた場合、そういったいろいろなノウハウが今の水道局サイドになかなか蓄積されないということが重要だと思いますので、今のよう形のできる限り、技術的なところはやはり水道局が持つておくべ

きだとは私は思いますので、よろしくお願いします。

それでは、今後の官民連携手法、今後はどういったところの導入を考えておられるのか、そのあたりをお願いします。

○中西業務課長

官民連携手法の今後の考え方ということで答えさせていただきます。

官民連携手法の導入につきましては、コストカットに目を向けられてしまう傾向がありますが、本質としましては、水道事業の持続性をどのように考えるかというところに着眼点を置くべきと考えております。そのため、この持続性を確保するために水道事業者である、いわゆる官サイドがその不足する経営資源をどのような形で民間事業者で補完するのかというところを念頭に考えることが水道事業の官民連携手法ではないかなと考えております。

現在の光市水道事業でございますと、まず、全職員がプロパー職員であるということ、このため専門性の確保、技術継承体制、非常時の応急体制、これを備えているため、水道サービスを低下させることなく当面の間、直営で運営できると考えております。ただ、今後予測されます水需要の減少、こういった事業環境の変化が表面化した場合につきましては、官民連携または広域連携など、様々な観点で水道事業の基盤強化についての検討、方策について考えていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

光市も水道ビジョンのこの30年の8月にこれにのっかって今の円滑に行うというのは本市で行うという考え方を今よく聞きましたので、今後ともよろしくお願いします。以上です。

○大田委員

今、もう12月になり寒くなってきたんですが、今年の1月、寒波が襲ってうちの家も水道管が破裂したんです。そういうふうに今後も寒波が来て各家庭の水道管が破裂すると思うんです。それで、1月なんかは300件とか500件とかいってお聞きしておるんですが、この寒波に対して市民の皆様には私は予防措置として啓発活動なんかしてもらいたいと思っているんですが、そのようなところはどんなふうな検討をされているかお聞きしたいと思います。

○藤井工務課長

御質問のとおり、今年1月、記録的な寒波によって数多くの問合せ、破損等がございました。寒波による被害のほとんどは個人管理の給水管です。そうしたことから、凍結したときの対策、予防対策をしっかりと周知できるよう我々も考えてはおります。

取組についてですが、まず、11月に凍結対策を特集した光の水だよりを市内全戸配布しました。これには凍結に関する知識、予防対策、凍結時の対応などを掲載しております。

次に、12月に、今月ですが、「水道管凍結破損の落とし穴」と題したチラシを全自治会で回覧していただく予定としております。

また、水道局ホームページに凍結対策を掲載し、さらには気象庁等の予報に応じて市政メール配信、街広報等を行うように検討しております。

数多くのツールを活用し、予防対策を市民に周知するよう取組を強化し、進めていくところでございます。

以上です。

#### ○大田委員

そういうふうに全自治会、回覧をされるやらインターネットやらでいろいろ周知されると、大変ありがたいことですが、これは各家庭に全て自己負担と思うんです。大体、その材料費なんかは別にして、1回行ったらどれぐらいの人件費がかかるかっちゃうのは大体分かると思うんですが、そのところを教えてもらえたらありがたいんですが。

#### ○藤井工務課長

管の修理費用については、破損場所によっても時間と管の材量等も変わってきますし、業者によっても費用が違いますので、ここの工事費については計算が難しいところでございます。

#### ○大田委員

個々が各水道会社に電話するのはいいんですが、水道局にもし連絡があった場合には各施工会社にどういうふうな連絡方法を取っておられるんですか。

#### ○藤井工務課長

水が止まらない時など、職員が現地対応をすることもあります。水道局では修理を行っておりませんので、市民の方から水道局に連絡があった場合には、まずは、今回、全戸配布した水だよりに添付しております業者のリストを見ていただき、お近くの業者等に連絡をしてもらえませんかとお願いをいたします。それでも業者が見つからない、対応してもらえないということがあれば、水道局が委託契約をしている修理当番店に連絡するケースもございますが、基本的にはお客様ご自身で業者に連絡を取っていただくという対応をお願いをしているところでございます。

#### ○大田委員

個人で水道業者へ頼んでくださいと、もしどうしても見つけられないときには水道局のほうで当番店にお願いして行ってもらうということで、ぜひともそのところ、迅速にやってもらいたいと思うんです。よろしくお願いをいたします。

また、今、コロナで随分世間が騒いでおるんですが、水道事業において水需要は、家事用水は増えたと思うんです。また、それでも用途が大幅に減少して給水収益の減収となったことであつたというふうに6月の委員会でも質問させていただきました。今後、コロナの影響が収まりつつあるときに、現在の各用途の水需要の傾向はどのようになっ

ておるのか、教えてもらいたいと思うんですが。

○中西業務課長

水需要の現在の状況ということでお答えさせていただきます。

まず、決算説明を行いました前回委員会でございますと、有収水量につきまして令和元年度の比較ですと全体で約27万 $m^3$ の減少、給水収益にして約3,000万円の減少ということをお報告させていただきました。その内容としましては、コロナ禍によりまして在宅時間の長期化、手洗いの習慣化などで委員さん言われましたように家事用水は増加しましたが、その他の用途、営業用、公共用、工場用につきましては全て減少したということも併せて説明させていただきました。

御質問の現在の状況でございますが、今年度当初の第4波、夏ごろの第5波ということで水需要の影響を懸念したところでございますが、直近のデータであります10月末の現在の数値でございますと、前年度比で回復傾向にあります。

具体的に申し上げますと、6月の委員会では全ての用途で前年度対比で増加傾向にあると報告させていただきましたが、その後、家事用水が減少傾向に転じたものの、その他の用途につきましては大口需要者をはじめ全ての用途で増加傾向が継続しております。10月末時点の総有収水量は同時期の前年度比で約11万 $m^3$ の増加となっております。以上でございます。

○大田委員

要するに普通に考えると経済が上昇傾向に向いたから大口需要が増えたから需要も回復しつつあるというふうに解釈いたします。それでよろしいですね。

○中西業務課長

私どももそのように分析しております。

○大田委員

それともう一つ、前年度からずっと計画を上げておられるんですが、送水管の件なんですけど、もう実施設計ぐらいに入った頃じゃないかと思うんですが、実施設計に入ったときにおいて線路の横断とか県道の横断とかいろいろ課題が多いと思うんですが、そのところの水路形態っちゅうんか、水道っちゅうんか、送水管の経路が分かったらどのような工法でやってどういうような道順で行きますとかいうのは分かったら教えてほしいんですが。

○藤井工務課長

進捗状況について御説明いたします。

御質問のとおり、令和3年度については2本の実施設計業務を発注しております。まず、JRの軌道下の設計業務については測量調査、地質調査、そして施工方法の検討、解析が終わりました。線路の下を推進工法で推進し、そのまま市道に布設していくという計画で、今、設計を進めております。年明けにJRと協議、調整に入る予定でございます。

まして、予定どおりの進捗状況というところでございます。

公道部、場内の配管設計業務についても管路布設の確認、施工方法、ルート、県道等の関係機関との調整も予定どおり進んでおりまして、令和4年度、来年度より5年間で工事を予定しておりますが、予定ルートも大幅な変更もなく、現段階では計画どおり進めていけると考えています。

以上です。

○大田委員

順調に進んでおるといふことではございました。そうすると、今度、3月議会か6月議会にその進捗やら施工方法、また進路を教えてくださいませんか。

○藤井工務課長

今、実施設計中でございますので、実施設計が終了したのち、改めて内容について御説明をできるものと考えております。

以上です。

○大田委員

よろしく申し上げます。

以上です。

## 2 福祉保健部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第67号 光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

20ページの改正の理由の令和3年内閣府令第53号と基準の部分、今、持ち合わせていたら読んでもらいたいと思うんですけど。内閣府令の53号の部分と、電磁化にすることかと思うんですけど。

○西村子ども家庭課長

すみません、手持ちがございません。申し訳ございません。

○田邊委員

また伺いに行きます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第70号 光市三島温泉健康交流施設の指定管理者の指定について

説 明：山根福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

今、増額の理由で市が設置した指定管理の基準額1,800万円で公募して管理者候補から指定管理料の基準額を増額の提案があったため増額となったものと書いてあるんですが、ちょっと意味が私よう理解せんのですが、教えてください。

○山根福祉総務課長

指定管理の基準額、1,800万円のところ御質問を頂戴いたしました。指定管理者の募集要項に指定管理料の上限額を示す基準額を定めております。今回の募集では市のほうで設定した基準額が前回と同額の1,800万円としておりますが、今回の候補者のほうから基準額と同額の提案があったものでございます。

○大田委員

そうなると、見積りが、極端な言い方をすると1,500万円じゃったら1,500万円になるの。それかまた2,000万円じゃったら2,000万円になるの。

○山根福祉総務課長

市の基準額が1,800万円でございますので、1,500万円で御提案をいただけたらその額になりますが、2,000万円と言われると額に合致しないということになります。

○大田委員

この1,800万円と市が決めた見積額というのは何か根拠があって決められたの。

○山根福祉総務課長

いろいろなものの積上げで私どものほうで積算をしたものでございます。

○大田委員

指定管理者と同額というのはちょっと信じられないんですが。

○吉本副市長

簡単に例えて申し上げますと、工事の入札で予定価格を設定しますよね。予定価格が1,800万円で、入札のときに業者さんが応札された額が今回これだったということです。

以上です。

○大田委員

いや、それは分かるんです。見積額と業者が出したのが1,800万円の同額というのがちょっと信じられないんです。普通は絶対多いか少ないなんです。

○吉本副市長

いえ、それは何を根拠におっしゃっているのかわかりませんが、必ずしもそんなことはないと思います。

予め募集要項の中でそのように設定しておりますので。

以上です。

○大田委員

それはあれで、見積りの方法はどうやったかなっちゃうのが、どうしても疑問に思えるわけ、同額で出たから。後からでもいいですから、どういう見積りかをされたんか、教えてください。よろしくお願いします。

○委員長

市役所が定めた1,800万円の基準額の見積り内訳ということでよろしいですか、大田委員。

ここでは答えられませんね。

○山根福祉総務課長

すみません、ここではそこまでの準備はしておりませんので、後ほどということをお願いいたします。

○田邊委員

33ページをお願いします。

審査項目、株式会社セイカスポーツは、10番目と12番目、これがちょっと低いんですけど、次のページ、自主事業の実施に関する事項7番、そして9番のその他に関する事項、このあたりが低いという結果がここにあるんですけど、このあたりについてはどうお考えか説明をお願いします。

○山根福祉総務課長

各項目で低い点があるということでのお尋ねと思いますが、私どもとすれば、あくまでも合計点で判断をさせていただいておるところでございます。

○田邊委員

合計点で判断するのではありますけど、部分的に何か分析しているかいけないかというところを聞いたかったわけであって、得点は委員6人の合計では600点満点というのは

ここでは理解しているんですけど、この点数が低かったところというのは当局はどう思われているのかが、私は知りたかったのです。

○松村福祉保健部長

今のお尋ねの10番目の項目と12番目の項目のことなんですけれども、セイカスポーツセンター以外に応札された事業所が近隣にも営業の拠点を持つ事業所でありましたことから、そういったあたりとの連携というようなことも含めて自主事業であったり直接施設の運営以外のところ、その他の項目などで若干評価できる提案があったという形でこの10番と12番の項目についてはAの事業者のほうが少し有利であったけれども、トータルで施設の運営というところで見たとときにセイカスポーツセンターのほうが得点が高かったというような内容であります。

○田邊委員

何かAと比べて低いというところでは理解しますけど、何かそういった各項目についてのいわゆる聞かれたときに的確に答えられるかどうかというところが私が知りたかったんですけど、Aに比べてという、また総合点によって高いというところで判断しておるんですけど、私どもが見る場合はそうやって低いところから見てしまうんで。だから、そういった低いところがどういったところなのかというのがこの審議についてはちょっと聞きたかったんで、そのあたりの理解をよろしくお願いします。

○仲山委員

1点だけ確認させてください。合計点で総合的に判断するということは当然理解しておるんですけども、見積額なんですけれども、セイカスポーツセンターとA社で、選定したセイカスポーツのほうだけの数字が今上がっているわけですけど、単純に数字だけで言ったときにA社のほうは金額はどうだったんでしょう。

○山根福祉総務課長

提案内容でございますので、お答えのほうは控えさせていただけたらと思います。

○仲山委員

了解いたしました。気になるところではあります。

あと、項目で見ましてセイカスポーツセンターのほう、サービスの向上であるとか自主事業の実施に関する事項とかあたりが配点の中で比較的点数が低めということもありますので、今後、そのあたりについて向上に向けて努めていただければと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第72号 第4期光市地域福祉計画の策定について

説 明：山根福祉総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第58号 令和3年度光市一般会計補正予算（第9号）〔所管分〕

説 明：山根福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

16ページの海浜荘管理運営事業、民生債で2,990万円ですか、これ。当初予算では解体設計委託料が175万円だったと思うんですけど、委託料、設計、これは。それが済んで施設廃止するというのは当初予算ではなかった話、この解体までいくというところは。だから、補正、ここで起債して廃止に持って行くのを今年度中にやるという考え方は当初ではあったの、なかったの。

○山根福祉総務課長

本年度当初予算では解体設計まででございまして、設計の結果が出た上で解体費を今回の補正で上げさせていただいておるところでございます。

○田邊委員

だから、当初予算では解体設計等委託料175万円という予算を含んでいたけど、施設解体工事までは考えてはいなかったという理解でよろしいわけですか。

○山根福祉総務課長

考慮に入れていましたが、なかなか額が見えないものですから、設計をさせていただいた上でこの度という状況でございます。

○田邊委員

ちょっと額が大きいんで3,260万円。この海浜荘全体の平米幾らぐらいあるんです。

○山根福祉総務課長

延べ床面積が480m<sup>2</sup>でございます。

○田邊委員

これは鉄筋とか、こういった構造になっておりますか。

○山根福祉総務課長

構造がRCでございます。

○田邊委員

これ3,260万円で今回補正で出してきたというところで、今、480m<sup>2</sup>と言われたんですけど、大体解体工事はそんな形ですか、考え方を教えてほしい。

○山根福祉総務課長

すみません、設計に基づいてこの額を計上させていただいております。

○田邊委員

だから、当初予算の解体と設計工事の175万円によるものによって解体も3,260万円だというのが当局の考え。

○山根福祉総務課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

そして、RC構造の480m<sup>2</sup>でありますというところ。分かりました。そのあたりで、だから設計が済んだから解体も、当初も考えちゃおったけど、額が定まらないので今回やると、この解体工事は大体計画上、年度内で終わるといふ形ですか。

○山根福祉総務課長

先ほども説明をさせていただきました、翌年度繰越しさせていただけたらと考えております。

○田邊委員

全繰りじゃなくて部分の繰りになるわけですか。

○山根福祉総務課長

すみません、現時点では全繰りか部分繰りしかというところまで決まっておりません。

○田邊委員

分かりました。来年度には、またそのあたりの結果を拝見します。

○大田委員

6ページですか、旧幼稚園解体事業も一応6,110万円として上がっているんですが、

これはおたくの担当、違うの。

○山根福祉総務課長

それは、私どもの担当ではございません。教育委員会所管となります。

○大田委員

幼稚園は教育委員会。

○山根福祉総務課長

はい、教育委員会の所管になります。

○大田委員

平米当たり海浜荘の解体は何ぼですか。7万円ですか。

○山根福祉総務課長

今、単純計算ではございますが、6万7,900円余りとなります。

○大田委員

これは今、設計委託で設計のとおり計算出されたと、それはどこかと比較をするという考えはなかったんですか。

○松村福祉保健部長

解体の費用につきましては、当然、施設の状況であったりとか、構造であったりとか、そういったものによってまちまちでございますので、そういったこともありまして当初は設計の費用を計上させていただいて、その設計の中でどれだけかかるというのを明確にした上で、このたび予算を計上させていただいたものでありますので、比較をしたからといって、それが高いか安いかということにはならないのではないかと思います。

以上です。

○大田委員

これ、民生の市債として2,994万円を充てて、ほかの300万円程度は市の予算から持って来るということになるんですか。

○山根福祉総務課長

2,990万円は地方債が充てられるというだけでございますので一般財源で全額対応対応という形でございます。

○大田委員

了解しました。解体施設、これは砂浜で民間、一般の人が行楽やら散歩やら訪れるところのすぐ横に解体现場はありますから、もうじきかかられるんでしょうが、そのとこ

ろは十分に留意されながら、作業をやってください。お願いいたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第60号 令和3年度光市介護保険特別会計補正予算（第2号）

説 明：堺高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山根福祉総務課長

すみません、先ほどお答えできなかった三島温泉健康交流施設の指定管理料の積算についてでございます。私どもでは、収入のほうで4,387万7,000円、支出は管理費であったり人件費であったり清掃費等で6,195万4,000円という積算をいたしまして、差引きでおおむね1,800万円程度が不足するのではないかとということで1,800万円の指定管理料を積算させていただいております。

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○早稲田委員

同僚議員が一般質問の際にお伺いしたことの続きなんですけれども、朝食の欠食率についてなんですけれども、平成26年度と令和2年度の朝食の欠食率を比較しましたところ、小学校、中学校が低下した一方、高校は増加しました。これらの結果の要因をそれぞれお示しいただくとともに、これらの結果を踏まえ、どのような政策に落とし込んだのかを併せてお示しくください。お願いします。

○田中健康政策担当次長

朝食の欠食率についての御質問でございますが、小学生、中学生が低下した一方、高校生は微増しておりましたが、こちらの原因の要因については詳しく分析できておりません。

ただし、高校生の欠食率が増加した状況については令和2年度の朝食欠食率は71.8%

となっておりますが、依然、小学生が79.5%、中学生が80.5%に比べて低い状況でございますので、高校生に対しても引き続きの啓発が必要と考えているところでございます。

また、児童生徒の朝食欠食の理由については、令和2年度に実施したアンケート調査において多い順に、お腹が空かない・食欲がないから、54.7%、食べる時間がないから、37.2%、いつも食べる習慣がないからが21.2%、太りたくなからが9.5%、食事が用意されていないからが9.5%、家族も食べないからが5.1%となっております。これらから子どもたちが朝食を食べないことには様々なことが関係していると考えております。

まず、家庭における保護者側からの影響といたしましては、保護者の子どもの生活習慣づくりや食育への意識、朝食摂取の習慣などが影響しており、子どもにあっては子どもの生活習慣、特に就寝、起床時間、夜の間食やメディアなどの利用時間、やせ願望など、食や体型に関する間違った認識などが影響していると考えています。

これらの結果を踏まえた政策についてでございますが、平成30年度から展開しております光の恵み de 朝ごはん事業について、子どもから大人まで幅広い年代の方に御参加していただけますよう、令和3年度からはフェイスブックに加え、利用者も多いインスタグラムも活用した取組とするとともに、中学校、高等学校と連携した子ども部員の募集を引き続き行うなどの充実を図るとともに、子どもが望ましい食生活や知識を習得できるよう、子どもが実際に自分で料理を作る体験の機会の確保として、今年度はコロナ禍で一部開催を見合わせた地区もありましたが、食生活改善推進協議会に委託し、各地区で実施している親子料理教室などを引き続き継続していくこととしております。

また、食育に関する関心を高めていただくために、今後、家庭を巻き込んだ食育推進として、伝えていきたい食事のマナーに着目し、いただきますでマナーアップ事業を新たに展開していきたいと考えているところでございます。

以上です。

#### ○早稲田委員

食については、やはり保護者の影響が大きいのではないかと考えております。様々な要因があるところを先ほどのパーセンテージで示していただきまして、今からお子様と共に保護者への啓発ということでフェイスブックやインスタグラムなどいろいろなところに周知を徹底していくというお答えいただきまして、健康、とても大事なので、今後さらに事業を進めていただきまして周知を図っていただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○林委員

よろしく願いいたします。光市におかれましては、このたびの新型コロナウイルス禍の中で皆様も御承知のとおり、ワクチン接種をいち早くお取組いただきまして、接種率が1回目、2回目は山口県内13市で光市がトップであったことは市民の安心・安全のためにいち早くお取組頂いたことに感謝を申し上げます。

そこで、このたび新型コロナウイルス感染症に関わる市長メッセージが12月8日に出されたと思いますけれど、どのようなことであったかお示しくだけさいませ。

## ○田中健康政策担当次長

12月8日の市長メッセージについての御質問でございますが、12月8日に新型コロナウイルスに関する光市市内対策本部会議を開催し、コロナワクチン接種について3回目接種案について協議し、接種案を決定したところでございます。その内容を踏まえ、市長メッセージのほうを発出しております。発出した市長メッセージにおきましては、最初の部分で、現在新たな変異株オミクロンによる感染により再び緊張感が高まっている状況ということから、改めて3密の回避やマスクの着用、まめな手洗い、手指消毒などの基本的な感染予防の徹底に御協力をお願いしているところです。

また、ワクチン接種について、本部会議で決定した事項でもございますが、高齢者をはじめとする一般市民の皆様に向けて2回目接種から原則8か月以上経過した方を対象に3回目接種を行う予定としており、令和4年1月4日から順次接種券をお送りし、翌週の1月11日から接種予約を開始する計画で準備を進めてまいることをお伝えしております。

ただし、先日、岸田首相の所信表明によりワクチンの3回目接種については8か月を待たずにできる限り前倒しをすとの方針がしめされましたので、今後、国及び県の方針に基づき接種計画の準備を進めてまいるとしております。

このほか、国においては12歳以上18歳未満の児童に対する3回目接種と、5歳以上11歳以下の小児に対する1・2回目接種についての検討が進められていますので、適切かつ速やかな対応が行えるよう準備を進めてまいりたいということをお述べております。

なお、現在、ワクチン未接種の方についても1・2回目接種について、引き続き接種機会を確保しておりますので、接種を呼びかけているところでございます。

また、さらにこれから年末年始を迎えるに当たって、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ流行期が重なるということをお踏まえ、年末年始受診相談窓口を開設することなどもお伝えしております。

以上の内容をお伝えし、引き続き市民の皆様のご健康と安全・安心な暮らしを守るため、また、市内経済の再生を図るため、感染防止対策や円滑なワクチン接種、地域経済の活性化対策に全力で取り組んでまいるといふことの市長メッセージを発出したところでございます。

## ○林委員

ありがとうございました。また、光市全体がやはり3回目の接種に期待しているところでございますけれど、ただいまおっしゃっていただいた中で、光市の新聞社の中にお示しいただいていたのが、先ほども少し触れていただきましたけれど、接種可能な年齢、12歳に達した小学6年生を中心とした、また13歳以上、迷っている人、接種率が低い若い世代の方ということで、今お示しいただきましたけど、金曜日、土曜日ということで、また5医療機関、5つの病院から9医療機関が増えて、皆さんが接種しやすいような状況に示していただいていること、体制を整えて大変配慮されていることがここで見えてくるわけでございますけれど、この方たちにどのようなお知らせをされているのでしょうか、お示しく下さい。

○田中健康政策担当次長

1・2回目の接種についての12歳になられる方につきましては、12歳になられる時期に接種案内をお送りしているということで個別通知をしております。

そのほか、接種を迷われて、まだ今現在も未接種という方に対しましては、昨日の市長メッセージの中でも触れておりますように、機会を捉えて接種機会を確保しているということの啓発を図っているところでございます。

以上です。

○林委員

理解できました。いろんな形で御案内もされていることということでありましたけど、そういう医療機関も増やしてあるということは受け止めました。今後とも大変でありましょうし、3回目の接種に対して大変な御努力が必要だと思いますけれど、御相談窓口もあるということでございますので、私たちも心強く感じておりますので、どうぞ体制をしっかりと取っていただき頑張っていたいただきたいなと思っております。ありがとうございました。

○西崎委員

今、林委員のほうからもありました、光市はワクチンの接種率、大変順調にっております。私も敬意を表する次第ですが、1つお尋ねしたい点がございます。これはだれも知らないんじゃないかと思えますけど、ファイザー社製のワクチンを光市のどのポジションがどこへどういう方法で何人分注文をして、しかもその注文に応じて、どこがどういう方法で搬入しているのか。そして、接種の医療機関へどういう方法で流れているのかというのは今まで話題になったことはないんですけど、分かれば教えてください。

○田中健康政策担当次長

ファイザー社製ワクチンの発注に関する御質問でございますが、ファイザー社製ワクチンに関しましては、1箱当たりの接種人数等がかなり多いということで接種の実績が多い医療機関が国のシステムを使って必要数を発注するという事になっております。ただ、市内におきましては接種の枠の多い基本型接種施設というところは今現在3院でございますが、その他の規模の小さい診療所等へは光市休日診療所のほうから発注いたしまして、市から各医療機関に配分をしているというような状況でございます。

○西崎委員

発注はどこへ注文するのでしょうか。

○田中健康政策担当次長

発注は国のシステムにより発注するという形になっておりますが、市に送られて来るのはファイザー社からの直送という形になります。

○西崎委員

ニュースで見る飛行場にマイナス65℃ぐらいのコンテナに入っている、あれがそのまま入って来るんですか。光市にはそのマイナス65℃の冷凍庫が1つか2つあるということも知っておりますけど、そこで保管をしたものを市内の接種機関にまた配るというような方法なんですか。

○田中健康政策担当次長

輸送されてきましたものが直接市や基本型接種施設に発送されるという形ではなく、国内のファイザー社のほうで管理され、こちらが発注した量に合わせて時期を分けて発送されるという形でございます。

○西崎委員

光市にその冷凍したワクチンが入って来るのは御覧になったことありますか。

○田中健康政策担当次長

先ほどワクチンの配送先の一つを休日診療所と申しました。休日診療所の配送についてはあいぱ一く光、健康増進課のほうで対応しております。

○西崎委員

分かりました。休日診療所以外の医療機関で接種する場合は、市のほうでまた各病院に配るわけですか。

○田中健康政策担当次長

休日診療所以外の医療機関での接種については、基本型接種施設はそのまま直送という場合もございますが、ほかの診療所については市のほうで配送日を決めて業者に委託して配送しております。

○西崎委員

市内の医療機関はそういうマイナス65℃の冷凍庫を所有していないと思うのですが、あるいは何時間かは有効というのは確かあったんですか。

○田中健康政策担当次長

市内の医療機関への配送におきましては冷蔵配送ということで、各医院では冷蔵で1か月間保管頂けるという形になっております。

○西崎委員

今まで全然分からなかった点がだいしょう分かってきましたので、これで質問を終わります。

○大田委員

先日、福祉のほうで老人憩いの家についての集まりがあったんですが、大和老人憩いの家について、建築年数が30年以上経ちよる。また、利用者数が少ないということでこのたび廃止の方向で向かっているというお話があったわけなんですけど、本来、老人憩いの家は老人クラブの人たちが使っておられるんですが、年間500人から600人近く使っている施設もあるわけでございます。現在、またこの光市地域福祉計画においても今後老人が増える見込みを掲げておられるわけでありまして。そういう施設において年数が経っておるから市の長寿命化計画の20%削減のもとに、今、大和老人憩いの家11施設、全部解体または譲渡という方向を示されて、大和地区の皆様にお知らせがあったわけなんですけど、確かに少ないところはそういうふうになるかも分かりませんが、400人から600人近く使っているその老人クラブの人たちが今後とも使っていきたいと思っっているわけでございますが、無償譲渡で今後は市のほうは知らないというふうな考えであります。大体、月にすると約50人近くの方が使っておるんです。光市においてもそのような50人近くの方が使っていない施設もまだあると思うんですが、その施設なんかも一緒に20%削減の対象になるのか、ならないのか。また、その施設があったらどういう施設があるのか、教えていただきたいんですが。

○松村福祉保健部長

老人憩いの家につきましては、総合管理計画に掲げた中で取り組んでいるというところでございます。それぞれの施設、いろいろと状況もありますが、ほかの施設と比較したということはこれまでのところございませんし、これまでにほかの集会所であったり、いろんな施設であったりとか、一定程度利用者がおられる中でも話し合いをしたり、調整をしたりする中で廃止した施設は光市内の中でもあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうな400人から500人年間使っているところも廃止をしたというふうな認識をしておられる。

○松村福祉保健部長

近いところの例でいいますと、教育委員会の所管にはなりますけれど、勤労青少年ホームあたりは年間で恐らく2,000人とかという利用があった中で施設の老朽化等々もありまして廃止をした経緯があるというふうに承知しております。

以上です。

○大田委員

そこは地域じゃなくて光市全体として2,000人ぐらいが使っておられたというふうに私も認識はします。これは老人憩いの家はその地域の老人クラブの人たちが使っているわけでございます。それを古くなった、人数が少ない、だから総合計画の長寿命化計画の20%削減の中において老人憩いの家11戸全部を解体または譲渡、無償譲渡ではありますけど、そうされるんですが、その本来の目的である老人憩いの家が老人クラブさんたち

がそこに集って年間400人から600人ぐらい使っておられるところもそういうふうな状況で今から無償譲渡または解体、そういうふうにするのは使っておられるところは今後どういうふうにしたらいいかというのは戸惑いを老人クラブの人たちは覚えておられるわけです。そこのところはどういうふうにお考えかお教え願いたいと思いますが。

○堺高齢者支援課長

委員、言われたとおり、先日、大和老人憩いの家の今後の方向性と市の考え方について御説明をさせていただきまして、方向性としては地域の譲渡を含めた検討をさせていただきたい。そのために協力をお願いしたいというところで各施設ごと、それぞれ11施設ございますが、施設ごとに利用の状況、500人ぐらい使われているところもあれば、もう少し少ないところもありますのでそれぞれ利用の状況が違うことより各施設ごとに検討や協議を行うための話合いの場の設置を皆様をお願いをしております。その場の設置をしていただいた上で、それぞれ利用団体の皆様と今後どのようにするかを話し合っていきたいと考えておりますので、老人クラブの皆様のそういう声があったことは説明会でも質疑応答で御意見は聞いておりますが、その話合いの場の中で他の団体と併せて意見等をすり合わせながら方向性を一緒に考えていきたいと考えております。

○大田委員

方向性を考えていきたい、それは分かります。方向性を考えていきたい、それじゃ、一番の根本は長寿命化計画において20%削減で大和老人憩いの家を全部しっかり手放すと、それが前提なんですよね、説明の中でも。一緒になって考えていこう、老人の人たちが400人から600人使うところはそこのところは市の経営として一緒になって今後ともやっっていこうというんじゃないくて、もう11施設、100%、市から切離して老人クラブが使うなら勝手に使えよと、その代わりに市からは全部手放すと、こういうふうな市の方針なんです。違いますか。

○委員長

執行部に確認します。今、大田委員が言われている計画は長寿命化計画じゃなくて総合管理計画でよろしいですね。執行部答えられますか。

○堺高齢者支援課長

老人憩いの家の方向性につきましては、平成29年3月に策定をされました光市公共施設等総合管理計画、公共施設の適正配置等に関する方針に基づいて示されており、これは市民へのアンケートであったり、パブリックコメントを通して策定されたと認識しております。そのときに自治会への譲渡も含めて検討するという方針を示されていたことより、このたび説明会を設けて話合いの場の設定をお願いしたところでございます。

○大田委員

だから、全部この総合計画に基づいて大和老人憩いの家11施設は市から手放すと、その代わりに、その建物はそこを使うところに譲渡しますと、ほかのところで譲渡が要らな

いところは解体しますという計画の下にこの間の話合いを行ったわけでありますから、そここのところで老人クラブが使って、そしたらその老人クラブの人たちは自治会でなくて老人クラブで使っているのに譲渡先は自治会というふうな話もあったんですが、この老人クラブが使っているとか、また趣味サークルが使っているとか自治会が使っているとか、そういうのは深く把握されていますか。

○堺高齢者支援課長

大和憩いの家の利用者を把握しているかという御質問だと思います。利用の際に原則、使用報告書を書いていただくようにしておりますので、それを基に把握をしております。一部の施設で報告書の提出がない施設もございますが、その場合は鍵管理者の方にお聞きをして把握をするように努めております。

○大田委員

今、把握されておると言っておられたんですが、ただ、個別に聞きますが、岩田第一老人憩いの家、どこが主に使用されておられますか。

○堺高齢者支援課長

岩田第一老人憩いの家ということでございますが、主な利用者団体ということで過去も含まれるのかもしれませんが、老人クラブや末常自治会、新内自治会とサロン等が使われているというふうに認識しております。

○大田委員

主にどこが使ってありますか。

○堺高齢者支援課長

すみません、今のが主な利用団体と認識しております。

○大田委員

いや、自治会は年に1遍か2遍でしょう。老人クラブというのは年間365日あったら200日か180日ぐらい使っているでしょう。

○堺高齢者支援課長

すみません、各団体の詳細の利用日数、人数というのは現在把握しておりません。申し訳ございません。

訂正させていただきます。今現在、手元ございません。失礼いたしました。

○大田委員

そしたら、岩田第一老人憩いの家と三輪第二老人憩いの家と三輪第三老人憩いの家と塩田佐田老人憩いの家、人数把握、役所のほうにあるはずですからお示してください。

○堺高齢者支援課長

令和2年度の数字は持っておりますので、令和2年度の延べ利用者数でお答えさせていただきます。

○大田委員

すみません、令和2年度は市から使ってはいけないと使用禁止命令が出ていましたから令和2年度は参考になりません。

○委員長

令和元年とかも含めて報告ができればしてください。

○堺高齢者支援課長

では、令和元年、令和2年度の人数で申し上げます。三輪第一老人憩いの家は令和元年度は72名、令和2年度は5名、三輪第二老人憩いの家は令和元年495人、令和2年は257人、三輪第三老人憩いの家は令和元年は152人、令和2年は180人、塩田佐田老人憩いの家は令和元年が478人、令和2年度は154人、以上でございます。

○大田委員

今、それは延べ利用者数です。私が聞いたのは老人クラブが何人使われたか、自治会が何人使われたか。どこが主体にして、使ったところの人数、総延べ人数じゃなくて。それを今から1時間ありますから、岩田第一老人憩いの家と三輪第二老人憩いの家と三輪第三老人憩いの家と塩田佐田老人憩いの家のその4か所でいいですから。

令和2年度は先ほども言ったようにその施設を使用してはいけないという期間がありますので、30年度と令和1年度でお示してください。

○堺高齢者支援課長

先ほどの質問の4か所の憩いの家の老人クラブの利用延べ人数という御質問でしたが、先ほど人数確認いたしましたら人数の把握は先ほど報告書で把握と鍵管理者に確認をして把握しているとお答えいたしました。報告書の提出が一部の方のみで、ほとんどが鍵管理者から毎月の利用延べ人数の報告を受けていて、詳細の部分をお求めしておりませんでしたことより、老人クラブのみの利用者数の把握ができておりませんでしたので、御報告できる数値はありませんでした。申し訳ございません。ただ、老人クラブの方が定期的に月一、二回等の定期的な利用をされているということは認識しております。

以上です。

○大田委員

要するに今正確な把握はできなかつたと言われているんですが、老人クラブが月に再々使いよるといふんで老人クラブの活動のほうは一応は自治会よりも多いというふうには私どもも思っております。だから、今回はこの総合管理計画に基づいていきなりそう

いう話をするんでなくて、そういうふうにご利用者が多いところにおいてはやっぱり老人クラブがたくさん日にちも使っておられるわけでありますから、その人たちとゆっくりとじっくりと話し合いをして、今後の方針をそういうふうにも、今、公共施設総合管理計画に基づいていくばかりでなく、そういうふうな地元の人たちと利用者の方たちとゆっくり話し合ってから、その利用実態もいろいろ分かるわけでありますから、そこについて市の方針はこうでありまからだけでなく、ゆっくり話し合っていて、それでいきなり市の方針はこうでありますからって言わないでやってほしいと思っているわけでありますが、そのこのところはどういうふうにお考えか教えてください。

#### ○堺高齢者支援課長

前回の説明会は一応市の方針をお伝えし、話し合いの場の設置を利用者様にお願いをしたという形ではございます。ただ、今度話し合いの体制が整ったら、地域御利用者の皆様と話し合いを進めていこうと考えております。そのときには委員が言われたようにそれぞれの自治会とか老人クラブの皆様、サロンで利用されている方々と御意見等をしっかり聞きながら、よりよい今後の方向について丁寧に話し合いを持って行きたいと思っております。御意見ありがとうございました。

#### ○大田委員

ぜひともこういうふうにご皆さんとゆっくり話し合いをして今後の方針をいろいろ市からの押しつけでなく皆さんとの話し合いで決めていってもらいたいと思います。

次に参ります。長養園という施設があるんですよね。私、あまりよく知らなかったんですが、長養園の建っている土地は市有地だそうですね。建物は市有地の上に建っている建物は私は公設民営ではないかと思っておるんですが、そのこのところはどうか。

#### ○堺高齢者支援課長

周防長養園が建っている土地につきましては光市の市有地ということになっております。建物は運営する社会福祉法人のほうで建てられていると認識しております。土地の部分につきましては普通財産ということになっておりますので、財政課のほうが所管とはなっておりますが、財政課のほうに確認しましたら周防長養園が措置施設ということで光市の財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例に基づいて土地のほうは無償で貸しつけていると聞いております。

以上です。

#### ○大田委員

ありがとう。私が聞く前に答えてくださってありがとうございました。

措置施設ということで土地代は長養園さんは払っていないと、無償で貸しているということでありましたが、措置施設は光市では長養園さんだけなんですか。

#### ○山根福祉総務課長

生活保護施設としての石城苑もございます。

○大田委員

光は長養園と石城苑が措置施設とあるということでございます。そしたら、長養園にしても石城苑にしても入所しようと思ったら市の許可というかあれがなけんにゃ入れないんですか。

○松村福祉保健部長

複数の課にまたがることなので私のほうから御説明させていただきます。それぞれの施設で入所条件等がございますけど、市のほうで入所決定をいたしまして入所していただくということになります。施設のほうが市内にはありますけれども、市外の方も受け入れておりますので、市外に住所がある方につきましては、その住所地の市町のほうで入所決定を行っていただくということになります。

以上です。

○大田委員

長養園さん、石城苑さんも同じことなんですけど、定員数があると思うんですが、その定員数に対して光市さんからは何人ぐらいの入所者がおられるわけですか。

○堺高齢者支援課長

周防長養園につきまして御説明させていただきます。周防長養園の定員は50名となっております。長養園の中で光市が措置し入所されている方は12月1日現在で26名という状況でございます。

○山根福祉総務課長

石城苑につきましては定員が90人で、正確な数字は把握しておりませんが、おおむね定員いっぱいの方が入所されていらっしゃると思います。光市の方がというのが、今手元に資料がございません。申し訳ございません。

○大田委員

また教えてください。

長養園は50人で光が26人というようなことを今言われたんですが、大体100%ぐらいの入所ですか。

○堺高齢者支援課長

他市の入所者も含めて現在、長養園の入所者は43名と聞いております。

○大田委員

43名のうち26名が光市と、過半数以上で入っておられるんですが、そこについて予算は約8,400万円の支出となっているんです。それで収入も1,600万円ぐらいとなっている

んです。そのところで長養園さんと石城苑さん、当然両方に支出をされていると思うんですが、長養園さんにはお幾らぐらいで、石城苑さんには幾らぐらい、教えてほしいと思うんですが。

○堺高齢者支援課長

長養園のほうに幾ら市が支払いしているかということで令和3年度の予算ベースで申し上げますと、老人ホームの入所措置費という形でお支払いをされており、予算では8,421万8,000円を計上となっております。

○大田委員

だから、予算の100%、長養園ということになるんですね。

○堺高齢者支援課長

この8,421万8,000円の老人ホーム入所費の分につきましては周防長養園の26名分もありますが、他の養護施設に入所された方の入所費も含まれておりますので、長養園のみの入所措置費というわけではございませんでした。失礼いたしました。

○大田委員

だから、長養園にはお幾らぐらいかとお聞きしているんです。

○堺高齢者支援課長

すみません、現在、数値を持ち合わせておりません。すみません。

○大田委員

また、石城苑のことを答えられるからその間に調べちゃってください。

○山根福祉総務課長

石城苑のほうでございしますが、石城苑には光市内の方が14名いらっしゃいます。今手元に持っているのが光市で措置している方で県内各救護所に入っている方の施設事務費ということであれば、令和2年度決算で3,599万7,000円でございます。誠に申し訳ございませんが、石城苑へのという数字を今は持ち合わせていないということです。

○大田委員

そうすると、今、令和2年度の決算ベースで言われたんですが、予算書にも載っているんですね。

○堺高齢者支援課長

今、御説明した老人ホーム入所措置費の金額は令和3年度の予算ということで御説明させていただきました。

○大田委員

いや、だから、今、石城苑が言われた3,599万7,000円の令和2年度の決算ベースで言われたんですが、令和3年度の予算にも載っておるはずですよとお聞きしたんです。

○松村福祉保健部長

令和3年度の予算では石城苑の施設事務費は3,900万円計上しております。すみません、石城苑だけではないです、生活保護施設の施設事務費です。失礼いたしました。

○大田委員

今、8,400万何がしは長養園関係の26人プラス何人かがよそに入っちょる人のっちょうことで間違いないんでしょう。

○堺高齢者支援課長

そのとおりでございます。

○大田委員

収入も1,600万何がしかが今年度予算に上がられているわけですが、そのところの内訳も分かったら教えてほしいんですが。

○堺高齢者支援課長

長養園に入所された方の自己負担分ということで1,600万円上げておりまして、予算で申しますと老人ホーム入所措置費の先ほど言った8,421万8,000円は34名分の措置費ということで計上しております。それで、入所者の自己負担金につきましては34名分と、あと扶養義務者の方にも御負担分を徴収しておりますので、その分を1,600万円ということで計上させていただいております。

○大田委員

石城苑の方も入っているのに自己負担分はあるんですか。

○松村福祉保健部長

石城苑につきましては生活保護を受けていらっしゃる方が入られていますので、石城苑といいますか生活保護施設については自己負担はございません。

○大田委員

それでこの人たちの、長養園なんかは退所っちょうのはあるんですか。

○堺高齢者支援課長

退所はございます。例えば、長期入院になった場合の退所であったりとか、お亡くなりになられての退所というようなこともございます。

○大田委員

そういうふうに長期入院、死亡された方が退所、そのほかで退所というのはあるんですか。要するによそのところに行って生活するとかいう。

○堺高齢者支援課長

養護老人ホームから在宅等戻られてということの御質問だと思います。環境等を整えたらそういう形で退所される方はいらっしゃると思いますが、数的には多くないと思っております。

○大田委員

長期入院とか亡くなられた方以外でそういうふうな例は今まであったんですか、なかったんですか。

○堺高齢者支援課長

私が知る限りということで、今年度からの異動になりますので、今年度知っている限りではありませんでした。

○松村福祉保健部長

養護老人ホームにつきましては、いわゆる終の棲家という位置づけでの整備ではございません。生活が立ち直れば当然退所して御自身で生活していただくという目的の施設でございますので、制度上は退所されるということは大前提、当然のこととして想定はしておりますけれども、現実問題としてやはり高齢になられた方の中で生活に困窮したりとかいうような方が入られていますので、そういった方が生活が立ち直る、特に経済的な部分でそういったことというのは極めてまれな状況でございます。

以上です。

○大田委員

大体のことは分かりました。それで、今、8,400万円、3,500万円、市のほうから支出しているわけでありましたが、市のほうからそこに研修ちゅうか検査、出向かかれているような調査とかいうのをされたことありますか。

○山根福祉総務課長

まず、最初に先ほど石城苑の令和2年度の光市の方の措置費を先にお伝えさせていただけたらと思いますが、石城苑への光市の措置費が2,672万6,620円でございます。

それと石城苑へ経理的な監査ということなんですか、光市の生活保護者については年1回以上は入所されていらっしゃる方に訪問調査と申しますか、そういうふうなものはさせていただいております。

○松村福祉保健部長

石城苑につきましてはもともと大和町立であったものが民間に移譲になっております。

その時点で既に受けられた法人が市外にも施設を持たれていましたので、こちらのほうの監査につきましては県が担当しております。

それから、長養園につきましてはもともと市内だけの施設を運営されている法人でしたので、市が法人監査に入っておりましたけれども、その後、市外にも施設を求められ、複数の市域にまたがる施設を運営する法人となりましたことから、こちらのほうも県の法人監査が入るようになっております。

なお、入所者の処遇につきましてはそれぞれの部署のほうが年に1回施設のほうを訪問して所持金であったり生活実態というものは確認しているという状況でございます。

#### ○大田委員

市外に持っている施設の方だから県のほうで監査が入ると、だから、光市から入っておられる方はその生活実態を見るために年1回は見ていると、そういう解釈ですね。

もう少し生活状況を見に行かれるとか、年に最低でも3遍ぐらい行かれるとかしてもらいたいと思います。今後とも長養園、石城苑とも措置施設でありますので、光市が深く関わっている施設でありますので、そこのところはよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

#### ○仲山委員

一般質問で認知症について取り上げさせていただきました。関連した質問をさせていただきたいと思います。

市役所及び市の施設における認知症の方、あるいはその可能性のある方への接遇や対応についてなんですけれども、職員の方にも理解してほしいところなんです。そういうことについての市の考え方、あるいは訓練、研修といったような取組になろうかと思っておりますけれども、その辺はどのようになされているか、お伺いします。

#### ○安池地域包括支援担当課長

市では、認知症を正しく理解し、認知症の人と家族を地域で温かく見守る認知症サポーターの養成を行っております。そのため、認知症サポーター養成講座を市民や職域、学校等々対象に実施しております。市職員に対しては約10年前に認知症サポーター養成講座を実施しておりますが、年数も経っておりますことから、今年度に再度職員を対象とした講座を実施する予定としております。

以上です。

#### ○仲山委員

了解いたしました。窓口で気づかれることというのも結構あるかと思っております。そういうものがちゃんと早期の対応につながるようなことまでつなげられるといいなと考えております。よろしくお願ひします。

それともう一点、子どもたちに対する啓発活動ということが考えられますけれども、子どもたちが率先して理解が進んで行動してくれることは大変大人への影響ということも考えられてなかなか大事なことじゃないかと思っております。子どもたちに対する啓

発活動というのはどのように取り組まれているか、お伺いします。

○安池地域包括支援担当課長

小中学生、高校生に対しましても認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の啓発を行っております。そのほか、認知症高齢者等声かけ訓練を地域と小中学校がタイアップをして訓練を行っております。この訓練は地域で道に迷っている認知症高齢者にどのような声かけを行えばいいかを学ぶものです。この声かけ訓練の前には必ず養成講座も受講していただき、対応等を学んだ後に声かけ訓練を実施するようにしております。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。声かけ訓練、あれも私も一度参加したことがありますけど、なかなか実際の応対は難しいものだということを思い知らされましたけれども、なかなかいい取組だと思います。コロナ禍でなかなか取り組むことが今難しい状況下だと思いますけれども、できる状況になりましたら着実に進めていただければと思います。

以上です。

3 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第58号 令和3年度光市一般会計補正予算（第9号）〔所管分〕

説 明：周田環境政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第63号 令和3年度光市下水道事業会計補正予算（第1号）

説 明：植本下水道課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

## 質 疑

### ○早稲田委員

まず、先日陳情のありました飼い主のいない猫の問題に取り組むボランティア活動の団体からの陳情ですけれども、その後、所管課ではどのような取組をされましたか。お尋ねいたします。

### ○周田環境政策課長

飼い主のいない猫の問題に取り組む団体への取組でございますが、10月末に団体から4名、周南健康福祉センターから職員2名、市から職員3名の参加により、三者による意見交換会を実施し、主には団体の活動についての報告をお受けしました。

また、現在の取組を地域猫活動につなげるため、まずは周南健康福祉センター職員が講師となる、地域猫活動お届け講座を団体で開催する提案を行うなど、今後についての話をさせていただきました。

以上でございます。

### ○早稲田委員

今、お話のありました地域猫お届け講座とはどのような内容でしょうか。

### ○周田環境政策課長

地域猫活動お届け講座とは、地域猫活動に関する正しい知識と理解を深め、県民への活動の普及を図るため、県において実施している講座でございます。申込みにより、自治会の班など小さな単位での学習会にも対応をしております。

内容は、地域猫とは何か、どういう取組か等、地域猫を知ってもらう機会にもなる講座でございます。

以上でございます。

### ○早稲田委員

今、県において実施している地域猫活動お届け講座について、お伺いしました。

では、陳情の中の1つでありました看板設置についてはどのようになりましたでしょうか。

### ○周田環境政策課長

団体から看板設置の要望がされている場所は、猫の遺棄が繰り返されておりまして、市有地の中でも特に問題になっている場所でございます。

このため、市有地への遺棄を予防するため、11月末に動物の遺棄虐待は禁止の看板を市において設置いたしました。

以上でございます。

### ○早稲田委員

設置していただいたということで、ありがとうございます。

せっかく陳情に来られましたので、今後、市としてどのように関わっていくか、お考えがありましたらよろしく願いたします。

○周田環境政策課長

団体においては、その後、市内で初めてとなる猫の譲渡会を開催しておりますし、来年1月には地域猫活動お届け講座の開催を予定するなど、陳情をきっかけに活動が活発化されております。

市としても、団体の活動しやすい環境整備について、県と連携しながら協力できる部分についての協力と、今回をきっかけとして地域猫活動の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

陳情をきっかけとして、団体のほうも活動が活発になって、それから市のほうとしてもできること、協力体制であるということで、今後どうぞよろしく願いたします。

次の質問です。令和3年度の当初予算の概要の中に、地球温暖化防止の啓発として、12月に各家庭や事業所等におけるライトダウンの取組について記載されていましたが、その取組はどのようになっているのでしょうか。お尋ねします。

○周田環境政策課長

お尋ねのライトダウンですが、家庭や職場で地球環境の大切さを再認識し、地球温暖化対策の取組を実践する契機としていただくため、家庭や事業所に照明等の消灯を呼びかける、光ライトダウンチャレンジを実施することとしております。

実施日については12月19日を重点実施日とし、当日の参加が困難な場合は12月15日から22日の間としております。

内容は、実施期間中の夜間、起きている間に1時間以上のライトダウンに取り組んでいただき、SNSアカウントに、ハッシュタグに「光ライトダウン」をつけて写真等を投稿していただくか、メールで写真を提供いただくものでございます。

投稿等は任意ではございますが、取組の輪を広げるため、ぜひ御協力いただければと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

具体的な取組例とかありましたら願いたします。

○周田環境政策課長

御家庭の場合は、電気やテレビを消して、ろうそくやランタンの明かりの中、家族で会話を楽しんでいただくことなどで、事業所の場合は、夜間の野外照明施設の消灯やオフィス照明やパソコンの使用減による節電に取り組んでいただくことなどが取組例とし

て挙げられると思います。

以上です。

○早稲田委員

12月19日というのはこれからなので、ぜひ家庭でも取り組んでみたいなと思いますが、効果についてはどのように図っていかれるのでしょうか。

○周田環境政策課長

期間終了後にSNSの投稿等を取りまとめ、市ホームページ等で紹介を行います。

また、事業所等については、把握できる範囲で取組期間中の温室効果ガス削減量を市ホームページで公開する予定としております。

以上でございます。

○早稲田委員

それでは、この取組の周知方法についてお尋ねします。

○周田環境政策課長

周知方法でございますが、市広報紙やホームページ等による周知のほか、公共施設へのポスター掲示、SNSを通じた掲載、また事業所に対しては地球温暖化対策地域協議会の会員事業所を通じたポスター掲示など、様々な方法を通じて周知を図ってまいります。

以上でございます。

○早稲田委員

1つの家庭とか事業所だけでは小さなレベルかもしれないんですけども、この取組に多くの方が参加していただければ、地球温暖化の防止の啓発ということで進んでいくのではないかと思います。

では、次の質問に入ります。

12月ということで、新しい年を気持ちよく迎えるために各家庭では大掃除が行われる季節だと思います。そこで、粗大ごみ等の戸別収集のふれあい訪問収集について質問します。

現在の申込みの状況を教えてください。予約してからすぐにできるのか、待ち時間があるのか。また、どのような内容のものが多いかをお示しくください。お願いします。

○小山環境事業課長

ふれあい訪問収集の現在の予約状況と、どのようなものが多いかということですが、現在の予約状況につきましては、1月までは全て予約が入っており、現在は2月以降の予約を受け付けておる状況であります。

回収品目につきまして、たんすや棚が一番多く、次にソファ、机、テーブル、マットレス、ベッドなどが多くなっております。

以上です。

○早稲田委員

やっぱり、大きいものが多いということで、高齢者の方も増えているのでなかなか処分に困っているのかなと思いますけれども、1回の申込みにつき何点までなどの制限はありますか。

○小山環境事業課長

1回の申込みにつきましては、最大で5件までというふうになっております。

○早稲田委員

では、その申し込みの際、大きなたんすとかだと、例えば運びやすいように上下組立て方式になっている場合とか、ガラスの扉がついている場合などもあると思うんですけど、それ一式を1点とするのか。それとも、ばらばらに数えていくのか。

あと、先ほどベッドなどもあるということでしたけども、ベッドとかマットレスとかは1点ずつになるのかを教えてください。

○小山環境事業課長

品目の取扱いにつきましては、たんすなど上下組立て方式のものや、扉などにガラスや金属などがあっても1つの本体として1件として取り扱っております。

また、ベッドとマットレスにつきましては、別々で取り扱っておりますので、2件という取扱いとしております。

以上でございます。

○早稲田委員

理解しました。では、その回収した品物の中に、例えばリユースネットひかりを見ると、譲ってくださいという商品がホームページとかに載っていますけれども、そういう商品があった場合はどうされるのでしょうか。

また、もし回収したものでまだ新しく使えるなといった場合に、リユースネットひかりに逆に登録等をするとか、そういう流れはありますでしょうか。

○小山環境事業課長

回収した品の中にリユースネットひかりで譲ってくださいという商品や、新しくまだ使えるものがあるという場合についてでございますが、このふれあい訪問収集につきましては、御自宅に回収に伺った際、処分に係る手数料をいただいておりますことから、全て処分することとしております。

したがって、市が回収した品をリユースネットで譲渡したり、新たに登録することはございません。

以上でございます。

○早稲田委員

何かこう、うまく連携できたらいいのかなと個人的には思っているんですけども、これから高齢化が進んで、私とかでも御近所の高齢者の方からちょっとごみを出しに行ってくださいとか頼まれたりすることもあります。ますます粗大ごみの処分というのも増えてくると考えられます。

現在は、決められた曜日とかで、先ほど聞きますと1月までは待ちの状態で、予約をしても2月からの受付という待ち時間が生じていますし、もしニーズがたくさんあるようであれば、ふれあい訪問収集の増加傾向に合わせて収集日時を増やしていただきますよう検討をお願いしたいということで、この質問は終わります。

すみません、もう1点あります。

同僚議員の一般質問の続きの質問なんですけれども、合併浄化槽の維持管理補助制度の創設についての質問の続きでございます。

そのときの答弁は、財源が課題で、合併浄化槽の設置を進めることで環境保全の推進を図りたいとのことでした。

そこで質問です。合併浄化槽、単独槽の設置数をまず教えてください。

○山口下水道課下水道技術担当課長

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の設置数についてでございますけれども、光市におきましては、県の周南環境保健所が把握し、管理している数値でございますけれども、本市が設置補助事務を取り扱っておりますことから、答えられる範囲でお答えいたします。

この設置数につきましては、県に確認しましたところ、現在本市における合併処理浄化槽は約1,700基、単独処理浄化槽が約1,800基となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

合併浄化槽のほうは1,700基、単独槽が1,800基ということで、続きまして法定検査の受検率についてはいかがでしょうか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

法定検査の受検率につきましては、県全体で把握している数値でございます、こちらは公表されております令和元年度末時点で申しますと、県全体の数値としまして、合併及び単独を含めた全数での受検率は53.8%、合併処理浄化槽のみの受検率が68%となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

では次ですけれども、単独槽を合併浄化槽にということですが、いつまでにどうしたいのか、どこの地域を進めたいのかなど計画はありますかでしょうか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

いつまでにどうしたいのかにつきましては、合併処理浄化槽の設置補助における計画として、5年おきに目標基数を設定はしております。こちらは、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び新設のものを含めての目標でございますので、単独から合併のみという計画のほうは持ち合わせておりませんが、これによって浄化槽設置助成事業を進めているところでございます。

あと、どこの地域を進めたいかにつきましては、特定の地域に限定しておらず、単独浄化槽などから合併処理浄化槽への転換を、主に下水道認可区域外の全区域を対象としているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

令和2年に浄化槽法の一部の改正が行われました。これは、法定受検率の低さを改善し、単独処理槽の転換を図るために処理促進区域を定めることで、環境保全を促進しようとするものです。

光市でも、処理促進地域を定め、単独処理槽からの転換と受検率向上を目指すべきではないかと考えますけれども、御見解はいかがでしょうか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

光市でも処理促進区域を定め、単独槽からの転換と受検率の向上を目指すべきとの御質問でございますが、浄化槽処理促進区域とは、市が一定規模以上の浄化槽を設置運営する場合に定めることが必要になるものでございまして、個人が設置する浄化槽につきましては、要しないものとなりますことから、本市としましては、引き続き下水道認可区域外の全域を対象に、幅広い市民の皆様に対し、合併処理浄化槽の普及に向けて現行の国の補助制度を活用し、単独処理浄化槽からの転換を促進してまいりたいと考えております。

なお、受検率の向上に関しましては、現在、本市においては県が浄化槽の維持管理に関する助言並びに指導などを行う立場となっておりますことから、現状では県における対策として受検されない方への通知などを行い、受検率向上に努めておられるところで

す。

したがって、本市におきましても、県の要請等を踏まえまして連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。県のほうと連携を進めていただきまして、受検率向上等も目指していただければと思います。

以上です。

○山口下水道課下水道技術担当課長

先ほどの委員の御質問の法定検査の受検率はというところで、私が合併処理浄化槽のみの受検率を68%と申しましたけれども、60.8%に訂正させていただきます。

失礼いたしました。

○田邊委員

下水道のほうでお願いします。

有収水量があって、処理施設に入る水量、そういったものが違ってくるとというのが不明水と思われるんですけど、不明水について詳しくお願いしたい。

○植本下水道課長

まず、不明水の定義でございますが、下水道事業につきましては、し尿や生活雑排水など汚水、それと雨水につきましてはその両方を下水道管渠に流す合流式と、別々の管渠に流す分流式の2つの方式がございます、本市の下水道事業は汚水のみを下水道管渠に流す分流式による管渠整備を行ってきたところでございます。

したがいまして、各家庭などから汚水が地下に埋設している下水管渠を通じて終末処理場まで流れることとなりますが、この過程の中で管渠の接続部分やマンホールなどから雨水や地下水がやむを得ないといえますか、一定程度水が流入することになりまして、このように流入した雨水等を不明水というふうに申しております。

先ほど、委員さんが不明水の有収水量ということをおっしゃいましたが、この不明水につきましては、実際測定することは不可能でございますので、終末処理場での年間汚水処理水量から、下水道使用料の賦課対象となる水量でございます年間有収水量を差し引くことによって、不明水の水量を求めるというふうになっております。

以上でございます。

○田邊委員

どれぐらい出るんですか。その不明水。

○植本下水道課長

令和2年度におきましては、年間処理水量が約455万トン、これに対しまして年間有収水量が約401万トンでございますので、その差の約54万トンが不明水量となります。

以上でございます。

○田邊委員

その不明水という部分も下水道の処理場に流れてしまうというところで、この不明水は具体的にどう。先ほども少しは言われたけど、どんな形で発生するんですか。

○植本下水道課長

先ほど申し上げました管渠の接続部分やマンホール、その他管渠の破損箇所などから浸入する場合とか、そういった形で雨水ますから下水管渠に流れる場合もございますし、そういったことが考えられるところでございます。

○田邊委員

今の不明水の部分は、先ほど455万トンが処理場に流れると、その中で差し引きした54万トンが不明水であるというところをお聞きしましたけど、これはどういった財源に当たるわけですか。使用料ですか。この不明水はどういった部分になるんですか。

○植本下水道課長

一般会計の繰出し基準の中に、不明水対策といたしまして不明水の処理に係る経費というのはございますので、一般会計の繰入金で賄っております。

以上でございます。

○田邊委員

だから、法定のルール分の中にはそういった不明水処理用の項目があるということね。

○植本下水道課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

それで、この不明水が増えることで、また市に対しても負担になる。そして、いわゆる料金も上がってくるかもしれないけど、この辺りの対策についてはどういった対策を行っていかうと思っているんですか。

○植本下水道課長

主には雨水の管渠への浸入ということでございますが、なかなか特定が難しいということでございまして、ある程度エリアが限定できる場合につきましては、そういった当該エリアについて調査を実施することによりまして、浸入箇所を特定して補修等を行うこととしておりまして、そのほか、今後、管渠の老朽化対策を進めていく中で、こういった雨水の浸入防止に効果的な改築工法を用いるなどして改善を図っていきたいと考えております。

○田邊委員

今後、この改修するとかそういった、法定年数がもう来るような、今後修繕しないとイケないという大きい割合の中で、今、どれぐらい修繕が終わっているか、分かれば教えていただきたい。

○山口下水道課下水道技術担当課長

現在、下水道の総延長は250kmを超える数字でございますけれども、改築につきましてはまだ始まったばかりでございまして、それに対しますと、まだわずかなものとなっております。

○田邊委員

だから、不明水はまだ今みたいにそういった対策をしないと出てくるよというところで、今の不明水の推移はどんな感じですか。今の54万トンで、年々増えているのか、それとも減っているんですか。

○植本下水道課長

年間の汚水水量に占めます不明水量の割合でございます。不明水率という、今の数値を率で直しますと11.8%ということになります。

これについては、過去の実績を見ますと大体10%前後で推移しておることから、ほぼ横ばいで推移をしている状況となっております。

○田邊委員

先ほど、下水道の総延長が光市内で250kmあると、その中で、まだ今やり始めたばかりだということで、不明水が増えたらまた財源が要るわけだけど、一般会計のほうでその部分はあるとは言うけど、その辺りの対策をしていかんといけないなと思いますのでお願いします。

それと耐震化。地震に対するこの下水道管の耐震の対策、現状ではこういったものはどうなっているんですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

現状での地震に対する下水道管の耐震対策でございますけれども、現在進めております下水道管布設の新設工事につきましては、耐震対策として本管に硬質塩化ビニル製の管を使用するとともに、マンホールと本管の接続部や本管と取付管との接続部にゴム製で可動性のある継ぎ手を施工することにより、地震の揺れに追従して管を可動できるようにしておくことで、耐震性の向上を図っているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

最新の状況は今の説明で分かったんですけど、昔、整備した下水道管についての耐震化はどうされるんですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

先ほど申しました工法で整備された管につきましては、耐震対策が施されているものと考えておりますが、耐震基準が改正される前の下水道整備事業初期頃に整備された、特にコンクリート製の管につきましては、耐震性能が低い可能性もございます。

以上でございます。

○田邊委員

今、コンクリート製は耐震性能が低い可能性があると言われたけど、その問題点はどうか考えているんですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

ただいまの古い管への対応でございますけれども、老朽化の進む下水道管への対策として、現在、下水道ストックマネジメント計画によりまして、改築更新を進めているところでございますが、この中で耐震対策指針に見合った改築工法を選定してまいります。

○田邊委員

分かりました。

もう1点、国は下水道使用料の適正な水準、これはどう定めておるか。1トン当たり何円、この辺りをちょっと教えてほしい。

○植本下水道課長

国が定める適正な水準というのは、はっきりとは定めているような状況ではないと考えておりまして、一般会計の繰出しの中の要件といたしまして、使用料単価が150円という目安をうたっているところでございます。

市町村によっていろいろ事情がありますので、繰出しの目安としては150円というのをうたっています。

以上でございます。

○田邊委員

私が持っている資料は、1トン当たり150円で、そのとおりです。これに満たない場合、繰入金が減少するとかそういった可能性があるのかないのか、そこを教えてください。

○植本下水道課長

一般会計の繰入れの基準のルールとして、150円に満たない場合は繰入れはできないということになっております。

以上でございます。

○田邊委員

うちの今の基準の要件が20m<sup>3</sup>当たりの三千幾らだったですか。

○植本下水道課長

3,410円。

○田邊委員

だから、これは今は繰入金は、国から定めた基準以上になっておるといふところだね、考え方として。

○植本下水道課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

分かりました。

それともう1点、一般会計繰入れ以外に、資本費平準化債とかいう、そういった債権があると聞くんですけど、そういったものもあるんでしょうか、起債。

○植本下水道課長

制度としてはございますが、現在、本市においては活用はしていない状況でございます。

○田邊委員

分かりました。制度としては資本費平準化債、こういった起債があるということね。

○植本下水道課長

そのとおりでございます。

○仲山委員

毎度のことですけども、アルゼンチンアリのことについてお尋ねします。

アルゼンチンアリの活動期も、そろそろ今年の活動期も終わることかと思えますけれども、今年の地元協議会の活動、あるいは防除の取組、モニタリング調査の結果についてお伺いします。

○周田環境政策課長

アルゼンチンアリについて、お尋ねの今年度の取組状況ですが、年3回の一斉防除と生息確認調査を終えております。

また、地元協議会と協働によるモニタリング調査を年4回行うなど、計画的な事業実施に努めたところでございます。

次に、調査の結果ですが、調査時点において全体的にアルゼンチンアリの数は少ないという結果となっております。

また、一斉防除の際の住民アンケート結果や地元協議会の方々からも、以前より全体的に少ないということを伺っております。

以上でございます。

○仲山委員

大変うれしい話であります。

活動状況は前ほど活発ではなさそう。これは、防除活動の結果であるかと思えますので、今後とも取り組んでいただければと思います。

あと、この地元協議会のほうの関連ですけれども、交付金の話が出ていたかと思えますが、手続であるとかの状況というのは今、どんな状況なんでしょうか。

○周田環境政策課長

国の交付金の手続の状況ということでございますが、国の交付金の今後のスケジュール予定を申しますと、今年度2月頃に交付金を申請し、採択結果は来年度4月中旬頃とお聞きしております。

現在、地元協議会と引き続き協議を行っております、防除回数やモニタリング回数など、防除計画策定のための最終調整を行っているところでございまして、予定どおり2月の申請に向けて取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○仲山委員

たしか、申請に際しては計画はしっかりとつくられていないといけないという状況と伺っていたと思います。引き続きお願いしたいと思います。

また、来年に向けてというところで、その防除の、本年よりもより何か取り組もうとしていることとか、何か来年に向けて考えていることがあればお伺いしておきたいと思います。

○周田環境政策課長

国の交付金が採択されれば、防除回数を増やすなど現在の取組を拡充していくこととなります。まずは、交付金申請に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

強力に進めていただいて、できれば、たしか協議会の名前も撲滅だか根絶だか、何か勇ましい名前がついていたと思いますので、しっかりと防除活動に努めていただければと思います。

あと、以前から指摘しておりますけれども、生息エリア内からの巣ごとの持出しということがやはり心配であります。女王アリごと運び出してしまつてよそに持っていってしまう。そこで生息域がまた広がってしまうということが起きますので、その辺りの対策、地元のほうとの情報ネットワークのようなものになるかと思っておりますけれども、しっかりと努めていただければと思います。

それをお願いして質問を終わります。

○大田委員

プラスチックごみの件についてお聞きしたいんですが、今、世界中で物すごく問題、話題となっております。海岸沿いにプラスチックごみが出ておるんですが、マイクロプラスチックもすごい今出ている。今、光でもその活動をされている団体もあります。

ですが、まずは清掃からやっていかなくちゃいけないと思っておりますので、海岸清掃、年間を通して行われているんですね、今現在も。だから、もう一度お聞きするんですが、日数的にはどれぐらいなされているのか教えてください。

○小山環境事業課長

海岸清掃につきましては、基本的には月10日の2人体制ということで、作業時間につきましては、朝8時から12時までとしております。

7月、8月は、海水浴シーズンでありますことから、月26日の4人体制、そして作業時間のほうは6時から10時までとしております。

清掃場所につきましては、虹ヶ浜海岸、室積海岸及び西ノ浜、象鼻ヶ岬海岸の一部となっております。

以上です。

○大田委員

7月、8月が26日間もやっている。ほかのときは大体、月10日と今、お聞きしたんですが、8時から12時、6時から10時、虹ヶ浜やら室積海岸、象鼻ヶ岬もやっておられるというのをお聞きしました。

海岸清掃で一生懸命やっておられる。ぜひとも、今後とも続けていってほしいと思っておりますが、それによってごみが出たと思うんです。どのようなごみを回収されたのか把握しておられると思うので教えてもらいたいと思います。

○小山環境事業課長

回収したごみの把握につきましては、回収したごみの品目や作業内容を記入した業務委託作業日誌を、毎月委託業者のほうから提出していただいております。それを確認することで、回収品目を把握しておるということでございます。

回収したごみについて、一番多い品目につきましては、これも海岸清掃を委託している業者に確認したところ、一番多いのは流木や葦など、全体の約8割がそれで、そのほか、プラスチック類や缶類、ゴム類などの埋立てが残りの2割程度ということになっているということを聞いております。

以上でございます。

○大田委員

流木やら葦が8割、約80%、これは結構大きなものだろうと思うんですが、プラスチック類が2割というふうにお聞きしたんですが、プラスチック類というのが今、一番問題になっておるんですが、回収されたプラスチックの種類、どのようなものが多かったか教えてほしいんですが。

○小山環境事業課長

海岸に漂着するものについては、場所や時期によって多少違いはありますけども、プラスチック類につきましてはペットボトルが多いというふうに聞いております。

そのほか、レジ袋などのポリ袋や発泡スチロールなども多いというふうに聞いております。

以上でございます。

○大田委員

ペットボトル、レジ袋というのが一番多いと、今現在、レジ袋なんかは買うようになって、買物袋を提げてというか、あれを提げてなるだけレジ袋、プラスチックが出ないようにされているようにしております。

海岸に流れ着くプラスチックのごみをなくしていかにかやあやっぱりいけないと思うんです。それは、どういうふうにしたらいいか、今、検討されておられますか。

○小山環境事業課長

海岸に流れ着くプラスチックごみをなくしていくためには、やはり陸域で発生するプラごみをまずは海洋へ流出させないという取組が重要であると考えております。

市といたしましては、ポイ捨てなどの不法投棄の撲滅に向けた周知啓発、さらにはプラスチック類、特に使い捨て用のプラスチックの利用を減らしていくなど、様々な取組を通して意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

一応、啓発運動を今後ともしていこうというふうに思っておられるわけですか。

○小山環境事業課長

そのとおりでございます。

○大田委員

ぜひとも啓発運動をして、プラスチックが出ないようにと思うんですが、一番、プラスチックごみでも、今、虹ヶ浜海岸やら室積海岸なんかは、広島のカキ棚ですか、ああいうのはプラスチックごみなんかが多いと思うんです。それなんかも回収したらどういうふうな処理をされているんですか。

○小山環境事業課長

カキパイプのプラスチック類のお尋ねでございますけども、これにつきましては、分類で行けばその他プラという扱いになりますので、えこぱーくのほうで処理するようにしております。

以上でございます。

○大田委員

プラスチック、世界中でいろいろ言われておるんですが、光もきれいな自然百景、海岸百景に入っているわけですから、ぜひとも掃除をしながらプラスチックごみの回収も一生懸命、今後とも進めていってもらいたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

続いて、光井の汚水の中継ポンプ場に改築工事が進められると思うんです。そうした

ら、光井にもあるが、室積にも汚水中継ポンプ場があると思うんです。その改築工事なんかは、今後どのようにして更新される予定があるのかどうか。あったら教えてください。

○山口下水道課下水道技術担当課長

室積汚水中継ポンプ場につきましては、現行の下水道ストックマネジメント計画の中で整理、検討を行っております。本計画によりますと、令和5年度に水中攪拌機などの一部の機械設備や各種流量計、水位計などの一部の電気設備を更新する予定となっております。

以上でございます。

○大田委員

今、攪拌機やら一部の更新計画を持っていると、これ、ポンプちゅうのはどのぐらいまでもてるんですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

ポンプ本体の耐用年数についての御質問でございますけれども、ポンプ本体の標準耐用年数を申しますと15年となっておりますが、標準耐用年数が来ればすぐに故障するというものではございませんので、常に状態監視を続けながら、ポンプの適正な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

○大田委員

そういうふうに、本体とともに今のような攪拌機を交代するとか、維持管理のために室積の浄水やら光井の中継基地なんかも更新を進められておられると私も思っております。

それに伴って、潤田のポンプ場においても改築更新ですか、あれをやられると思うんですが、その計画はどのようになっているか教えてください。

○山口下水道課下水道技術担当課長

潤田のポンプ場につきましては、マンホールポンプ形式でございますけれども、他のマンホールポンプに比べて規模が大きいため、光井や室積のポンプ場と同様に重要な中継ポンプ施設に位置づけておまして、今後、下水道ストックマネジメント計画の中で、それぞれの設備の改築更新を検討してまいります。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうに、今、マンホールポンプと言われておったんですが、マンホールポンプの水中ポンプですか、あれは各地区にあると思うんです。その本体ちゅうのは約15年ぐらいだろうと思うんですが、それを維持するための維持管理ちゅうのはどういう計画で、今後進めていけますか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

マンホールポンプの維持管理につきましては、点検業者並びに清掃業者と毎年度委託をいたしまして、定期的な清掃及び点検を適切に実施してまいりまして、健全なポンプの状態を保ってまいりたいと思っております。

○大田委員

定期的なちゅうのは分かるんです。要するに、約半年ごとか、約1年ごとか、3か月ごととか、いろいろあると思うんですが、その定期的なちゅうのはどのぐらいの間隔で。

○山口下水道課下水道技術担当課長

マンホールポンプにつきましては、点検、清掃どちらとも年1回となっております。

○大田委員

年1回で、それを下水道課本体でなくて、契約で維持管理する業者に任せていると、そういうことですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

そのとおりでございます。

○大田委員

どうしても、汚物の流出する管でありますから、どうしても詰まる可能性も高いと思います。だから、そういうふうな維持管理ちゅうのは絶対必要な下水道だろうと思いますので、今後とも適切な管理をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

#### 4 病院局関係分

##### (1) 付託事件審査

##### ①議案第62号 令和3年度光市病院事業会計補正予算（第1号）

説 明：川崎病院局経営企画課長 ～別紙

#### 質 疑

○田邊委員

おはようございます。画像解析システム一式3,960万円ということなんですけど、これは光総合病院と大和総合病院ありますけど、どちらに備え付けるんですか。

○佐古光総合病院総務課長

おはようございます。今回の補助金につきましては、入院協力医療機関である光総合

病院に対しての補助金になりますので、機器については光総合病院に設置するものです。

○田邊委員

そしてこの画像解析システムについては、従来そういったものはあったんですか、なかったんですか。

○佐古光総合病院総務課長

平成27年度に今使用しておりますCTを購入しております。そのときにも同じようなシステムは導入しております。

以上です。

○田邊委員

その画像解析システムを新しいものにするのに以前よりはいろいろな操作の部分が違ってくる部分もあるのか、ないのかというところはどうかののだろうかと思ってですね。解析システムを使う方は専門の知識がまた必要なのかなというところはどうかですか。

○佐古光総合病院総務課長

今回導入する予定のシステムにつきましては、放射線科の現場のほうで操作性等、機能等を評価しまして今回機種を決定しておりますので、その辺は大丈夫だという認識しております。

以上です。

○田邊委員

県内の今コロナの新型コロナ患者受入れ入院協力医療機関、これは何医療機関ですか。それで、それぞれにそういったシステムが入るという形ですか。

○佐古光総合病院総務課長

申し訳ありません。医療機関の数は今、資料を持ち合わせておりませんが、全ての医療機関ではない。希望すればどこまで採択されるか分かりませんが、全ての医療機関ではないと思っております。

以上です。

○田邊委員

岩国の医療センターとか山口県立総合医療センターとか、山口赤十字病院、周南市の新南陽市民病院、下関市立市民病院、下関医療センターなど、こういった重点医療機関があると思うんですけど、光総合病院はこの解析システムの申請を国にしたから認められて、そういうものを入れるという理解でいいわけですか。

○佐古光総合病院総務課長

今回の補助金につきましては、県の補助金になりますので、県のほうに採択していただくように申請をいたしました。

以上です。

○田邊委員

分かりました。従来どおりの操作で対応できるという点とコロナの患者受入れの重点医療機関ということで、この新しいシステムを導入するといったところが気になったんで質問してみました。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○田邊委員

介護老人保健施設ナイスケアまほろばの件です。現在のこの老健施設は従来型老健と在宅強化型の老健の2つに分かれておりますが、まほろばはどちらを目指しているのか、在宅復帰率、またベッドの回転率等、要介護者の利用割合の要件でより在宅復帰に貢献しているのが在宅強化型の老健と言われております。しかし、在宅強化型の老健の中には自宅に戻れる状態ではない利用者に対して在宅復帰率などの要件を守るために半強制的に退所を求める施設もあると聞いております。そこでお尋ねをいたします。12月議会の一般質問で民営化するとなると一旦職員を解雇するのとお聞きしましたら、西村部長の答弁は、人事異動での対応を考えているという旨の答弁でありました。人事異動によってまほろば問題が解決するのであれば、直営のままでも解決できるのではないか。直営ならばできないのであるか。そうであるならば、なぜできないのかをまずお聞かせください。どうぞ。

整理しますけど、一つは従来型の老健か、在宅強化型のどちらを目指しているのかというところと、人事異動についてです。

○原田介護老人保健施設事務係長

おはようございます。当施設の区分ですけれども、超強化型、在宅強化型、それから加算型、基本型、その他型という形で5つの区分に分かれております。もともとは2つの区分で従来型というものを取得していたんですけども、2つの区分が改正され5つの区分に変わりました。現在、基本型というものを算定しております。一時期、加算型というものを取得していたんですけども、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、行わなくてはいけなかった地域貢献活動等ができなかったことによって算定することができなくなりました。しかしながら当施設としても収益を増やすためにいろいろな取組をしておりますし、なおかつ新型コロナウイルス感染症も収束に向かっていることから、地域貢献活動も実施しまして、この12月から加算型という区分で取るようにしております。

す。委員さんがおっしゃられましたように、いろいろな、例えば在宅復帰率や回転率の支援に関する要件のほか、リハビリ専門職員や支援相談員の人数等の配置に係る要件により、実績に応じてポイントがつきます。そのポイントの合計数が基準を上回ることで加算を算定することが可能になるんですけれども、まず、在宅復帰率や回転率等については、利用者の御家族様、それから御本人さんと相談しながらサービス担当者会議等を開催して、可能な限り在宅に向けて取り組んでおります。また、リハビリ専門職員や支援相談員の人数等に関しては、ある程度在宅強化型等を取るためには人数を増やさないといけないというところがございます。ただし、現状その加算によって新たに職員を採用するという事は、その給与費を賄うだけの加算の点数はございませんので、今のところそのあたりは保留としております。

以上でございます。

○田邊委員

今、私が言ったその従来型老健と在宅強化型老健の2つに分かれているのは、以前の話ですか。だからまた、今5つの区分に分かれるという部分が先に話があったんですけど、その後にもたいろいろその形が変わったというところをもう一度お願いしたいんですけど。

○原田介護老人保健施設事務係長

そのとおりでございます。

○田邊委員

そして、実績や利用者の家族と話して在宅の方向でという話もあったんですけど、それは職員の今の定員、職員の数が増やせないばかりにそういった形で今やむを得なく取っているというので理解していいわけですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

あくまでも職員の数もそのポイントに加算されますし、在宅復帰率や回転率もポイントに加算されます。ですので要は職員だけの問題ではなく、全てのことに於いてその基準を上回ることができないために今の加算を取っているという状況でございます。

以上です。

○田邊委員

だからいろいろなその加算の算定によって今の状況ではそういった言われたような形を取っているという理解でよろしいわけですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

いろいろな要件によって現在のポイントを取っている状況です。しかし収益を上げるために今基本型から加算型に上げるように今努力をしているところでございます。

以上です。

○田邊委員

基本型ですね。基本型は全国でどれぐらいの割合ですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

まず、先ほどの御質問ですけれども、この12月から加算型に変えております。

○田邊委員

もう一度はっきりしましょう。11月までは何だったと。そして12月からは何になったというところをお願いします。

○原田介護老人保健施設事務係長

令和3年11月までは基本型でした。令和3年12月からは加算型を取るようになっています。

○田邊委員

それで全国のその加算型の割合はどれぐらいかのデータとかありますか。

○中本大和総合病院業務課長

現在ある令和元年度のデータで、35%ぐらいが加算型です。

○田邊委員

35%が加算型と。基本型と加算型の違いをもう一度詳しく教えてください。分かりやすく。

○原田介護老人保健施設事務係長

なかなかこのあたりについては説明がしづらい部分ではあるんですけども、先ほど申しましたように、在宅復帰率や回転率の支援に関する要件のほか、リハビリ職員や支援相談員の人数等の配置に係る要件が40ポイントを超えた場合において加算型という形になります。

以上です。

○田邊委員

それなら基本型は40ポイント以下という形でいいわけですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

お見込みのとおりです。

○田邊委員

ではもう1点、先ほど言った直営で人事異動によって解決できるのか、できないのか

という点、ここをお願いします。

○川崎病院局経営企画課長

まほろばについては、介護職員については開設時に採用した職員がほとんどであり、年齢層も近く、平均年齢も高く、平均年齢、給与費も上昇しております。病院に介護職員も少数おりますが、平均年齢も給与もあまり変わりませんので、人事異動による効果はないものと考えます。また、看護師についても、まほろばの独自採用であり、病院施設で業務を行うことを想定した採用ではないため、異動は難しいと考えます。また、夜間は医師が不在となるため、入所者の急変時に迅速な判断、対応ができる経験を積んだ看護師の配置が必要と考えております。

以上です。

○田邊委員

それは、何か法律的に人事異動についてはそのくくりがあるわけなのか、ただ、当局が思うちよるだけであって、できるというところもあるんじゃないんですか。

○川崎病院局経営企画課長

可能と考えますが、特に介護職員については、ほとんどがまほろばの職員でありますので、人事異動というのは難しい状況といえますか、人事異動によって人件費を下げるということは非常に難しいと考えております。

以上です。

○田邊委員

一般質問のときは民間活力導入となると今の職員をいわゆる人事異動によって対応するという答弁されたと思うんですけど、そのあたりはどうなんですか。

○川崎病院局経営企画課長

これは一般質問でもお答えをさせていただいていると思うのですが、民営化がまだ決定したわけではないのですが、仮にナイスケアまほろばが民間事業者の運営になれば市長部局や病院や他部署への配置になるということをお答えさせていただいていると思います。

○田邊委員

だから直営のままでもそういった考え方で改善できるんじゃないかと私は聞いているわけですよ。そこがどうなのかというところをここではっきりしてもらいたい。

○川崎病院局経営企画課長

やはりこれは資格の問題とかがありますので、介護職員というのがほかの、例えば病院のほうにはほとんどおりませんので、介護職員同士の職種の異動というのは非常に難しい状況ですので、なかなか人事異動で人件費を下げるということは難しいと考えてお

ります。

以上です。

○田邊委員

いや、民間活力になったらそれは法的にその方々の就業を守ると、そして人事異動によって対応すると言われたんですが、今言うのに介護職員については難しいとかいうことになる、どうなんですか。そのあたり答えは言えないんですか。

○川崎病院局経営企画課長

これ今、委員さんの御質問は直営ということで聞かれておられるので、仮に直営でというお話でお答えをさせていただいております。

○田邊委員

だから民間活力が入ってもそういった形を取ってやるという前提なら今直営でも人事異動で私はそういったことを考えられないのかということなんですけど。直営では難しいわけなんですか。

○川崎病院局経営企画課長

委員のおっしゃるとおり、難しいと考えております。

○委員長

なぜ難しいかその辺までちょっとないと、きちんとした回答にならないと思いますが。

○川崎病院局経営企画課長

先ほども申し上げましたが、介護職員というのが人数は限られておりますし、ほとんどの職員がまほろばの配置になっておりますので、多分、委員さんが言われるのは人事異動することによって、例えば若い職員、人件費の安い職員に入れ替えたかどうかというような仮定でのお話かと思いますが、介護職員というのが人数限られておりますので、年齢的にはある程度のところ固まっておりますから、現在の光市病院局の介護職員の構成では人事異動しても効果は薄い、困難だと考えております。

○田邊委員

現在、介護職員は何人なの、相当あったろうじゃ。

○川崎病院局経営企画課長

予算書に出ております令和3年1月1日の状況ですが、14人になっております。

○田邊委員

なら、まほろばは。

○川崎病院局経営企画課長

失礼しました。介護職が、まほろばが14人で病院事業のほうで4人という状況でございます。

○田邊委員

だから光の全体の病院局の中で18人という考え方でいいわけですか。今現在。

○川崎病院局経営企画課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

それはだから、これ今18人だけど、これは今まほろばに14人、そしてほかに4人という構成になっているということで。この14人の方を持ってこれないということですか、今現在では。

○川崎病院局経営企画課長

今まほろばのほうの介護士が14人なんですが、今年の1月1日の状況でいいますと平均年齢で言えば41歳と9月、病院のほうの介護職員については4人なんですが、平均年齢が42歳と9月でございますので、病院とまほろばの職員の仮に4人なら4人をチェンジしたとしてもほとんどその人件費的には効果がないというか、逆にプラスになる可能性もあると考えております。

以上です。

○田邊委員

直営で私は最初に直営でできないかという素朴な疑問よね。それでできるものかなと思って聞いたんですけどね。だから直営では難しいというのは介護職の部分が難しいわけね。

○川崎病院局経営企画課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

介護職の部分が難しいというところで、次の質問に行きます。

入所定数70名、そして通所定数が30名、直営も民間活力の想定にしても今のまほろばと全く同じ定数。しかし直営は赤字になると。民間活力を導入すればうまくいくというには何回も答弁を繰り返してきました。もちろん私も何もしないでうまくいくとは思っておりませんが、今のまほろばが行っているメニューの拡大等考えておるか。また、その施策は直営でできないメニューなのかをお聞きしたい。お願いします。

○中本大和総合病院業務課長

おはようございます。現在、直営でまほろばを運営しておりますけれども、現実として経営はうまくいっていないという状況がございます。公営で法適用しまして老健事業を行っている自治体も、多くは赤字で経営しているという状況です。黒字の自治体もございますけれども、こちら一般会計の支援により黒字確保しているというような状況がほとんどでございます。

民間事業であればどこでも黒字経営が可能というわけではございませんけれども、多くの老健事業が民間により運営されておまして、事業も継続されておりますので、こういった状況を見ますと黒字化も可能であるというふうに考えております。

以上です。

○田邊委員

いやいや、メニューの拡大ちゅうところが大事なんですよ、私がさっき言った。今現在まほろばが行っているメニュー以外の拡大、これをそういったものが考えておるかどうかというところが聞きたかったんですけど。

○原田介護老人保健施設事務係長

先ほども申し上げましたように、基本型から加算型に上げているという状況で収益を上げる努力は現在も行っております。

以上です。

○田邊委員

基本型と加算型でメニューは違ってきておるわけですか。

○委員長

田邊委員、メニューというのはまほろばが提供するサービスの内容ということでございますか。

○田邊委員

そうそう、そういうことです。

○委員長

それが基本型と加算型でどう違うかということですかね。

○原田介護老人保健施設事務係長

基本型と加算型のメニューについては変わっておりません。ただ、当施設も額は少ないですけども、褥瘡マネジメント加算といったメニューを増やすことによって利用者様のサービスの向上を現在も図っているところであります。

以上です。

○田邊委員

基本的なメニューは変わらないけど、マネジメント何かというところは詳しくお願いします。マネジメント何か言われたところ。

○原田介護老人保健施設事務係長

まず、先ほどの加算についてなんですけれども、サービスの充実を図ることによって利用者様の費用はちょっと増えるんですけれども、サービス内容は向上していると思います。また、先ほど答弁をしましたが、基本型と加算型については、地域貢献活動というものを行わないと取得はできないので、そういったことも行うようにしております。以上です。

○田邊委員

地域貢献活動というのはどういうものですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

当施設の職員が例えば出前講座、例えば認知症の家族に対してこういうことをしたらいいですよとか、今回であれば管理栄養士が出前講座をしまして、高齢者に対して例えば夏だったら水分不足になるので経口補水液などを取ったほうがいいですよとか、食べやすいものはこういったものを食べたほうがいいですよというアドバイスをする講座とかを開いております。

以上です。

○田邊委員

これによってインセンティブで何かどこかから入ってくるという形。

○原田介護老人保健施設事務係長

それについてインセンティブは発生しません。ただ、それを行わないと加算型にする要件を満たさないということになります。

以上です。

○田邊委員

これは何回ぐらい行うんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

最低でも毎年1回は行わないといけないということになります。

以上です。

○田邊委員

メニュー自体は変わらないけど、そういったいわゆる地域貢献活動、職員が出前講座等を行うことを1年に1回行う、そういったものについて加算型で認められるという形、分かりました。

次、行きます。持続可能な施設運営という言葉が今までかなり出てきたと。これを分かりやすく具体的に当局ではどう考えているのか、お願いします。

○中本大和総合病院業務課長

持続可能な施設運営とはというお尋ねだと思いますけれども、公営企業ですので、その事業に係る費用を経費で賄うことができれば、あと資金が回れば企業経営は続いていますので、そういったことが可能となるような収益の確保とか、経営基盤の強化とか、あとは制度とかの変更に合わせた対応とか、そういったものを柔軟に行っていくことで持続可能な運営が可能になるというふうに考えます。

以上です。

○田邊委員

基本的なスタンスは、公営企業なのでその中の独立採算ができれば事業が継続できるよという考えの理解でよろしいわけ。

○中本大和総合病院業務課長

独立採算もですが、ちょっと言い漏れましたけれども、事業自体の必要性、そちらも考慮する必要があると思います。

以上です。

○田邊委員

その施設自体のこの必要性も必要だというのを付け加えたというところね。

では次、行きます。指定管理の条件のところなんですけど、指定管理料を払わないことを想定しているとあった。払わないということを想定した理由、そういった内容など、何であったのかお聞きしたい。

○中本大和総合病院業務課長

今、委員のおっしゃられたものは、恐らくサウンディング型市場調査の実施の際に、業者に対し条件の素案をお示ししたものだと思われそうですが、これはあくまで素案でありまして、たたき台としての資料です。

○田邊委員

ちょっと待って、素案であって、たたき台の資料だから、あくまでこれはこの限りではないという理解でいいわけですか。じゃから指定管理の条件には指定管理料は払わないことを想定している。支払わないことを想定しているという部分は、あくまでこれは今の考え方だけで、変わる可能性もあるよと。

○中本大和総合病院業務課長

そのとおりです。払わないことを想定しているということでございます。

○田邊委員

次行きますよ。利用者が支払うこの利用料金等は指定管理者の収入とすると指定管理の条件でもうたっておった。指定管理料を支払わないこととした場合、これ何が問題になるのか。これで条件を緩めるだけにしかないのではないかと私は思うんですけど、そのあたりどうですか。素案上でどうかというあたり。

○中本大和総合病院業務課長

指定管理料を支払う、支払わないというところが条件を緩める、締めるという意味とはちょっと違うと思っております。指定管理料を支払わないということは、業者側から見れば指定管理料による収益がないということになりますので、それは事業に係る費用は利用者からの収入によって賄うということが基本に考えているということで、そうしたことを想定した理由ですけれども、こちらは指定管理業者が自らのノウハウを駆使して工夫を凝らすことによりまして、収益を増加させることができればその分は指定管理者の取り分といいますか、収益といいますか、そういうことになりますので事業の効率化を図るためのインセンティブになり得ることだと思います。逆に減収となった場合におきましては、指定管理料を支払わないということなので、市からの補填等を行わないということになります。

以上です。

○田邊委員

じゃからもう、市からは今の現状じゃその指定管理料は払わずに、素案なんですけど、払わないのはもう想定上はそう考えておられると。そして指定管理者のいわゆるいろいろなノウハウや経営努力によって、黒字になったり赤字になったりしても一切差し支えはないよという考え方を持ちよるということ。

○中本大和総合病院業務課長

これはあくまで素案でたたき台でございますので、現段階で指定管理料の有無とか赤字補填をすとかしないとか、そういったものを決定するものではありません。

○田邊委員

この指定管理の部分については、これ議会にちゃんと通してくれるの。

○西村病院局管理部長

民間にいわゆる指定管理がまだ決まったわけでもありませんので、その辺については今お答えはできません。

○田邊委員

決まったわけじゃないけど、素案の状況のうちに話しよるんですが、こういった大事な部分については、議会に通してくれるのか、くれないのかというところが私は知りたい。

○西村病院局管理部長

指定管理者制度を採用するという事になれば、当然議会で議決が必要な項目だろうと思っております。

○田邊委員

じゃから指定管理と決まった場合は、議会に通していろいろ論議ができるような形は取れるという形で理解をしてよろしいんですね。分かりました。

続きます。平成30年度に大和病院が在宅復帰機能強化加算の算定を開始したことにより、療養病床からの入所者が減少したことが入所者減少の最大の理由だと聞いておりますが、加算の算定をしなかったら、まほろばの入所者数どうなったか、このあたりをお聞きいたします。

○中本大和総合病院業務課長

加算を算定しなかったら入所者数はどうだったかというお尋ねだと思いますけれども、これ仮定の話ですので何とも申し上げられませんけれども、減少はしなかったかもしれないです。

○田邊委員

じゃけどね、仮定の話なんですけど、過去に答弁でこれが問題じゃったというのは答えているんですよ。大和病院が在宅復帰機能強化加算の算定を開始したことにより、まほろばが2万5,000人の平均していたと、それが3,000人、4,000人減ったというところなんですけど、執行部側は、これは仮定じゃからそういう形は取るけどね、減っていたという考え方でよろしいわけですね。

○中本大和総合病院業務課長

それが全ての原因とは思いませんけれども、そういったことが影響はしたとは思いません。加算は大和総合病院だけが算定しているものではないとは思っていますので、他院の影響もあったのではないかと考えております。

以上です。

○田邊委員

在宅復帰機能強化加算というのは、分かりやすくはどんな形じゃったんですか。もとは大和病院があつて、まほろばの中間施設があつたと。30年度前までは大和病院、まほろばのこの行き来がこうできていた。この在宅復帰機能強化加算によってどう変わってきたの、そこを詳しくお願いします。

○中本大和総合病院業務課長

在宅復帰機能強化加算は、大和総合病院がその経営改善のために加算を開始したものです。在宅復帰を強化すればその分の加算が大和総合病院の収益の増加につながる、そ

ういったような加算です。

○田邊委員

分かりやすく言うけど、大和病院におられた方を中間施設まほろばに移すと。それが昔はスムーズにできていたと。在宅復帰強化加算が算定に入ったばかりに、それはできなくなったのか、また、それは今でもできるのかというところはどうなんですか。

○中本大和総合病院業務課長

ナイスケアまほろばが在宅という取扱いではなくなったので、大和総合病院側から見れば、在宅復帰強化加算を取ろうと思えば在宅に復帰させていく必要があります。まほろばが、その在宅という扱いはなくなったので、大和総合病院からまほろばへの入所をしますと、加算の算定要件を満たさなくなる可能性もございますので、そういった意味から言えば、スムーズといった言葉が適切かどうかは分かりませんが、そういう力が働いたのではないかと思います。

○田邊委員

そのあたりを聞いたかったというところです。

山口県内で民間病院が、この老健施設を運営しているところ、これについては、当局は何件あるのか調査しておりますか。

○中本大和総合病院業務課長

県内の民間病院の老健を運営しているところということですが、正確な件数は把握しておりませんが、50件程度と認識しております。割合としましては、約8割程度が民間病院で老健施設を運営しているというふうに理解しております。

○田邊委員

その場合は、この同一敷地内で運営しているところはあるのかないのか、今、50件程度、約8割くらいと答えてくれましたけど、その中で同一敷地内で病院と中間施設が運営しているところはあるのかというところをお願いします。

○中本大和総合病院業務課長

同一敷地内で運営しているところが具体的に何件あるかというところまでは把握しておりませんが、あるというふうに認識しております。

以上です。

○田邊委員

あるのはあると。50件の中で、件数は分からないが、あることは把握しているという考え方でよろしいですね。はい、分かりました。

光市にある病院で、同一敷地内で運営しているところはあるのか。

○中本大和総合病院業務課長

申し訳ございません。件数は把握しておりません。

○西村病院局管理部長

しまた川苑さんが、たしかそうだと思います。

○田邊委員

同一敷地内でね。

それだったらですね、その名前言ってもいいよね。しまた川苑さんの状況は調べたのかというところなんですけど。

○委員長

できるだけ民間の名称は避けて質問をされるよう、執行部側にもよろしく願いいたします。

○田邊委員

分かりました。光市にもあるというのを、今、部長から答弁を受けたと。その光市にある施設、その状況を調べておるか、ないかというところなんですけど。

○西村病院局管理部長

調べておりません。

○田邊委員

なしね。なぜ調べていないのか。

○西村病院局管理部長

調べる必要があるとは思いません。

○田邊委員

必要がないという根拠を、ちょっとお願いしたい。

○西村病院局管理部長

調べなければならない理由がありません。

○委員長

執行部に確認しますが、市内の医療機関とか老健施設の管理というのは、病院局の所管業務の中にございますですか。

○西村病院局管理部長

ありません。

○田邊委員

在宅機能強化加算は、病院だけの加算なのか、また老健施設には加算があるのかわからないのか、それで光市という自治体にも加算はあるのかわからないのかをお聞きしたい。

○中本大和総合病院業務課長

在宅復帰強化加算は、診療報酬上の加算です。先ほども説明を申し上げましたけれども、そういった加算というのは、同様な加算が介護報酬にもございまして、その加算を取るための取組を行っているという状況でございます。

○田邊委員

だから、介護事業も総合事業と同じような形の考え方でええわけですか。ここは介護じゃないけど。

○中本大和総合病院業務課長

加算の内容は、把握していないんですけれども、同じように在宅復帰を促進すれば加算が取れる、そういう病院の加算もございまして、大和総合病院でも、在宅復帰を促進すれば、そういった加算はございましてけれども、大和総合病院で加算を取ろうといたしましても、在宅復帰を促進していくこととなりますので、新たな入居者を確保できなければ入居者数が減少するということとなります。そういったことになれば、経営を圧迫していく要因になると考えております。

○田邊委員

だから、老健施設には、そのインセンティブみたいな加算みたいなものがあるのかというところと、光市の自治体にも加算があるのかというところは答えております。

○中本大和総合病院業務課長

老健施設には、同様の加算がございまして。

○田邊委員

だから、老健施設でも、在宅復帰をもって行ったら、それが加算されるという理解でよろしいわけですね。

○中本大和総合病院業務課長

はい。要件は、申し上げられないんですけれども、そういった加算がございまして。

○田邊委員

光市の自治体には、そういったインセンティブみたいな加算みたいなものは入るわけですか。

○中本大和総合病院業務課長

自治体にはあるかどうかというところは、ちょっと分からないですね。

○委員長

介護報酬上の加算は、老健のまほろばに入るわけですね。違うんですか。

○田邊委員

だから、老健で在宅復帰によって、その介護報酬からいわゆる努力者支援みたいな制度みたいなものが、国保で言や、そういったものでそういった努力した場合には加算が入ると。そして、光市自治体には加算が入ってくるのか、幾らかでもというところをお聞きしているわけですよ。

○中本大和総合病院業務課長

まほろばは、独立採算で運営されておりますので、まほろばが加算を取って、まほろばの収入になったものが光市の自治体の収入になるということはありません。

○田邊委員

光市も何らかの形で加算があるという答弁だったんですけど、そういった理解ですよ。ね。

○委員長

田邊委員、光市のまほろばの加算なんか、それとも文字どおり市の収入としての加算なのか、その辺、ちょっと明確にした上で質問されてください。

○田邊委員

だから、市自体にそういった、こういった加算があるのかないのか。

○中本大和総合病院業務課長

介護報酬の加算は、まほろばが加算を取るものでありますので、光市にその加算の収入が入るということはありません。（「なし、次行こう」と呼ぶ者あり）

○田邊委員

次に行きます。

先ほども聞きましたけど、大和病院が在宅復帰機能強化加算を算定しなかったら、まほろばの経営状況の悪化、この辺りをどうなったか、もう一度お願いします。

○中本大和総合病院業務課長

先ほどもお答えいたしましたけれども、仮定の話ですのでどうなったか分かりませんが、影響はあったと考えています。

○田邊委員

分かりました。影響があったということ。

次行きます。県内で直営でしている周防大島町さざなみ苑、美祢市のグリーンヒル美祢などは、どうされたか。当局は、直接足を運んでそういった調査をしたか、しなかったか、減少数について把握されているか、減少とは限らずに、増加しているといったところを把握しているのか、ないのかをお答えしてください。

○中本大和総合病院業務課長

病院局のほうでこれまで行ってきた先行事例等の調査につきましては、どのような方法で行ったか、どのような手順で進めたかを調査してきたものでございます。直営していくことが可能かどうかという視点では、研究、調査を行っておりません。周防大島町のさざなみ苑や美祢市のグリーンヒル美祢は、現在も直営で事業が行われているものでございますので、調査対象とはしておりません。

以上です。

○田邊委員

直営の行っているところの調査をしないで、もう直営は考えていないということになるけど、その辺りはどうです。

○中本大和総合病院業務課長

直営、民間活力の導入、そういった両方、視点で検討はしております。ですので、直営を前提にしたりとか、民間活力の導入を前提であるとか、そういう前提をもって調査をしてはおりません。

以上です。

○田邊委員

病院局については、直営でしているところの調査の手持ちはないというところで理解していいわけですか。

○中本大和総合病院業務課長

現在も直営で行っているというところは把握はしておりますけれども、経営形態の見直しとか、そういう抜本的な改革を行ったような先行事例の調査を行っております。

以上です。

○田邊委員

なら、なぜ直営という選択肢があるわけですか。

○中本大和総合病院業務課長

現在も直営で行っておりますし、経営形態には直営もございまして、民間活力の導入もございまして、様々な形態を、現在検討しているというところでございます。

○田邊委員

様々な経営形態を検討する上での私が言った県内の2つの施設、今後、調査されます。

○中本大和総合病院業務課長

今のところ調査する予定はございません。

○田邊委員

調査しないとおかしい話になるんじゃないですか。その辺りは理屈が通りますか。

○中本大和総合病院業務課長

直営では現在も行っておりますので、当然、このまま同じように続けていくのであれば、どういったことができるのかという調査は必要なのかもしれませんが、病院局で行っている調査は、経営形態の見直し等を行った先行事例の調査をしているというところでは。

○田邊委員

先行事例ですけど、調査は行うべきと思うので調査をしてほしい、これはね。お願いします。

○中本大和総合病院業務課長

調査してほしいとのことですが、現在のところは、調査する予定はございません。

○田邊委員

調査しないまま答えを出すわけです、ならば。

○中本大和総合病院業務課長

必要があれば調査を行いますけれども、今は必要がないと考えておりますので、調査する予定はございません。

○田邊委員

3月までに答えを出すということであるけど、この直営の結論も3月までなのですか、これは。

○中本大和総合病院業務課長

これまでも申し上げておりますとおり、3月までに、まほろばの今後の方針を示すことを目標としております。方針が示されれば、その方針に従って業務を進めてまいります。

以上です。

○田邊委員

だから、直営の結論も3月までかというところなんですけどね。

○中本大和総合病院業務課長

まだ現在、取りまとめを行っている状況で、開設者との協議も行われておりませんので、この場で申し上げることはできないです。

以上です。

○田邊委員

直営については、現在調査中であるとか検討中であるという、いわゆるあやふやな答弁というところなんですけど、直営問題のこの解決のためのスケジュールについては、どうなっているのかというところの、何を検討して何を調査しているのか、この際、明確な答弁をお聞きしたい。

○中本大和総合病院業務課長

一般質問でもお答え申し上げましたが、現在、取りまとめの途中段階でございます。直営を前提に調査はしておらず、前提としているのは事業の継続、こういったことを前提として調査検討を行っております。

今後の調査につきましては、必要に応じて行うということでございます。

調査の内容につきましては、一般質問でも申し上げましたが、現状と課題について検証を行うための調査をするとともに、施設そのものの必要性や今後の需要の見込み、他施設との比較、国が求めている介護老人保健施設の役割などについて整理を行い、今後の介護老人保健施設サービスのあり方、そして直営存続についての検証、民間事業の意見を聞くサウンディング型市場調査などを行っております。

以上です。

○田邊委員

再度聞くけど、直営については、先ほど言うたのは、もう調査をしないということ。

○中本大和総合病院業務課長

直営前提での調査は、行う予定はございません。

○田邊委員

これまで何回ぐらい、そのまほろばについては会議をして、民間活力の部分と直営の部分について、責任者という部分がおられたら、その会議の中で、担当があるのかないのかお聞きしたい。

○中本大和総合病院業務課長

会議の頻度につきましては、私が異動してきて、4月から月に二、三回程度は行って

いると思います。

まほろばの事業自体の経営に関する責任者は、事業管理者でありますけど、この事務に関しましては、いろいろなところとの調整が必要で、様々な部門が関わって進めていく必要は今後はあるとは思っています。業務の責任者ということになれば、そこであなたが責任者ですよという話をしたことはないですけども、私か経営企画課長か、どこかが中心となってやる業務であろうかとは思っております。

以上です。（「よく聞こえませんか」と呼ぶ者あり）

○中本大和総合病院業務課長

業務自体の責任者は、この抜本的経営方針の見直しを行う方向性を示すという業務に関しては、私が直接の業務の責任者、答弁を先ほども行いましたけど、私と経営企画課長が中心で進めていくものと思っております。

○田邊委員

会議の責任者は、この2人の方という理解でいいわけですか。

○中本大和総合病院業務課長

そういう話をしたことはないですけども、そのように私は捉えております。

○田邊委員

この中でも誰も異論がないようで、中本課長と川崎課長と理解していいわけですね。どうですか。

○中本大和総合病院業務課長

そのとおりです。

○田邊委員

4月から月、二、三回、その会議を行ったと。それで、今後の会議の予定もあるんですか。

○中本大和総合病院業務課長

予定されている会議は、今のところはありませんが、必要に応じて行ってはまいります。

○田邊委員

予定している会議が今ないということで、もう会議を行わずに3月に答えを出すというようなことになると思うんですけど、そのあたり、どうなんですか。

○中本大和総合病院業務課長

必要に応じて行ってまいります。

○田邊委員

だから、まだ会議を予定はないとは言うけど、必要に応じて会議は開かれるということで理解してよろしいわけですね。

○中本大和総合病院業務課長

はい、そのとおりでございます。

○田邊委員

だから、今の時点で、会議の予定がなくて、それ以外、ずっと3月までにいきなり出てくるようなことはないということで理解していいわけですね。

○中本大和総合病院業務課長

業務に関する会議は行ってまいります。

以上です。

○大田委員

まず、まほろば、赤字経営になった最大の理由を教えてください。

○中本大和総合病院業務課長

最大の理由は、先ほど田邊委員さんからの質問でもございましたけれども、大和総合病院の加算を取ることにしたことによりまして、入居者数が減少したことにより収益が減ったということが最大の理由ではないかと考えております。

○大田委員

その大和病院が、在宅復帰機能加算のあれやったのは、いつですか。

○中本大和総合病院業務課長

平成30年度からです。

○大田委員

平成30年、やったから赤字になった。それ以前、赤字じゃなかったですかね。

○中本大和総合病院業務課長

赤字は、平成24年度から赤字に転落をしております。

○大田委員

平成24年から30年までで赤字になってきたと。30年で赤字の最大の理由を言われたんですが、24年からの赤字の最大の理由は何ですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

国の方針が在宅に向けて進んでいる中、当施設がなかなか賄うことができなかったことが一原因ではあるんですけども、人件費を収益で賄うことができなくなってきたことも大きな要因であると考えております。

以上です。

○西村病院局管理部長

それに補足いたしますと、平成24年度から一般会計からの企業債利息の繰入れがストップいたしました。それも一因であろうと考えております。

○大田委員

今、管理部長が言われた、市からの繰入れがストップしたから、それも赤字の最大の原因、また人件費の高騰で賄うことができなかったと。プラス、平成30年から在宅機能があって、それが追い打ちをかけたと、今そういう答弁だったと思うんですが、市からの繰入れがストップしなかったら赤字にならなかったと思われませんか。

○中本大和総合病院業務課長

平成24年度からは赤字にならなかったかもしれませんが、その後、時期は変わったにせよ、赤字になったのではないかと考えております。

○大田委員

それによる努力というのが、当然、赤字になれば、赤字を少なくする努力というものがあると思うんですよ。だから、その努力が当然、今この令和4年の3月までに民営にするか、直営にするか、その調整されよるんですが、赤字になった最大の原因は、それが原因だと。そしたら、それを補うための今後直営するための努力、こういうふうにしたら、直営でまだやっていけるよという相談というか、前向きな考え方というか、それはされていたんですか。

○中本大和総合病院業務課長

赤字経営が始まったのが平成24年で、もう10年ぐらいはたっているんですけど、その間も経営改善のための取組は行ってきた、経費節減に努める等の取組は行ってきておりましたが、その結果として赤字が続いているというところなんです。

○大田委員

入居者数の推移というのが、私は以前、入居者数は95%以上入所されていたと、通所もそのぐらいされていたようにお聞きしているんですが、24年以降は、どんどんどんどん入所者数、通所者数が下がってきたように思うんですが、その比較はされていると思うんですが、教えてください。

○中本大和総合病院業務課長

通所者数ですけれども、平成23年、すみません、入所者数ですけれども……

○大田委員

パーセントでいいです。

○中本大和総合病院業務課長

パーセント。

○委員長

定数に対しての入所率、通所率でお答えを求めているということによろしいですかね。

○中本大和総合病院業務課長

すみません、率が、ちょっとすぐ計算できないんですけれども、平成23年度までは、定員70に対してのほぼ100%近い入所者がありましたけれども、24年度以降は低下をしておりました。すみません、満床に近いものにはなっておりませんが、平成30年度には、先ほど言いました影響によりまして、100%近いものが8割程度に落ち込んだというところでございます。

○大田委員

現在は。

○中本大和総合病院業務課長

現在も8割程度となっております。30年度に落ちて、それからあまり増減せずに、8割程度で推移をしているというところです。

すみません、数字が令和2年度が最新の数値となっております。

○大田委員

通所は。

○中本大和総合病院業務課長

通所につきましては、定員が30人なんですが、令和2年度で14.5人が1日平均の通所者数となっております。

○大田委員

そういうふうになっていって、それで赤字になると。それで、それを入所者、また通所、通院、あれを増やす、それによって経営改善も行えるだろうと思っておるんですが、それを何ら努力してこなかったように、まあ努力はされているんでしょうが、外から見ると、そういうふうに見えるわけですね。だから、今、直営するか民間化する分、導入するか、指定管理者にするか、やっておられるわけですよ。だから、そういうふうなのは、やっぱり自分のところで何とか改善して直営してやっていくような努力

を、私はもっとする必要があったんじゃないかなと思っておるんですよ。

それで、そここのところは置いて、今、マーケットサウンディングですかね、今やられたというお話も聞いております。マーケットサウンディングをやる場合には、どこか仲介をする業者がおるわけでしょう。おられたら教えてください。

○中本大和総合病院業務課長

マーケットサウンディング調査は、自前でやっているものではなくて、委託業者を利用して実施しております。

○大田委員

その委託業者というのは、どうやって決められたんですか。

○中本大和総合病院業務課長

業者は、随契によりまして委託をしております。

○大田委員

随契にしてやって、特定随契、それとも一般応募随契。

○中本大和総合病院業務課長

業者は、こちらで業者を一つ選びまして、そちらと随意契約をしております。

○大田委員

多分コンサルタントと思うんですが、コンサルタントもこういうするのは、1者だけじゃないと思うんですよ。こういうようなマーケットサウンディング調査する会社というのは、いっぱいあるんですが、なぜそのその1者だけの随契とされたのか、理由があったら教えてください。

○西村病院局管理部長

この度の業者でございますけれども、株式会社YMF G ZONEプランニングというところと契約をいたしております。

この事業者でございますけれども、平成30年8月に、地方創生に係る包括連携に関する協定を光市と締結をしております。こういったことで、光市と連携協力するという協定を結んでいるということでございます。

それと、具体的な協力事項として、サウンディング調査活用支援というのも挙げられておりまして、この協定に基づき、相互に協力することで効果的に取り組めることができること、また地元企業でありますし、県内の事業者の事業にも精通をしております。また、ノウハウも有していることや早急に事業を実施する必要があることから、随意契約をしたものでございます。

以上です。

○大田委員

YMF G ZONEプランニングという会社が、地元企業ちゅうことは光市にあるんか、それとも山口県内にあるんか。

○西村病院局管理部長

山口県内にございます。

○大田委員

そのような業者は、ここ1者しかなかったわけですか。

○西村病院局管理部長

ほかにもあるかもしれませんが、そこまで詳しく調べておりません。

○大田委員

光市の平成30年に、統計で、光市と提携を結んだから、病院も、病院局もここと提携を結んだと、そういうことで随意契約をしたということではないんですかね。

○西村病院局管理部長

はい、よろしゅうございます。

○大田委員

それは、要するにマーケットサウンディングという民間のコンサルタントが仕切ってやられたということによかったのですかね。

○中本大和総合病院業務課長

はい、そのとおりでございます。

○大田委員

それに対して、責任者は、中本課長ないし川崎課長が責任者で行ったということですか。

○中本大和総合病院業務課長

この調査は、主に私が中心でございます。

○大田委員

上の了解を得んと自分でやったということですか。

○中本大和総合病院業務課長

それは、もちろん決裁をとりまして進めております。

○大田委員

それで、マーケットサウンディングをやられた場合において、何者か業者が入ったと思うんですが、何者ぐらい入られたの。それをどういう理由で会社ちゅうか、あれを決められたんか教えてください。

○中本大和総合病院業務課長

参加につきましては、一般質問でもお答えしましたとおり、複数者あったということでございます。それは応募といたしますか、エントリーがあった業者に対し、サウンディング調査を行うということで、その調査に手挙げをしていただいた事業者が、そこに参加したということでございます。

○大田委員

業者が手を挙げて応募したと、今そういうお答えじゃったすいね。その業者を応募する方法というのは、どういう方法をされたんですか。

○中本大和総合病院業務課長

応募は、先ほど申しあげました委託業者が、その案内を送りまして、その案内に応じていただいた業者が参加しております。

○大田委員

だから、委託業者、要するに、YMF G ZONEプランニング、そのコンサルタント会社が、そこに応募をかけたわけでしょう、違うんですか。

○中本大和総合病院業務課長

その会社が事業者に依頼をして、それにに応じていただいたという形でございます。

○大田委員

だから、公に公募じゃなくて、指定されたわけでしょう。

○中本大和総合病院業務課長

はい、そうです。

○大田委員

その理由というのは何で、理由づけがあるでしょう、教えてください。

○中本大和総合病院業務課長

この調査は非公開で行ったものなんですけれども、その理由につきましては、現在もナイスケアまほろばは事業を行っておりますので、入所者の方々や職員、その入所者の家族の方々に不安を与えない、そういうことを目的に非公開で行っております。

以上です。

○大田委員

入所者の方々に不安を与えないってから、これだけ民営にするか、直営にするか出ているのに、不安を与えないというのはおかしいでしょう。それで、この秘密を保持せいかいいうのもおかしいと思うのですが。

○中本大和総合病院業務課長

このマーケットサウンディング調査は非公開で行ったのですけれども、こちらがこういった場で議論に上がるということは、あまり考えていなかった。非公開なので、こちらがアンケートみたいな調査をやったということだけですので、世の中に、このサウンディング調査を実施したということが公開されるということまでは考えておりませんでした。

○大田委員

だから、非公開にする理由というのがよく分からないのですが。また、家族の方、入所者の方が動揺するという答弁も分からないのですが。理由というのは、ほかにあるのではないですか。

○中本大和総合病院業務課長

これ以外にはございません。

○大田委員

公募するのにアンケートを求めたのでしょうか。指定業者にコンサルタントがこういうことをお聞きしますよということをアンケート用紙で求めたのでしょうか。

○中本大和総合病院業務課長

委託業者が民間の事業所に対しまして調査を行ったということでございます。

○大田委員

その中に、資産の条件や建物については譲渡または何とかとか、市において地方自治法第237条第2項の規定を踏まえ、市の財産を譲渡又は貸付ける場合は、不動産評価等に基づく適正な価格により売却金額または指標貸付料を設定することを想定していますが、このことに対する御意見をお聞かせくださいとか、指定管理者制度に係る公募条件の概要、素案についての御意見はありますかとか、そういうようなことが書いてあるわけです。患者が不安にされるから秘密にしてくれというのは一つも書いていないのです。

○中本大和総合病院業務課長

今、委員が言われるのは、アンケート調査の様式ではないかと思うのですが、そこにはそういったことは書いておりません。

○大田委員

そういうふうな具体的な政策を指定業者にお聞きしているわけでしょう。民営化するから、そういうようなアンケートをお聞きしたわけでしょう。

○中本大和総合病院業務課長

民間業者に対して、仮に民営化することになった場合、どれだけ関心があるかとか、それとは別に、現状のまほろばの経営について、こうしたほうがいいのか、そういう御意見があれば聞きたいと、そういった趣旨で行ったものです。

○大田委員

それに対して、秘密保持誓約書というものが出ているわけです。それをいうたら、光市が賠償を請求するというようなことも書かれているわけです。それもナイスケアまほろば光市病院事業管理者様宛になっているんです。

○中本大和総合病院業務課長

秘密保持契約書は相手の経営ノウハウとか、そういったこともお聞きするようなことになりますので、一応、知り得た情報は、参加された業者に関しては公開しない、そういう契約を結んだものです。これは、業者の提案によるものです。

○大田委員

それは業者が病院側に民間ノウハウを言った場合に、病院が漏らしたらいけないことでしょう。業者が漏らすことじゃないでしょう。それは民間ノウハウを市側にお伝えして、こういうやり方があります、こうしたらできますよという、民間が病院側に言うわけでしょう。それを病院側が漏らしてはだめですよ、内緒にしておいてくださいよということでしょう。民間業者が自分のことを病院側に言うんでしょ。こういうノウハウがありますから、私のことはこういう経営をいたしますと。

○中本大和総合病院業務課長

サウンディング調査と申しましても、向こうからの質問にこちらが答えるというようなケースも想定をされますし、ノウハウがあると言っていいのか分かりませんが、こちらのノウハウも披露するという部分もありますので、そういったことで、お互いに秘密保持を行ったほうがいいだろうということで、委託業者の提案によりまして行ったもので、一般的にこういった秘密保持契約というのは、サウンディング調査を行うときにはやるものだというような提案を受けています。

○大田委員

まほろば側にとったら、赤字がこういうふうに出ています、入所者がこのくらいでございます、市内にはこれだけ同じような形態の事業所もあります、人間もこれだけありますというのは、もう一般に公開されておるわけですね。それを、ここのように

秘密の情報を漏らした場合に、光市に損害賠償を求めることができる。これは何かおかしいんじゃないですか。

○中本大和総合病院業務課長

サウンディング調査に際しまして、そういった契約を結ぶのは一般的なことだと理解しております。

○大田委員

一般的なこと。サウンディング調査は全て秘密保持契約書。それは、このまほろばの経営に関しては、何ら公開されていることであって、何の秘密を保持しないといけないのですか。

○中本大和総合病院業務課長

参加された業者だけに秘密保持契約を結んだわけですがけれども、ここで話に上がったものを外に公開されますと、ノウハウを公開するということにもなりますし、入所者の方とか、そういった方にも不安を与える。そういった一因にもなりますので、そういうことをやるのがサウンディング調査の実施については一般的なことというふうに聞いておりましたので、そういった形で行いました。

以上です。

○吉本副市長

私のほうからサウンディング型調査について、一般論で補足をさせていただきたいと思うのですが、このサウンディング型市場調査というのは、施策や政策を検討する際に、民間事業者の意見であったり、アイデアであったり、それらを把握するために民間事業者との直接の対話により実施する手法であります。これを大きく2つに分けますと、オープン型サウンディング型市場調査、もう一方はクローズ型サウンディング型市場調査があります。このクローズ型調査の発注の状況によって、先ほども説明がありましたけれども、秘密保持をお願いしたり、そうでなかったり、それぞれ事業者と発注者とで協議して決めるわけでございます。

以上です。

○大田委員

今、クローズ型とオープン型と言われたんですが、これは一方的に市のほうから業者のほうに出しているわけですよ。2つの発注側と受ける側と、それが2つで話し合っ、秘密に、クローズにしようというのではなくて、一方的に出しているわけですよ。市のほうも業者のほうに秘密保持しますという秘密保持誓約書というのは出されているのですか。

○中本大和総合病院業務課長

市のほうでサウンディング調査に対して、秘密保持契約を結んだかどうかについては、

把握をしておりません。

○大田委員

市のほうは出していないから、極端なことを言うわけですけども、市のほうは民間からノウハウを受け入れたのを、この会社はこういうのがありますよとしてもいいわけよね。市から得た情報は漏らしちゃいけないよということでしょう。

○中本大和総合病院業務課長

市からの情報といいますか、サウンディング調査で得られた情報については、秘密を守ってくださいと。そうではないもの、別のところで、例えば先ほど委員がおっしゃったような一般に公開されているような情報については、別に秘密保持の対象にはなりません。

以上です。

○大田委員

何度言っても平行線なんです。この文章というのは、だいたい何になるんです。

○委員長

大田委員、この文書と言われても、ほかの委員は分かりませんので、もうちょっと分かるように説明をお願いします。

○大田委員

秘密保持誓約書、ナイスケアまほろば光市病院管理者に対する秘密保持誓約書というのが出ている。その中には、もし漏らした場合には光市が損害を求めることができる。そういうような文章も書いてある。多分、それは光市から出したものだと思うのですが、そこはどこから出たのですか。

○中本大和総合病院業務課長

契約は光市といいますか、病院局とサウンディングに参加された業者との委託で、そういった損害を与えるというようなことがあれば、その損害を請求するといいますか、そういったこともあり得るといような内容です。

○大田委員

よく聞こえませんでした。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○中本大和総合病院業務課長

サウンディング調査は誰が発注したのかという御質問だったと思いますけれども、こちらは病院局が発注をしております。

○大田委員

病院局が発注したのか。

○中本大和総合病院業務課長

サウンディング調査の発注は病院局がやっております。

○大田委員

サウンディング調査の発注は病院局がやって、内容に関することについてはコンサルティングが話し合ったということでしょう。

○中本大和総合病院業務課長

病院局がコンサルに発注をして、コンサルが調査を行ったということです。

○大田委員

この秘密保持契約書については、病院局が発注したんだね。間違いないね。

○中本大和総合病院業務課長

発注したといえますか、病院局とサウンディングに参加される業者との間で結ばれたものです。

○大田委員

はっきりそのところが分かりにくかったのだが。私はクローズ、秘密保持誓約書、これを出されるというのは、どうも腑に落ちないのです。なぜかというと、今、病院局は、この年の3月までに直営か、または民間活力の導入かということで一生懸命言われているわけでありまして。今、調整中と言われておって、民間の意見をお聞きするのであれば、正々堂々とやって、無理に秘密にする必要はない。中の内容はあるかもわかりませんが、民間の活力を入れるために、何ぼでもお聞きするのはいいと思うのですが、なぜわざわざそこで秘密保持誓約書までつくってクローズでやらなければいけないのかというのが理解に苦しむわけでありまして。

○中本大和総合病院業務課長

サウンディング調査の秘密保持契約をなぜ結んだかということだと思いますけれども、サウンディング調査における民間事業者の提案内容、独自ノウハウに関しましては、知的財産の観点から情報保護を行う必要があります。意見交換の内容や対話を通じて知り得た情報などについて、秘密保持契約を行うのがサウンディング調査におきましては一般的なことであるというふうに認識しております。

○大田委員

今までにそういうのをやりましたという結果報告だけで、内容はこういうのを議論し

ましたというのは、今まで一つも報告はなくて、やりましたという報告だけですよね。無理に、こんな秘密保持誓約書を結ばなくても、やりましたという、議会への報告はそれだけですよね。中の内容がどうのこうのというのは、今までほとんど言われたことはないです。だから、わざわざこれを出す必要もない。業者と、今回は市ですが、お互いが内容を黙っておきましょうというのは、それは分かりますが、初めから秘密保持誓約書で出して業者を秘密裏に呼んでというのは、初めてです。

○中本大和総合病院業務課長

サウンディング調査自体を非公開で行うというのは、業者側のほうには伝えております。相手のほうは非公開で行いますので、そこで知り得た情報、向こうのノウハウ等も秘密保持の誓約を行ったということです。

○大田委員

サウンディング調査をするのは、別にいけないとは言っていないんです。今まで市のほうも意見交換しましたとかいうのは、時々お聞きしておりますが、初めから指定業者のほうに、秘密保持だから黙ってやりますよというのは初めてなんです。

○中本大和総合病院業務課長

非公開で行った理由につきましては、入所者の動揺、職員の動揺、また家族の動揺、そういったものを招かない、そういう配慮によって非公開で行ったものです。

○大田委員

今までも、この3月までに直営でやるか、民間活力の導入か、指定管理者か、検討中でございます、調整中でございますという答弁を幾らでもいただいているのです。わざわざそこで秘密にして、民間のをやる必要はなかった。それは入院患者の動揺、その家族の動揺は……。皆さんに民間活力の導入も考えておりますという答弁をされておるんです。何ら秘密裏にやるというのは理由がないわけです。

○中本大和総合病院業務課長

理由は先ほど申し上げましたとおり、動揺を与えたくないというのが理由です。

○大田委員

何ぼ言うても、患者の動揺、職員の動揺と言われるのだが。そうしたら、その前に直営でやる努力、目標、どんなのをやっておったのか言ってください。

○原田介護老人保健施設事務係長

今までも各居宅支援事業所等に回ったりして、入所者、通所者等を増やす努力はしておりますし、病院に赴き、どなたか利用希望者がいらっしゃらないかという広報活動もしております。また、収益を上げるために、各種の加算を取得するように努力をしておりますし、経費についても、かからないように節電、それから委託の内容の変更等を行

って費用の増大も防ぐように努力はしてきております。  
以上です。

○大田委員

それが実らないから、ずっと赤字になっておるのでしょうか。直営にするのだったら、それ以上の改善を考えないといけないようになるわけでしょう。今までやってきた、それが赤字になっておるから、民間活力の導入も考えないといけない、指定管理団体の導入も考えないといけない、プラス直営の分ももう少し考えて、3月までに調整していくというふうに今までされているわけでしょう。今までのやり方がだめだったから赤字になったわけでしょう。それ以上のことをどういうふうに考えておるかということです。

○中本大和総合病院業務課長

ナイスケアまほろばとしましても、できる限りの努力を続けてきたのでございますけれども、それが至らずといいますか、結果として赤字が続いているという状況です。経営状況は赤字が続いていますけれども、資金繰りは何とか今までもっていたのですけれども、いよいよ資金が枯渇してまいりまして、会社でいえば倒産になる直前というようなことですので、そういった待たなしの状態ですので、経営形態の抜本的改革、変更をして、まほろばの存続を目指していると、そういった状況でございます。

○大田委員

今の答弁を聞くと、直営をあきらめて、もう民間活力の導入しか考えていないような答弁。だから、秘密裏にこれをやらないといけなかったわけでしょう。公開してやっても、別段、おかしくないでしょう。今の答弁だったら、もう直営でやるのは半分以上諦めた答弁であります。

○中本大和総合病院業務課長

そういうふうに聞こえたならば、私の答弁がおかしかったのかもしれませんが、現在は、直営も民間活力の導入も、どちらが優先とか、どちらをするとか、そういったことが決まっているわけではなくて、それも含めて検討を行っている状況です。

○大田委員

これ以上は、どうせ平行線ですから。今、最後に答弁されたように、直営のことも、もう少し考えて、いろんな策を、こういうふうに考えた策を出しましたがという、3月までに実際に文書で見せてください。よろしくお願いします。

○仲山委員

まほろばのことは、一応、まとめておいたほうがいいと思いますので、お伺いします。今、るる話されてきたように、今後の運営の方針について決定するということになると思うのですけれども、できるだけ早く決定したいという意思を持っていらっしゃるのでしょうか。そして、最短の場合、決定の時期としていつごろを見て、考えていらっしゃる

るのでしょうか。

○中本大和総合病院業務課長

議会では3月を目標に方針を示したいというふうに答弁させていただいております。

○仲山委員

ということであれば、指摘しておくとかいうのは、今、この委員会がチャンスといえ  
ば最後と考えてよろしいのでしょうか。

○中本大和総合病院業務課長

現在、取りまとめは行っている最中ですが、開設者との協議も終わっておりませんので、  
協議を終わってどうするかというのを決定していくという形になると思います。

○仲山委員

最後かもしれないので、気にしているところを、一応、指摘しておきたいと思います。

今、公営であることで、収益性が低くても担ってきているまほろばの機能といえます  
か、働きがあるかと思えます。そういうことが民営もしくは指定管理等によって切り捨  
てられるというか、失われる可能性のある部分もあるかと思えます。その辺りについて  
は、代替的な方策等も含めて、福祉所管のほうの内容とも関わってくるかと思えますけ  
れども、しっかりと対応をお願いしておきたいと思えます。

以上です。

○西崎委員

まほろば問題は、一応、議論は尽くされたということでもいいですか。

○委員長

確認してみましよう。まほろばについての所管事務調査がなければ、それ以外のこと  
を取り扱いたいと思えますが。

○林委員

私も合併する前から、大和町の時代にナイスケアまほろばができて、たくさん入  
所されてきて、また夏祭りとか、いろんな形で皆さんが楽しんだことを思い出している  
わけですが、先ほどの知的財産を守ることで、いろいろなことを非公開でなされた  
ということ、入所者、職員等に動揺のないようにということ、すごく配慮していただ  
いていることは、私はうれしく思っているのですけれども、ここで、まほろばの介護職  
員の方、先ほど14名ということをお願いしたので、現在の他の職員さん、医師の人数  
とかをお示しいただければと思っております。

○原田介護老人保健施設事務係長

常勤換算数でお答えいたします。医師が1名、看護師が10.8名、薬剤師が0.3名、介

護士が21.8名、理学療法士が3名、管理栄養士が1名、支援相談員が1名、支援専門員が1名、事務員が2.7人です。

以上です。

○林委員

リハビリを行っていただく理学療法士の方、まほろばはリハビリをとて中心にということはおっしゃってありますが、通所の方が主になさるのでしょうか。それとも入所の方もされているとか、教えていただけますか。

○原田介護老人保健施設事務係長

当施設の理学療法士3名のうち、2名が入所の担当、1名が通所の担当をしております。入所、通所両方の事業において、リハビリは当施設において重要なものになっておりますので、しっかりリハビリをして、心身機能の維持向上に努めているところでございます。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。それともう1点、通所者の方たちは、一緒にお昼食を取られますけれども、入浴はどのようなのでしょうか。

○原田介護老人保健施設事務係長

当施設の入浴施設は入所と通所と同じ入浴施設を使用しております。ただ、介護保険上で混在して事業を行ってはいけないということがございますので、時間で区切って入浴していただくようにしております。

以上です。

○林委員

今、通所者の方、入所者の方、入浴はお時間を区切ってということではございますけれども、週に何回とかございますか。

○原田介護老人保健施設事務係長

入浴についてですけれども、通所の方については、御希望があれば毎回入っていただくようにしております。入所につきましては、介護老人保健施設については2回以上の入浴が求められております。当施設としてはサービスの向上のために、特に夏、汗をかく方が多いため、3回入っていただくようにし、利用者の皆様に快適に過ごしていただくようにしております。

以上です。

○林委員

理解できました。一時期、今はコロナ禍の中で、サポートしてくださる方が来られな

いのかもしれませんけれども、以前はお風呂に入った方のタオルを畳んだり、そういうサポートして下さる方がいらっしゃいましたけれども、現在はいかがでしょうか。

○原田介護老人保健施設事務係長

当施設としては、ボランティア活動のほうは御希望があればぜひということをお願いしておりますが、現在のところ、新型コロナウイルス感染症の拡大があったことによって、ボランティアの方は来られておりません。新型コロナウイルス感染症が発生する前の状況ですけれども、園芸レクという、高齢者の方は土を触ることによって認知機能を維持向上するということもありまして、花が咲いたときの喜び、こういったものを一緒に味わっていただく。ただ、なかなか職員だけでやるということも大変なので、そういったところをボランティアさんと一緒にやっていたということがあります。

以上です。

○林委員

入所者、もちろん通所者に対してもいろんなところに細やかな心配りをしていってやるのがよく分かりました。3月までに方向性をとということでもありますけれども、いい運営方法を模索していただければと思っております。ありがとうございました。終わります。

○西崎委員

大分前になりましたけれども、光総合病院に通所している方が、私に相談にまいりました。その方は、排せつの始末が自分ではできない人らしいのです。その人が言うには、病院は新しくなったけど、ウォシュレット付きのトイレがないということでした。早速、病院に聞いたら、1階には2か所ほどありますよということで、私も行って2か所あるのは確認したのですけれども、便所の数にしたら、2か所というのは非常に少ないわけですけれども、この理由は何かございますか。

○佐古光総合病院総務課長

ウォシュレットの件でございますが、一応、感染の対策の面から、全てに取り付けておりません。どうしてもノズルの清掃とか、その辺が不十分であれば感染の危険性等もありますので、申し訳ありませんが、限られた場所にしかウォシュレットをつけておりません。

以上です。

○西崎委員

泌尿器科系の疾患の方が飛沫して、次々に感染しているという見地からウォシュレットのトイレは病院にはふさわしくないのかなという、今、私は認識でおるのですけれども、それで間違いはないですか。

○佐古光総合病院総務課長

感染面を講じて、現在、こういう対応をしております。  
以上です。

○西崎委員  
分かりました。

○田邊委員  
地域医療構想で、11月18日に山口県が2020年度の病床機能報告結果を発表しました。  
これについて、周南医療圏での考え方をお願いします。  
調整会議は行われましたか。

○西村病院局管理部長  
昨日ございました。

○田邊委員  
その調整会議の中で、地域医療構想のうたい文句について、役割分担と連携について  
なのですけれども、その辺りの光市の課題はどういったものがありますか。

○西村病院局管理部長  
質問の意味がよく分からないのですけれども。

○田邊委員  
調整会議が昨日行われたと、今、伺いました。調整会議の中では、どういった意見を  
光市としては述べるのでありますか。

○西村病院局管理部長  
委員が言われるのは、公的病院の再検証のことだろうと思います。昨日も会議があり  
まして、私、出席いたしましたけれども、県のほうから公的病院の再検証について、県  
の考え方というものが示されておられません。それで、私も気になって、県はその辺をど  
う考えているのかという御質問をさせていただきました。

2点ほど質問をさせていただいたのですけれども、1つは公的病院の再検証を、今後、  
どういうやり方で進めていくのか。県のお考えをお聞かせくださいと。もう1点が、民  
間医療機関のデータや近接する病院のデータ等を我々に提供していただければ、  
我々はそれらの検証をすることができません。そういった情報はいついただけるので  
すかという、この2点について御質問をいたしました。県のほうの回答としては、今、県  
のほうでも、まだその辺は協議中、検討中であるので、その検討がまとまり次第、その  
辺はお示ししたいということでした。データにつきましては、どういうデータがいいの  
か、その辺も今協議中であると。それも併せて考え方がまとまり次第、情報提供したい  
というお答えでございまして、現状では、まだ止まったままということです。

以上です。

○田邊委員

地域医療構想の調整会議が昨日行われて、病院局管理部長が出席されて質疑を2点ほど行ったという内容をお聞きしました。その中で、国が病床の削減に持っていくという方向性は、今、コロナ禍においても進んでいるような形が見受けられるというところで、この質問をしました。

その中で、仮に光市の2つの市立病院で医療従事者が一旦離れると、今までの経験上、再度、医療従事者、医師を呼び戻すのが極めて困難であるということになっておりますので、病床削減及び医療関係の縮減について、こういったものは、今後、光市でも市長も2つの病院の存続は掲げており、大事な部分でありますので、ぜひとも調整会議なり何なりでは、法的に決まった部分についてはしょうがないとは思っているところもあるんですが、まだ十分対応できる部分ではしっかりと発言していただきたいと思っております。

以上です。

○仲山委員

一般質問で認知症のことについて尋ねさせていただきました。病院局のほう、市立病院のほうでの対応について何点か関連した質問をさせていただければと思います。

外来患者が認知症であるおそれがある場合、ないしは認知症である場合の対応について、何か特に方策をしていらっしゃるかどうかというのがありますでしょうか。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院におきましては、認知症の患者様については、基本的には家族や施設の方と同伴ということでお願いしております。通院されている患者さんの中には軽症の患者さんもいらっしゃいまして、職員、看護師のほうがある程度把握をしておりますので、お一人で来られたときには看護師のほうが見守りを行ったり、場所等の案内をサポートしております。

以上です。

○田村大和総合病院事務部次長

大和病院のほうも認知症の患者さんにつきましては御家族とかが一緒に来られますので、特別な対応はしていないと聞いております。

ただ、認知症が疑われる患者さんにつきましては早急に検査をさせていただいて、認知症という結果が出ましたら、専門的な医師の診察等を勧める場合もございます。家族の御意向がございますので、希望されれば勧めるということになるかと思っております。

以上です。

○仲山委員

特に外来患者さんの場合、家族は同伴というのが原則だと思いますけれども、一人暮らしの方なんかはお一人で来られることもあるでしょうし、そこで最初に「おや」と思うことに気がつくケースもあるかと思っております。早期の対応につなげることができるよう

に努めていただけるとありがたいなと思います。

特に大和総合病院に関しましては、かかりつけ医の役割を幾らか担っているような面もあるかと思しますので、その辺、特にしっかりやっていただければと思います。

その場合、福祉保健部のほうとの連携なんかも当然あるかと思しますが、しっかりとやっていただければと思います。

今度は入院患者さんのほうの話ですけれども、認知症を伴っている際の対応について、認知症がある高齢者の場合、看護に加えて介護的作業といいますか、認知症によりそれがスムーズに行えないといったようなことがあって、手数を要することになるということが想定できるわけですけれども、その辺りの現状あるいは対応についてお伺いできればと思います。

#### ○佐古光総合病院総務課長

入院に関しましては、70歳以上の入院患者様全員に対して入院時に認知症の評価を行っております。看護計画を立案する際にも、そちらを参考にしながら看護を行っております。看護していく中で困難事例等がありましたら、当院には認知症看護の認定看護師がおります。また、認知症ケア専門がおりますので、その専門資格を持っている職員とカンファレンス等を行いながら、対処法の検討をして看護計画を随時変更とか、その患者さんに合った対応を取るよう努めております。

以上です。

#### ○田村大和総合病院事務部次長

大和病院の入院患者さん、認知症患者さんに対する対応ですが、入院時に光総合病院と同じように、認知症が疑われる場合は、認知症に関する検査や評価を行っております。個々の患者さんに対して看護計画を作成しております。

ベッドから離れた際に知らせるマットの使用、介護服の着用、手袋のようなミトンの使用、また、固定ベルトとか、その使用などについて検討いたしまして看護計画を作成しております。

各病棟の看護師で構成する認知症ケアリンクナース会を毎月開催しまして、各病棟の取組などを検討しております。

以上です。

#### ○仲山委員

しっかりと対応はなされているようではあります。ただ、今、固定等の話も出ましたけれども、旧オレンジプランから新オレンジプランへというところで、認知症本人の意思を尊重するというような方針に切り替えられてきたこともあります。本人の尊厳を大事にするような面とのはざまでいろいろと苦労があるかと思しますが、できるだけ本人の尊厳を尊重してあげてもらいたいなと考えております。

今はコロナで御家族の方がほとんど付き添い等できない状況であるかと思うんですけれども、これから家族が幾らか世話をしながらという状況も実際にはない、これからは難しいのかなとも思います。そうした中で患者さん、入院患者さんは特にですけれども、

認知症の方が増えてくるといって、それなりに手数がかかり始めるといって起こるかと思ひます。その辺りに対する対応もしっかりと考へて進めていただければと思ひます。

以上で終わります。

○大田委員

光総合病院で放射線科の予算が削られて、2年たつて来年度もどういふようになるか分からないんですが、診療科目、初めの計画では診療科目を増やすよなことが書いてなかつたんですが、やっぱり診療科目、放射線科なんかも増やして入院患者数も90%、85%か90%ぐらいに入院患者数も入れていってほしいと思ひんですが、まず、放射線科の先生に関しては今後どのよなになるのか教えてほしいんですが。

○田村光総合病院事務部長

放射線治療科の医師の話ですけれども、光総合病院は大学の関連病院ですので、山大の放射線科治療科の教授のほうと以前から話をさせていただけています。ただ、現時点ではその教室の医師数が少ないので、まだ当分送れる状況にないかと思ひています。入局者が増えてくればその考へはあると思ひんですけれども、現時点では医師の派遣は見込める状況にないこちらでは理解をしています。それで、開設するのは今のところ未定ということになると考へています。（「未定」と呼ぶ者あり）はい。

○大田委員

山大が系列病院であるから、放射線科の教室に生徒がいらないから未定ということでございますが、せつかく新しい病院をつくって、もう来年で令和4年になるんですが、今のよな60%ではなくて、85から90%ぐらいの入院稼働率にするためには診療科目を増やす。それで、放射線科は初めからうたつてあるので、放射線科の先生も呼んでくるよな、山大の系列病院であるにしても、その教室の先生たちが少ないので呼べないといふのであれば、日本全国からといふのが考へられると思ひんですが、光総合病院を存続していくためにはそのよな考へ方も必要ではないかと思ひんですが、どういふふうで考へておられるんですか。

○田村光総合病院事務部長

現時点では、山大の関連病院として継続をしていく状況ですので、他の大学から医師の派遣を依頼する状況には現在ないと思ひています。もしするとすれば、もうちょっと管理的に検討しながらよりよい状況に持っていけることを考へてから動くべきかなと思ひています。といふことで、今年度、来年度といふことにはならないと思ひています。

○大田委員

一昨年じゃつたですか、厚生労働省が病床の稼働率がないから病床数を減らせといふ勧告も一応受けて、今、山口県でそのことについていろいろ検討されているみたいですが、そのよなのも診療科目を増やして入院患者数もそれだけおれば、そのよな再編計

画なんかいうのも光総合病院なんかも上がってこないと思っているわけでありますので、ぜひとも診療科目、特に放射線科なんかは増やしてってもらいたいと思っております。そのためには、どうしても病院側としても自らプレッシャーを与えて、看護師なんかも今は60%やそれぐらいの看護師数であります、70%か75%ぐらい入れて、自分のところにプレッシャーを与えながらドクターを説得されたらより早く連れてこれるんじゃないかと思うんです。そこんところはどうか。

#### ○田村光総合病院事務部長

看護師数のお話がありましたけれども、患者数に合わせて看護師数の調整をしているというイメージがありますけれども、運営としてはそうですけれども、経営としては、新しい病院ができる平成31年度から毎年、経営的に看護師の募集を多めにかけています。今年度の入院を担当するほうの職員数、看護の職員数に関しては足りている状況というか、診療報酬的に急性期の入院病床が143と地域包括ケアが47と緩和ケアが20床、これが仮に満床になったとしても、数字的には足りている状況になっています。ただ、いろんな患者さんがいらっしゃいますので、その数で足るかというところではないですけれども、法的には足りて入れることは可能だと思っております。

#### ○大田委員

7対1、25対1、14対1ぐらいの看護師さんがおられると思うんです。だから、今85%ぐらいになっても看護師さんは何とかやっていけるような答弁であったと思うんですが、自分のところへプレッシャーを与えて、それで医師を持ってくるというような感じのほうで医師を持ってくる確率が高いと思うんです。今の場合、足りているからいうんじゃないで、自分のところへプレッシャーを与えて医師を一生懸命呼んでくると。そうしたら切迫度が違うと思うんです。それで今後ともそういうような思いでもって診療科目ないしは放射線科の先生も連れてきてほしいと思うわけでありますが、よろしくお願ひします。

### 5. 経済部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ① 議案第58号 令和3年度光市一般会計補正予算(第9号)〔所管分〕

説明: 西村農林水産課長 ～別紙

質疑: なし

討論: なし

採決: 全会一致「可決すべきもの」

## (2)その他(所管事務調査)

### 報告事項

#### ①光市地域公共交通計画(案)中間報告

説 明:坪根公共交通政策課長 ～別紙

### 質 疑

#### ○早稲田委員

光市地域公共交通計画(案)の中間報告の冊子の43ページ、3公共交通等への支援状況の下の表の図40のところなんですけれども、市の実質負担額の推移が今の御説明で年々増加していて、平成30年、令和元年、令和2年と民間路線バスの負担額が増加しています。なぜなのか理由をお尋ねいたします。

#### ○坪根公共交通政策課長

計画案の43ページの図の40でございますが、こちらは、委員御案内のとおり公共交通機関に対する市の実質的な財政負担を掲載したものでございます。

まず、民間路線バス及び航路につきましては、市が各事業者に支出した補助金額から、県から市に交付される補助金額を差し引いた金額を掲載しております。また、市営バスにつきましては、運行経費から運賃収入と県から市に交付される補助金額を引いた市の実質負担額を掲載しております。

実質負担額が年々増加している主な理由でございますが、グラフの内訳としては、御指摘のとおり民間路線バスの負担額等が大きな増加要因となっております。

まず、最初に民間路線バスの市の補助制度について少し触れさせていただきますと、市民生活に必要な路線として市が運行を補助すべき路線として認めた路線について、そのバス路線の運行に必要な標準的な経費を積算し、そこからバスの運賃や国や県の補助路線であれば国や県の補助金を引いた残りを市が補助することとしております。このため、バス事業者の収入が減れば市の補助金が増えるというような仕組みとなっております。

こうした制度の下、路線バスの利用者数が年々減っているということは先ほど御説明申し上げたんですが、これに伴いまして、バス事業者の運行収入等が大幅に減少しておりまして、こうした理由によりまして市の路線バスに対する実質的な負担額が年々増加しているという状況をお示したものといたします。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

その制度について、今説明がありまして理解いたしました。しかし、市の実質負担額がかなり増えていきますので、こちらのほう何か課題があるかなと思いますし、何か対策等ありましたら講じていただきますようお願いいたします。

#### ○西崎委員

5年に一度見直す地域公共交通計画、大変御苦勞さんでございます。

まず、私、一般質問でも言うたんですけど、光市内に病院通いで困っている人が住む地域、地区、買物に行くのに困っている地域、地区といえますか、これはどこにあるかというのをまず調査をすべき必要があると申し上げたんですけど、調査はやられましたか。

○坪根公共交通政策課長

日常的な移動手段の確保が困難な方ということで、交通弱者がいる地域の把握でございますが、今回の計画の策定に当たり、光警察署の数値を基に高齢者の免許保有状況を推計いたしましたところ、本市の後期高齢者のうち55.8%の方が運転免許証をお持ちでないということ把握しております。また、市内の10地区の社会福祉協議会が民生委員の協力を得て調査された結果によりますと、独居または夫婦二人暮らしが運転免許証を持っておらず、家族からの支援を受けられない後期高齢者が1,064人おられるとお聞きをしております。

また、各地区における人口や高齢者数の状況から、高齢化の高い、おおむね40%以上の地区、牛島地区、上島田地区、立野・小周防地区、三輪地区、塩田地区、東荷地区の6地区は交通弱者の割合が高い地域であるというふうに認識をしております。また、これに山間部に集落が点在している三井地区を加えて合計7地区に交通弱者が多く計上されていると捉えています。

以上であります。

○西崎委員

今の説明によると、あらかたそういう地区がどこにあるかというのは把握したようですけど、少なくとも、この公共交通計画には地区名を上げておくべきだったと思います。

これを見ますと、伊保木のコミュニティー交通にプラス三井地区と上島田地区をでコミュニティー交通を導入して解消しようということが上がっております。それから、今後の方向性としたら、今上がっている交通弱者の住む地域、これは引き続きコミュニティー交通を拡大していく、それから、場合によっちゃあ、場所によってはデマンド型交通も検討するというふうに上がっておりますけど、これは令和4年以降、5年も6年もかけて導入したんじゃいけないと思うんで、早急に対応策を打ち出すべきであると思いますがいかがですか。

○坪根公共交通政策課長

コミュニティー交通の導入をするためのスキームといえますか、どういった段取りでという御質問かと思いますが、コミュニティー交通事業につきましては、市から車両貸与された地域の団体が実施主体となってボランティアで行っていただく活動を我々行政のほうで支援しようという仕組みでございます。

地域の合意といえますか、そういった動きに対して我々が支援するという制度でございますので、地域での御協議であったり、お考えというのを最優先に考えていきたいと考えております。

現在、計画の84ページでございますが、コミュニティー交通事業の実施団体数をお示しております、西崎委員が御指摘とおり、令和2年度現状では、いおき楽々会1団体でございますが、現在、三島地区で導入が検討されており、それにプラス1団体を含めて、3団体を令和8年度に目標としております。

地域の活動を支援するものとなりますので、具体的にどの地域に行政から入れたいということは、現時点では想定が難しいところでございますが、こうした制度の趣旨を広く周知を図り、自主的な

取組をしっかりと支援してまいりたいと、考えております。

次に、デマンド型交通でございますが、こちらにつきましては、現在本市にない制度ではございますが、計画の中でも検討ということで位置づけておりますので、新年度からしっかりと導入に向けて調査、研究などを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○西崎委員

23ページを見ると、いい言葉が出ているんです。交通空白地の移動手段の確保。この空白地が、今、私が申し上げているところに該当するんじゃないかと思いますが、市内の交通空白地は一応網羅して、それぞれの地区でコミュニティー交通がいいのか、あるいは、ひかりぐるりんバスの路線の延長見直しがいいのか、今言ったようなオンデマンド交通がいいのか、これは私は上げてもらったら最高の計画書になったんじゃないかと思いますが、いかがですか。

#### ○坪根公共交通政策課長

計画案の29ページをお開き頂けたらと思います。

こちらが、市内の交通空白地域を調査した結果となっております。色が変わっているところが、バス停から300mの円、駅から800m圏内の円に線を引いておまして、それ以外のところが、いわゆるバス停とかそういったものが少しエリアから外れている地域という整理をしております。

29ページの上、ポチの3番目でございますが、鉄道、駅、バス停停留所のいずれも徒歩圏内とされない公共交通空白地域には、三井地区や室積地区の内陸部の一部、上島田地区の山田団地など、人口密度の高いエリアが含まれているということで、エリアとしてはこの辺りが該当していることは把握をしているところでございます。

以上でございます。

#### ○西崎委員

大体把握をしていらっしゃるような、29ページの図面を見ても分かるんですけど、一応、民生委員さん等にお話を聞くだけじゃなしに、やっぱり市の職員が実際に行ってみて、自分の足で確かめて、目で見て、それからそこへ住んでいらっしゃるお年寄りに話を聞くということは大事だろうと思います。

それから、牛島の定期船の利用者の増ということがうたってあります。私も年に五、六回帰るんですけど、一番困っているのは、釣り客の方に話を聞くと、今、自動販売機がゼロなんです。ジュースも水も皆持っていかんにやいけん。それから、休むベンチもないから、夜釣りの人は防波堤の上に寝ちよると。ベンチでも1つ置いちゃってくれたら助かると。しかも、その後ろに魚を釣った、いろいろた手やら洗うとこの水場もあつたら欲しいなというような話も聞きます。

幸い、島唯一の公衆トイレはこの間、経済部に3月に修理してもらいまして、非常に快適になっております。ありがとうございました。釣り客も牛島には多いんですけど、そういったちょっとした施設の設備の設置の要望があるということをお伝えしておきますので、ぜひ加えてください。

以上、要望として。

#### ○木村委員

1点だけ確認をさせていただきます。

第2次総合計画では、低炭素社会ということで目指してきたわけですが、第3次総合計画では脱炭素ということで、ここも大きく取り上げてきてございます。

そんな中で、64ページにございますように課題3ということで、脱炭素社会の実現と公共交通網の維持に向けた意識の醸成、こういうところで、ちょっとこの計画とはすぐ矛盾する部分もあるんですけども、各種交通サービスを提供する交通関係事業者等が連携、協力し、これまでの自動車へ過度に依存した交通体系から脱却も求められるということで、交通網の整備とともにカーボンニュートラルに向けシフトを切られているというふうに考えてございます。

そのような中で、78ページ、公共交通の次世代技術の対応ということで、これから調査、研究が始まるということでございますが、こうしたことで具体的な、この調査、研究はこういうふうに掲げてございますけれども、免許を返納される高齢者が多い、それとともにやはり光市の交通体系としては、どうしても自動車というものがなくてはならない、切り離せないというところが往々にしてございます。

そういったところの整合性をしっかりと見ておいていただきたいとともに、こうした脱炭素社会に向けて、これからどのようにそのあたりを考えられているのか、そういった考えをこの中に組み込まれるようなことはないでしょうか。もう少し具体的に、この中間報告の中に書いてございますように、交通計画の中にカーボンニュートラルに向けてというようなものが示されることはありませんでしょうか。

#### ○坪根公共交通政策課長

現在、この計画の中にカーボンニュートラルについて具体的に、排出量をどこまで削減するか、そういった目標値とかはちょっと現状設定はしておりません。計画の中にも展開例、施策としましては、80ページ、81ページにありますように、市民への意識啓発など、マイカーを手放されたときの選択肢の一つとして公共交通が選んでいただけるように取組を進めていくというところを、計画の中で施策として位置づけております。

以上でございます。

#### ○木村委員

今回は地域の公共交通の計画ということでございますので、その中にやはり2030年に向けての脱炭素というものに関しては、国も目標値を掲げておりますように、やっぱりしっかりとこういったところに計画性を反映させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○大田委員

市長の答弁でも言っておられたんですが、誰一人取り残さないSDGsの理念等を取り入れた公共交通と言っておられたんです。それは何でございましょうか。

#### ○坪根公共交通政策課長

誰一人取り残さないSDGsの理念等を取り入れた公共交通とは何かとお尋ねでございまして、これは、第3次総合計画が目指す豊かな社会の実現に向けて、市民が住み慣れた地域で安心

して暮らすことができるよう、本市の社会資本の一つとして、まちづくりとまちづくりを支える役割を担うことであるというふうに、考えております。

具体的な役割といたしましては、今後、高齢化や人口減少が進むということを踏まえまして、いわゆる交通弱者の交通手段をどのように確保するか、そしていかに公共交通を安定的、持続的に維持していくか、この視点から取り組むことが重要であるというふうに考えております。

#### ○大田委員

安心して暮らせるというようなことの答弁であったんですが、では、誰一人取り残さないとは、何をされる。

#### ○坪根公共交通政策課長

何をするのかという御質問でございますが、次年度からこの計画に基づきまして、市民、公共交通事業者、行政の3者が、計画の実現に向けてそれぞれ役割を担っていくこととしております。

今計画では、先ほども少し御説明をさせていただきましたが、計画期間における施策といたしまして、地域内交通の拡充、キャッシュレス化の推進、バス車両のバリアフリー化、バス、タクシーの利用支援制度の検討など13の施策を現在お示しておりますので、市といたしましては、次年度から公共交通の将来像の実現に向けて、実現可能なものからスピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

#### ○大田委員

同僚委員も言われたんですけど、免許証返納がすごい多くなっているんです。当然、市の中心部なんかやったら公共交通なんか、タクシーなんかもいろいろあるんですが、市の周辺部においてはそれがなかなかなく、だからデマンド交通とかいろんな交通手段を入れたりするんですが、どうしてもさらにその周辺部においては、高齢化して免許証を返納したら、どうしても足というか車がないわけです。せっかく誰一人取り残さないという名目を上げておられるんですから、今後とも具体的にそしたらこういうふうにしましょう、ああいうふうにしましょうというのを政策に取り上げて実施していつてもらいたいと思うわけでありまして。そこんところをよろしくお考えしてください。

……………休憩……………

#### ○西崎委員

この松原海岸の浜崖問題は、私もたしか3期ぐらいのときから何か新聞に、どこやらの大学だったと思うんですけど、原因調査が何か出たような記憶があるんですけど、執行部で把握しているのは、いつぐらい前からこの問題が起こったんですか。

#### ○西村農林水産課長

海岸侵食を市のほうが把握した時期ということですがサンドリサイクルというのを浜崖対策として市のほうがずっと行ってきた経緯がございます。これを最初に始めたのが、平成3年頃となっておりますので、その頃、こうした海岸侵食の問題が大きく取り上げられてきたのではないかと推察しております。

以上でございます。

○西崎委員

私も室積から出ている議員なんだけど、松原のほうに行くと、市議はこの問題を一つも取り上げてくれんと、そして、何年か前には学識経験者や地域住民で検討委員会が開かれたと。そして、まとめられた市会議員さんも積極的に参加して話があったんだけど、最近、何か地域住民としたらとんとこの話を聞かなくなっているということで、私もハツパをかけられておるんです。

かつては、この室積の海水浴場は広島の方から臨海学校に来る、そして、岩国基地からも来て、私も松原の林の中でキャンプをしたりして、随分にぎわったのを知っているんですけど、浜崖の原因というものは、過去いろいろなどころからいろいろ出ていると思うんですが、今、執行部で把握している原因は明確にあるんでしょうか。

○西村農林水産課長

それでは、海岸侵食の原因について、執行部のほうで把握しているものについてお答えいたします。

室積松原海岸の海岸侵食に係る原因でございますが、これは戦前の海軍工廠建設に伴う大がかりな埋立てにより、島田川から供給されておりました砂が室積まで来なくなったことに加えまして、大水無瀬、小水無瀬島の上に構築されました防波堤の影響により、西ノ浜側から戸仲側への漂砂が顕著となり、また、沿岸流が生じるようになって、西ノ浜側では侵食により汀線が後退、また、戸仲側では堆積により汀線が前進する傾向が強くなったと、平成21年12月に開催されました保全対策市民説明会の中でも説明されております。

資料の5ページをお願いしたいんですけど、こちらの図のほうにも示されておりますとおり、戸仲側に沿岸漂砂が移動していることは、このときの調査でも明らかとなっております。これらが海岸侵食に影響を及ぼしているということは、この調査結果も踏まえ、間違いないものと確認しております。

以上でございます。

○西崎委員

この松原海岸に砂が着くのは、私が見た資料では、島田川の上から流れてきた砂が海流によって室積海岸に供給されて、あれだけきれいな海水浴場があったんだと。今、これは3つの原因で止まってしまったと。一つは、徳山下松港の島田港湾、港湾島田港は防波堤を河口の左手に出しております。それから、2番目の理由は、海軍工廠が埋立て地を造ったさらにその後、沖に埋め立てたんだと、沖に出したと。それと、今、課長が申し上げましたように、大水無瀬、小水無瀬の防波堤がつながった、この3つの理由によるというふうに、私、今、この原因を書いたものを見ているんですけど、そういう認識で間違いないですか。

○西村農林水産課長

それが確実かどうかというのは、分からないんですけど、この検討委員会の中でも、今の埋立ての後に様々な施設が整備され、岬と漁港施設とか構造物によるポケットパーク的な形状になったというのが一つの原因と考えられておりますが、そのポケットパークになった直後は、特に海岸侵食

は起きておらず、やはり海岸侵食が顕著になったのは、大水無瀬、小水無瀬の間に防波堤ができたその後というふうに、検討委員会の中では説明されております。

以上でございます。

○西崎委員

現在、むしろ砂が着いて盛り上がっているところは、島田川の右岸、要するに虹ヶ浜海岸寄り、それと、この室積海岸の西ノ浜沖、それと戸仲です。この3つのほうにはむしろ砂が着いていると。松原だけ浜崖が起こっている。

そして、過去着色した砂も入れて流れる方向なんかを色々実験しているわけですけど、やっぱり沖合にも多少流れているようですけど、西ノ浜、それから戸仲側へ流れている、こういう報告が出ておりますけど、これ間違いないですか。

○西村農林水産課長

この今お示している資料の中にも結論として書いておりますが、沖合のほうには砂はほとんど流出していないという認識でございます。

以上でございます。

○西崎委員

今、西村課長からも説明がありましたが、最大の理由は大水無瀬、小水無瀬の間の防波堤が繋がったんだと、潮流の流れが変化して、今、島田川から運ばれて沖に出てくる砂を室積海岸に供給することができなくなったのが、最大の理由であるというふうに書いてありますが、私、松原のほうの住民から耳にしたところによると、この防波堤は以前はつながっていなかった、武田も製鐵も両企業とも昔みたいにここをさらにつながった防波堤を撤去してもいいよというような話も聞いているんですけど、それは市のほうは掌握していますか。

○西村農林水産課長

すみません、そのような話、私は知りません。耳に入っておりません。

○西崎委員

今、海岸の国土侵食対策で、高潮対策、かなり大きな護岸工事をやってきております。これは国土保全のための海岸保全工事という認識でよろしゅうございますか。

○西村農林水産課長

国土保全のための対策工事ということで間違いございません。背後地にある保安林、また、居住地を守るために高潮対策として実施しているものでございます。

以上でございます。

○西崎委員

これは私が聞いた話では、今の国家の財政難の下、年間10m程度しか予算がつかないんだと、一挙にやってしまうことができないんだという聞いておりますけど、今できているところへ行ってみる

と、非常に景観上問題があるし、最大の理由は、浜に出るのに、門扉を上げたときしか出れないような状態になっております。この辺は承知の上で工事をやっているわけですよ。

○西村農林水産課長

平成21年の市民説明会のときにも、CG等でこういうふうになることはお示した上で、また、出入りについては、周辺住民と出入口等の調整を行いながら事業を進めております。

以上でございます。

○西崎委員

今の高潮堤防が完成したとしても、沖にある砂の流出は原因が取り除かれないので続くと思うんです。十数年に一遍は、何億もかけて島田川の堆積した砂を持ってきて、また埋めたり置いたりするようになると思うんですが、その辺も承知していらっしゃるでしょうか。

○西村農林水産課長

当該計画は、平成21年12月の市民説明会でも説明しましたとおり供用期間は30年、この30年の期間に、高潮堤防にも影響のない範囲内で砂が維持できるような計画となっております。

以上でございます。

○西崎委員

今の計画、私、見たことないんですけども、松原地区の住民が安心できるように、ひとつぜひ今後とも皆さんに情報をひとつ示していただきたいと思います。

私からの質問を終わります。

○早稲田委員

こちらの書類を見まして、平成21年度に開催した説明会を経て基本方針を決定し、3つの対策を講じることとして今進んでいるというふうにお伺いしまして、一応、ざっと目は通したんですけども、台風の影響等が考えられるかと思うんですけど、そのことについて、何か調査されたりしたことがありましたら教えてください。

○西村農林水産課長

それでは、台風の影響に関する調査についてお答え申し上げます。

台風の調査は、これまで、21年に御報告いたしました結果から、ずっと台風が来ていないという状況が続いておりましたが、令和元年度と令和2年度に台風が襲来の機会がございましたので、令和2年度に調査を行いました。その調査について御説明したいと思います。

まず、調査の内容なんですが、台風通過後の海岸につきまして、海底及び陸地の地形測量を実施して、これまでのシミュレーション結果とその整合性を確認しております。また、それに加えて、西ノ浜のほうに砂が移動しているかどうか、その状況についても調査を行っております。

これらの結果でございますが、台風の影響につきましては、令和元年度に襲来した台風10号及び令和2年度に襲来した台風10号ともに、影響は限定的であったことを測量結果などから確認しております。

また、西ノ浜側への砂の移動は想定以上となっていることが明らかとなっており、前松原排水路の閉塞や養浜の計画投入への影響が懸念されることなど、現状、これらを解決するための対策を検討している状況でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

計画を進めている中、台風等自然のものなので、なかなか推測は難しいと思うんですけども、令和2年度に台風の際に調査されたということ、そして結果から測量を行って砂の移動等を確認されているということで、その都度その都度進めながら確認して、また景観がよくなるように引き続きお願いしたいと思います。

松原海岸の質問は、以上です。

次の質問に入ります。

9月に補正にありましたウイズコロナ事業促進補助金について、質問をいたします。

そのウイズコロナ事業促進補助金は、今年の10月から来年2月まで申請期間となっていると思いますけれども、現在の申請の状況をお示してください。

○萬治商工観光課長

こんにちは。それでは、ウイズコロナ事業促進補助金のお尋ねについてお答えいたします。

委員仰せのとおり、10月25日から申請受付を開始しまして、来年2月28日まで受けております。12月3日現在の状況でお答えしますと、申請の受付件数が48件になっております。この補助金が消耗品と、あと設備等、2種類ありまして、消耗品のほうが26件、設備等が36件で、どちらも申請された方が14者いらっしゃいました。

給付金額で言いますと約561万円で、消耗品のほうが68万円、設備等のほうが493万円という状況でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

申請の状況をお伺いしましたが、こちらは、金額まで使ったら何か募集が終わるという制度だったでしょうか。確認です。

○萬治商工観光課長

予算額に達した時点で終了という予定としております。

以上でございます。

○早稲田委員

今、コロナが収まったように見えても、まだ次がまた来るやもしれないので、こちらの補助金を活用して、多くの市内の業者がコロナ対策に即した事業展開をすることを希望しています。

次の質問に入ります。

同じく9月補正の中小企業等事業継続応援金ですけども、こちらも今年の10月から来年2月までの申請期間ということですが、現在の申請の状況をお尋ねします。なお、業種割合なども分

かればお示してください。

○萬治商工観光課長

中小企業等事業継続応援金についてでございますが、こちらのほうも10月25日から申請受付を開始しまして、来年2月28日までの受付となっております。

12月3日現在の状況でお答えしますと、申請の受付件数が39件で、金額のほうは540万円となっております。それから、業種の割合ということでございますので、主なものをお答えしますと、建設業が8件で、率で言いますと20.5%です。卸小売業が7件で17.9%、生活関連サービス業、これは理美容になりますが、6件の15.4%、宿泊・飲食業が4件の10.3%、製造業が3件の7.7%、主なところはこういうところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

今までのいろいろな支援の中では、飲食業が中心に展開されてくる中、今の割合を聞いてみますと、様々な業種が入っていきまして、これ、県の補助金の%に届かなかったところの応援金などは理解しているんですけども、今までなかなか支援が受けられなかったところの事業所がこのように入っていきまして、特に理美容も上位3位に入っているのによかったなと思いました。まだまだ期間がありますので、たくさん支援していただきますようよろしくお願ひしたいと思ひます。

また次の質問に行かせてもらひます。

次は、光市産の農林水産物の展示の件でございます。

先月11月17日及び18日の2日間に、市役所1階ロビーにて、光市産の農林水産物の展示が行われておりまして、私も訪ねてみました。来場者は何人だったのか教えてください。また、アンケートがそのとき行われていましたけれども、その結果についてもお示してください。

○西村農林水産課長

それでは、市役所1階で開催されましたロビー展示について、来場者の人数及びアンケート調査の結果等についてお答えいたします。

このロビー展示は、市民の皆さんに光市産の農林水産物をより知っていただくため、周南地域地産地消推進協議会と協働で、光市産の野菜や花、米、加工品等の展示を行ったものでございます。

来場者につきましては、2日間それぞれ50人、合わせて100人以上の方が来場され、先着100人の方には、県産の花1輪をプレゼントしております。また、このうちアンケートにお答え頂いた60人の方には、光市産の新米3合をプレゼントしております。

アンケートでは、地産地消について知っていますか、最近、光市産の食材を購入しましたか、あなたが思い浮かべる光市の特産は何ですか、などの質問をしております。結果につきましては、6割以上の方が地産地消を気にしていると回答し、思い浮かべる特産品としてはイチゴが最も多く、ひかりバナナなどの農産物のほか、梅やハモ、菓子類等も上げられております。

以上でございます。

○早稲田委員

100人以上の方が来場されたということをお伺いしました。気づきと要望なんですけれども、来ればお花とかお米とかそういったものが頂けて、そういうのもよかったなと思ったんですけども、何かその場で購入できるものがあつたらよかったかなと私は感じました。

また、たまたまなんですけど、他市の同様の展示会にも行きまして、同じようなお花のプレゼントのほかに、くじ引がありまして、それで何がもらえるかというよりも、くじ自体がちょっと楽しくて人が集まっていたなと思いました。また、そこでは、ヒラメとオコゼの稚魚が入った水槽が置いてあって、小さいお子様を連れていらっしゃるお母さんなんかは、お子様がすごい喜ばれておられて、光市でも水産試験場とか、何かそういうところで生きているものとか、魚とかを展示できたら、もっと人の目を引くんじゃないかなと感じたところです。

あと、一つ、他市に行って感じたのは、アンケートの内容が、光市のはさっきおっしゃったような内容でとても答えやすかったんですけども、他市のアンケートの内容はとても難しく、加工された調味料とか、何々された食品とか、一つずつの選択肢が長い文章で書かれていて、答えにとっても困って面倒になって、書く気持ちが失せてしまって、やっぱりアンケートというのはちょっと分かりやすい内容がいいし、せっかく来た来場者からの本音を引き出すためには、アンケートを作るほうもよく考えないといけないなと考えた次第です。私としては、その他のところにおいしければ何でもいいというふうに記入したところです。

光市役所のロビーで展示されていたので、それを目的に来た人じゃなくても気軽に行けると思いますが、対応はとても親切にいただいたのでよかったと思います。ワンコーナーだったから、もうちょっと目立てばよかったかなという感想です。引き続き、こういう展示会をして広げていただければと思います。

次の質問に移ります。

令和3年度の新規事業として、また農林水産物の高付加価値化の促進事業があったと思うんですけども、それについても進捗状況はいかがなものかお示してください。

#### ○西村農林水産課長

それでは、農林水産業高付加価値化促進事業の進捗状況についてお答えいたします。

7月25日から9月17日まで参加事業者を募集いたしまして、2件の補助金申請を受け付けております。1件は、農林水産物ブランド化支援事業に対する支援制度、もう1件は、農林水商工連携支援事業に対する申請でございます。

この2件に対し、10月27日に申請者による取組内容の発表、見識者による質疑、応答等のヒアリングを実施し、申請内容の審査を経て補助金の交付決定を行っております。現在は、各事業者において年度内の事業完了を目指し、事業に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

少しでも光市産のもので何かよい商品ができればいいかなと思いますが、年度内ということであまり時間がないので、ハツパをかけながらといいますか、いい商品ができるように推進して応援していただきますようお願いいたします。

では、次の質問に入ります。フィッシングパークの施設の整備工事についてお尋ねします。これは9月の委員会でもお尋ねしたんですけども、そのときはまだ工事が完了していないというふう

な御回答でしたけれども、その後の工事等の進捗状況をお尋ねします。

○西村農林水産課長

それでは、フィッシングパーク光で今年度実施しております最後の一つということで、漏電対策工事の進捗状況についてお答えいたします。

漏電対策工事は、フィッシングパーク光の栈橋部分に設置されました電灯器具が老朽化し、これらに生じた亀裂部分から雨水等が入ることにより電気が遮断され、同一回路内の電灯が停電することから、これらを解消するため、老朽化が著しい電気器具について更新を行うものでございます。

お尋ねの進捗状況でございますが、10月下旬に受注者が決定し、現状は材料の発注等、事前準備を進めている状況でございます。世界的な半導体不足の影響もあり、電気器具の納品に遅れが生じている状況にはありますが、材料が納品され次第、工事に着手する予定となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

材料が入り次第ということですが、工事の完了は年度内を目指していらっしゃるのでしょうか。

○西村農林水産課長

年度内工事完了を目指して進めているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

こちら材料が届かないと難しいと思うんですけれども、年度内にきちんと終わるように進めていただきますようお願いいたします。

では、最後の質問です。同僚議員からの一般質問の答弁に対しての続きの質問なんですけれども、買物支援についてお尋ねします。

買物支援について、各地域では大手流通会社の移動販売車両や個人の車両が道路や軒先、公共施設などで販売を行っています。移動販売車両が地域に出店する場合、連合自治会等に話が通され、出店してもよいか打診があると聞いております。地域内の店舗に気兼ねして断られるケースもあれば、出店オーケーのケースもあります。移動販売車両が出店する際、市が窓口として自治会への紹介も含めた相談などの仕組みづくりができないかお尋ねします。

○萬治商工観光課長

移動販売車等の出店につきましては、人口減少とか少子高齢化、さらには新型コロナウイルスの影響もありまして、今後、移動販売車やキッチンカーといった固定店舗ではない販売形態に対するニーズというのも増えてくることが予想されます。

また、こうした販売形態はいわゆる3密を回避できるということで、ウイズコロナ、ポストコロナ時代にも合い、市民の皆さんの利便性向上とか、事業者の方の事業継続にも資する一面もありますので、市としまして可能な支援等については検討をしていく必要があると思っております。

当面は、こうした移動販売を希望する事業者の方などから相談を受けた場合には、事業者の自主性を尊重した上にはなりますが、御意向等を丁寧にお伺いしまして庁内関係所管等とも連携を図りながら、自治会を含めた地域の紹介などもお手伝いできることは積極的に行っていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

相談等が来たら対応していただけるという御回答で、最後に要望なんですけれども、買物支援としての移動販売車両に関わる仕組みづくりですが、窓口としての機能をぜひ持ってほしいということです。スーパーなどの流通企業に関しては、撤退などで地域の買物の状況がどう変化するか、先が読めません。虹ヶ丘でも大手店舗が移転する事例がありました。地域にスーパーがなくなる、そんなことが頻繁に起こってきています。移動販売車両に出店してもらう時代が来ます。そのときのどこの公有地を占用許可し、どう相談に乗るのか、そんな話になってきます。

大和地区のコンパクトシティー化で区画整理や大和コミセンが開設したとき、商店やスーパーがなくなり、買物機能が弱まりました。買物機能をプラスするためには、コミセン用地の一画で移動販売車両を認める、そういうことも必要になってきます。ぜひ、生活圏の機能に注視し、どうしたら地域が便利になるのかを考えていただきたいです。飲食店がキッチンカーなどを導入し、事業展開するなどの場合、購入支援の制度も検討していただきたい。

以上、要望しまして終わりです。

#### ○大田委員

有害鳥獣対策についてちょっとお聞きしたいと思うんですが、令和3年度予算として有害鳥獣対策協議会交付金において鳥獣被害の拡大を防止すると。新たにスマート捕獲システムを導入するということが導入されたと思っておるんですが、その進捗状況が分かりましたら教えてほしいと思うんですが。

#### ○弥益有害鳥獣対策担当課長

こんにちは。委員御案内のとおり、鳥獣被害の拡大を防止するために、令和3年度より導入することとしておりますスマート捕獲システムの進捗状況についてお答えいたします。

スマート捕獲システムの導入に当たっては、国庫補助事業活用のための申請や機器購入に係る入札など、必要となる手続は全て完了いたしましたので、11月下旬より、市内3隊の捕獲隊にこれらを貸し出し、今年12月からの設置をお願いしているところでございます。

今後は、こうしたシステムを活用したスマート捕獲の結果を検証しまして、次年度以降の捕獲体制のさらなる効率化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○大田委員

11月下旬より3隊で、12月より設置をして活用されているという答弁だったと思うんですが、この3隊というのはどこの地域に設置されるのでしょうか。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

詳細な地域については、東部隊、中部隊、西部隊の3隊の隊長ほか隊員さんにお任せしております。以上です。

○大田委員

3隊って、多分本隊のほうだろうと思うんです。だけん、多分、わななんかを設置するんじゃないと思うんですが、それは個数でいったら何個ぐらいになるんでしょうか。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

1隊5基、3隊で15基です。

以上です。

○大田委員

1隊5基の計15基でいったら、5基ずつ捕獲わなか、箱わなか何かに取り付けるんじゃないと思うんですが、それは充電方式でやるんですか。それとも乾電池方式でやるんですか。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

乾電池です。

○大田委員

そうなると、その乾電池の寿命もあると思うのでなかなか大変じゃろうと思いますが、しっかりした捕獲ができるように期待しておりますので、よろしくお願いします。

また、市街地対策として、狩猟期における市の箱わな捕獲対策、捕獲の対策が必要な地域についての駆除を実施するようになったと、令和元年度の12月議会で部長答弁でお答えをお聞きしたと私記憶しているんですが、その後の状況、また、その効果等についてをお聞きしたいと思います。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

まずは、市街地対策としての狩猟期における市の箱わな捕獲の実施状況についてお答えいたします。

近年の市街地へのイノシシ出没の急増を受け、猟友会と協議の上、令和元年度より、市街地への出没が顕著な地域におきましては、一部これらの規制を解除し、狩猟期においても箱わなによる駆除を実施することとしております。

次年度以降につきましても、イノシシのすみかとなる山からの侵入経路を確認の上、市街地へ出没する前にイノシシを捕獲できるよう、山裾付近等に箱わなを設置するなど、現状においても引き続きこうした対策を進めているところでございます。

最近では、農道などの出没も多発しており、必要と判断した箇所につきましても、狩猟期においても箱わなを設置し稼働させ、駆除を行うこととしております。

次に、箱わなの設置の効果についてですが、市の箱わなが稼働していることにより、市内全体の箱わな数が増加し、捕獲する確率は確実に上がっていること、市街地への出没報告件数が実

際に減少している状況など、市民の安全安心を図るための対策として効果は十分にあるものと考えております。

以上です。

○大田委員

市街地の対策で箱わなを使って効果が出ているという今実績の報告じゃったと思うんですが、相当数の箱わながいるわけです。今現在、市または捕獲隊か猟友会が持っている箱わなというのはどのくらいあるんでしょうか。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

60基弱です。

以上です。

○大田委員

60基あると。相当な範囲でやられると思うんですが、それは全部猟友会の人がやられるんですか。それとも捕獲隊の人がやられるんですか。それとも地域自治体か、あの人がやられるんですか。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

市の箱わなを捕獲隊に貸出しをしております。

以上です。

○大田委員

そうしたら、捕獲隊の人が60基を全部管理してやりよると。地元で箱わな免許を持っている人に貸し出すようなことはあんまりない。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

現在貸し出しているものもございます。必要な農家に貸し出す制度もございます。それも含めまして60基弱を捕獲隊と一部自営農家の方に貸し出しをしております。

以上です。

○大田委員

有害鳥獣対策、特にイノシンなんかは農作物の被害なんかも大変多いと聞いておりますので、ぜひとも箱わな等を活用してイノシン対策に励んでいってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、テクノキャンパスの体育館ですか、あれは今まで、昨年までだったか、YICが学校運営として使っておられて、その体育館なんかも管理されていたと思うわけであります。現在、YICがなくなったら、その体育館とか市の保有のものはどこがどういうふうに管理されているんでしょうか。教えてください。

○萬治商工観光課長

光テクノキャンパス研修センターでございますが、委員仰せの通り、指定管理者でありました学校法人YIC学院が令和3年の3月末で閉校したことに伴いまして、指定管理を取り消しました。

今年4月1日からは市が直営で管理と運営をしております。具体的には、施設の使用される方の使用申込みの受付や使用許可の受付とか、使用料の徴収といった使用に関する受付、また、施設の清掃業務とか機械警備、光熱水費等の支払いなど、施設管理事務がありますけれども、職員が事務を直接行う、または、個々の業務について委託をするなどして管理運営をしております。

以上でございます。

○大田委員

鍵管理も市の人が直営でやっておられるわけですか。

○萬治商工観光課長

鍵管理は委託しております。

以上です。

○大田委員

そしたら、直営でいろんな体育館の掃除とか、いろんな維持管理は直営でしておられると。今後ともそういうようにされるんじゃないかなと思うんですが、今度新しく入られる方もおられると思うんですが、そのように今後の管理はどういうふうな予定があるわけでございますか。

○萬治商工観光課長

テクノキャンパスの今後の管理でございますけれども、指定管理になりますと、事務の効率化に資することになる一方で、この研修センターが今年度からペット同伴の指定避難所にもなりまして、避難所として開設される機会もあります。その場合には、開設時には利用者との調整等もあるなど、運営面から当面は直営での管理を今のところは考えております。

以上でございます。

○大田委員

今言われた避難管理施設ともなっている。そう言われたですね。

○萬治商工観光課長

今年度からはペットを連れて避難できる避難所となっております。

以上です。

○大田委員

体育館に対してはペットも連れて避難施設に指定されたということでもありますから、今のところはずっと市が直営で管理しておるということでございますね。

○吉本副市長

1点訂正をさせていただきたいんですが、委員が今説明されたペットの避難については、隣の大蔵池公園に専用のゲージをつくっております。ペットはそこへ避難し、避難者はテクノキャンパス研修センターに入らせていただくことにしております。避難所までは一緒に来ていただきますけれども、寝泊まりの場所は、分かれていただくことにしております。

以上です。

○大田委員

ペットを連れて行ってもいいが、そこで一緒に暮らすということじゃないということでございますね。それで一応当分の間は市が直営で管理するというごさいますね。分かりました。

○仲山委員

すみません。1点だけ気になることがありますので、指摘して終わりたいと思います。

案内地図のことであります。観光案内地図が市内にたしか8か所だったかと思いますが、畳2畳分までではないかな、結構大きい地図が掲げられております。よく知られているところでは、伊藤公資料館の入り口、道路のところに立っていたりしますし、フィッシングパークの辺りに立っていたりもします。観光案内といったような意味合いが大きいのかと思うんですが、立ててから少々年数がたってきておまして、印象が悪くならないうちに、一定の年数たつて劣化してきたというあたりで更新をしていただいたほうがいいと。更新の年数が決めてあったのかどうか分かりませんが、お願いしておきたいと思います。

そのほか、伊藤公資料館のところは、これは教育委員会のほうかもしれませんが、施設の表示版であるとか、リニューアルの時期というのを検討したほうがいいんじゃないかということも指摘させてもらって終わります。

○委員長

仲山委員、所管事務調査でございますので、できるだけ質問のやり取りを積み重ねて、その上で持論は最後に述べるようにお願いします。質問はございませんでしょうか。

○仲山委員

はい、ないです。

6 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第58号 令和3年度光市一般会計補正予算(第9号)〔所管分〕

説 明：邊見監理課長 ～別紙

○早稲田委員

今、説明がありました26ページのところで、川園線という言葉が出てまいりましたが、

もう少し具体的に内容を説明お願いいたします。

○邊見監理課長

令和3年度の予算における事業内容については、主なものとしては、用地補償費となっています。内容としては、光市が保有する土地8筆を山口県に売却したものなどです。光市と山口県との土地売買契約については、8月に契約し、既に所有権移転登記を完了しています。また、そのほか年明け以降に一部工事の実施を予定していると県からお聞きしています。

以上でございます。

○早稲田委員

用地の売却についてということで、最近、和田町、宮ノ下町の付近で工事が進んでいたように見受けられましたけれども、工事の内容についてお尋ねします。

○山本道路河川課長

和田町、宮ノ下町付近の工事ということでございます。和田町、宮ノ下町付近の県道北側の工事なのですが、これは、県営建設事業の川園線の市町負担事業で、令和2年度からの繰越工事でございます。歩道の拡幅整備として、県が実施しているものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

確かに歩道の拡幅工事だと思っております。それで、3月議会の一般質問の際にも質問しましたけれども、都市計画道路川園線街路整備工事の進捗状況等、今後どのような予定になりますかお伺いします。

○山本道路河川課長

都市計画道路川園線街路整備事業の進捗状況ということでお答えさせていただきます。

県によりますと、用地買収や建物補償を進めているとのことで、先ほど御質問にございました和田町、宮ノ下町付近の工事箇所のように、一定の用地が確保できた区間において、整備工事を進めているとのことでございます。

今後の予定につきましても、これまでと同様に用地買収や建物補償を進め、一定程度の用地が確保できた区間において順次工事に着手していく予定とのことでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

用地買収や建物補償を進めながら、一定確保ができたところから整備の事業工事を進めていくという御回答で、時間かかるかもしれないと考えられますけれども、引き続きよろしくお願ひします。

この件は以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告事項

①光市営住宅等長寿命化計画（案）中間報告について

説 明：沖本建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

長寿命化計画において20%削減を目標に掲げておられるんですか。現実はどのぐらいでしょうか。

○沖本建築住宅課長

光市公共施設等総合管理計画では、市の公共施設の延べ床面積の20%削減を目標に掲げております。現在の市営住宅の縮減率はいかにという御質問だったかと思えます。光市公共施設等総合管理計画では、床面積をベースに縮減目標を設定しておりますので、これまでに除却してきました市営住宅の総延べ床面積の縮減率ということでお答えを申し上げたいと思えます。

公共施設の総延べ床面積が約20万6,060m<sup>2</sup>に対しまして、これまでに除却した市営住宅の延べ床面積の合計が約1,341m<sup>2</sup>でありますので、公共施設全体の延べ床面積に対する縮減率で言いますと、約0.65%となります。

また、市営住宅の総延べ床面積に対する縮減率ということで申し上げますと、市営住宅の総延べ床面積が約6万6,928m<sup>2</sup>でございますので、縮減率は約2%となります。

以上でございます。

○大田委員

あんまり進んでいないように見受けられるんですが、今光市公共施設管理計画に定めている令和7年度まで前期目標である8%の縮減目標はこれによつてはあんまり達成が見込みがないように思うんですが、見込みあるんでしょうか。

○沖本建築住宅課長

既に除却が完了しました市営住宅と、今後、除却予定の市営住宅の総延べ床面積は約4,891m<sup>2</sup>でございますので、公共施設全体の総延べ床面積に対する縮減率は約2.3%となります。また、市営住宅の総延べ床面積に対する縮減率で申しますと、約7.3%となり目標の8%とは少し厳しい状況ではありますが、空いた住棟から除却し、少しでも目標に近づけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

こういうふうの実績で2.3%、7.3%というように出ているわけではありますが、昨日のあれのように一方的にぼんとやるんじゃなくて、これは市営住宅なんかやったら住んでいる人がじっくり出ていくまでゆっくり待たなくちゃいけないという理由で、縮減率は少なくなっているんだろうと思うんですが、最終的に市営住宅の総延べ床面積の縮減はできるんだろうかと心配するわけではありますが、そのこのところはどうか。

○沖本建築住宅課長

これまでに除却してきました市営住宅に、今回、御説明させていただきました光市営住宅等長寿命化計画において、用途廃止と判定した市営住宅を加えますと、合計で約1万4,304m<sup>2</sup>の延べ床面積を市営住宅で縮減することとなります。公共施設全体の総延べ床面積に対する縮減率でいえば約6.9%、市営住宅全体の総延べ床面積に対する縮減率でいえば約21.3%となります。

以上でございます。

○大田委員

なかなか見込みが厳しいように思うわけでありまして。これを達成に向けてはどのようにお考えでしょうか。

○沖本建築住宅課長

光市公共施設等総合管理計画の観点で申し上げますと、20%の縮減目標の達成年度が令和17年であったと思います。今回の光市営住宅等長寿命化計画は10か年の計画ではありますが、今後の方針ということで、幸町、亀山、岩狩、三輪中央の4団地を新たにプラスして、用途廃止をしております。その全てを除却できれば、市営住宅の総延べ床面積の21.3%は縮減できますので、公共施設等総合管理計画の目標である20%削減は達成できるのではないかと考えております。

以上です。

○大田委員

4団地を削減してまいりますと、強い発言であったんですが、そこには居住しておられる方が多くおられます。それに対して令和17年までに計画を断行するようなことではありますが、居住しておられる方をよそに持っていくというのは大変でございます。

それから、こういうような削減ちゅうのは難しいように思うわけでありまして。市の方針であるからそうでありましてというやり方はやっぱり少し無理があるんじゃないかなと思うわけでありまして。市の方針としてはそうかも知れませんが、現地においては、少し無理があるだろうというふうに考えるわけでありまして、それらのところは縮減、高いところに目標持っていかれるのはいいんですが、やっぱり有効的な、幅とい

うのはある程度多く、広く持たれた方がいいんじゃないかと思っておりますので、用途廃止なんかもいろいろ考えながらも、少しずつでも進む程度で一生懸命やっていてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○西崎委員

現在の市営住宅で古いのは平屋建てが多いんですよ。1棟に、五、六世帯は入れるところに大体1世帯ぐらいしか入っていないんです。今説明がありましたように、除却し、建て替えて集約するという方向性は間違っていない、正しいと思うんですけど、その結果、周辺に空き地がかなりできると思うんですけど、この空き地の利用はいかがするような考えでしょうか。

○沖本建築住宅課長

市営住宅の団地減らすことで、空き地というものが生じてこようかと思えます。まず、市内部で公共として有効活用を考えていきたいと思えます。活用がなければ、売却ということも考えられようかと思えます。

以上でございます。

○西崎委員

それと、今後は、市営住宅は建て替えの場合、何階建てぐらいを今考えておられますか。

○沖本建築住宅課長

市営住宅の入居者へのアンケートの結果にも出ておりますが、エレベーターがあってもなるべく低層階が良いといった方が結構いらっしゃったので、どれぐらいの人数の入居希望者がいるかによっては変わってこようかと思えますが、最大でも4階、5階建て程度で考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

道路パトロールについてお尋ねします。どのぐらいの頻度で道路パトロールを行っておりますかお尋ねします。

○山本道路河川課長

道路パトロールでございますが、市道全路線を対象とした定期パトロールを年2回職員が実施しております。また、日常の業務において職員が現場に赴く際などには、道路の状況を確認するなど、日常的にもパトロールを実施しております。

以上でございます。

○早稲田委員

年2回ということで道路パトロールにより補修となったものは何件ありますか。令和

元年、2年、3年、現在までの件数をお示してください。

○山本道路河川課長

道路パトロールによる補修件数とのことですが、道路パトロールの際には、舗装のはがれによる穴ぼこ、ポットホールとも言いますが、これの補修や道路へ垂れ下がって通行に支障となる木の枝の除去など、軽微なものはその場で職員が対応しております。このような対応は計多くあり、個別に件数を把握することは困難ですので、お尋ねの件数はパトロールで確認したものと、市民の方などからの通報によるものを合わせ、市が業者に依頼して補修や修繕などを実施した件数でお答えさせていただきます。令和元年度が61件、令和2年度が53件、令和3年度が12月3日時点になりますが、51件というところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

道路パトロールによって簡単な補修は職員の方が見つけた時点で行っているということで、補修とか木の枝の除去、それで市民の方からのを合わせて令和元年だと61件、2年は53件、3年51件ということで、ほぼ、大体同じぐらいかなと思います。

それで、市民の方が道路の異常を発見した場合の連絡先についてお尋ねします。夜間とか休日の場合もいかがでしょうか、お尋ねします。

○山本道路河川課長

道路の異常などに気づかれた場合の連絡先でございますが、国道につきましては、国土交通省が道路緊急ダイヤルを設置しており、電話番号で申しますと、#9910というのがございます。県道につきましては、周南土木建築事務所、維持管理課、市道や農道などは市の道路河川課とそれぞれの道路管理者に御連絡いただければ、早急な対応にはつながってまいります。道路管理者がわからないとか、どこに連絡すれば、わからないという場合などには、市の道路河川課、または先ほど申しました道路緊急ダイヤル#9910に電話していただければ、それぞれの道路管理者と連絡を取りながら対応をしているところでございます。

また、夜間につきましても、市役所や道路緊急ダイヤル、#9910、どちらでも御連絡いただければ対応できる体制を取っています。

なお、連絡される際は、異常箇所の確定のため、場所がわかるような目印や異常個所の状況なども合わせてお示しいただければ助かりますので、よろしく願いできたらと思います。

以上でございます。

○早稲田委員

市民の方、私も含めて道路をこれが国道だとか、県道だとか、市道だとかというのははっきりわからない場合が多くて、そういった場合にどうなのかなと思うのと、現実的に自分の近所でありまして、それが夜間だったときには、市役所とかは夜間は無理かな

と思って次の日の朝まで待った経緯がございますが、そういう夜間にも対応していただけるということで、安心しました。また、前回のときに見つけた際には、連絡したら本当にすぐに直していただけましたので、やっぱり道路の異常については安全重視で迅速な対応が求められると思いますので、引き続き迅速な対応をお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問ですけれども、これも市道に関する事で、令和3年度の新規事業で緊急輸送道路や交通量の多い市道の舗装改修を計画的に実施する市道の舗装メンテナンス事業についてお尋ねします。現在の進捗状況についてお示してください。

○山本道路河川課長

市道舗装メンテナンス事業の進捗状況でございます。委員御案内のとおり、令和3年度からの新規事業となっております。令和3年度の事業の進捗状況ですが、市道の道路舗装面の損傷状況などを調査する路面性状調査を延長で申しますと約110km、この調査の業務委託契約を令和3年6月28日に締結し、現在実施しております。舗装改修工事につきましては、市道島田花園線、場所は、平成橋付近の島田4丁目、6丁目におきまして、舗装改修区間の延長約40mになりますが、これを令和3年11月1日に工事を完了しているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

6月28日に締結して、現在、11月にも補修しているということですね。

○山本道路河川課長

失礼しました。舗装改修工事島田花園線平成橋付近の島田4丁目、6丁目の工事の完了ですが、11月と申し上げましたが、12月1日が正しい日でございます。訂正させていただきます。

○早稲田委員

わかりました。12月1日、最近ですね、完了したということで、わかりました。

じゃあ、次の質問に入ります。虹ヶ丘の公園の安全対策事業について、6月議会でも質問しましたがけれども、最近通りかかったら何か足場があったり、どんどん進んでいる状況が見受けられました。現在の事業についての進捗状況についてお尋ねします。

○松並都市政策課長

虹ヶ丘公園の法面対策につきまして、進捗をお答え申し上げます。受注業者と8月に契約を締結し、10月に現地で着工をいたしました。現在のところおおむね順調に工事を進めているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

進んでいるのを確認できました。公園の下の法面のところに市民の方のお宅もありま

すので、しっかり早めに安全対策を完了していただきますようお願いいたします。

続きまして、また公園の美化推進事業について質問いたします。現在何か所の公園に団体が参加されていますか、お尋ねします。

○松並都市政策課長

公園美化促進事業についてのお尋ねかと存じます。これは、自治会や関係者の皆さんに、身近な公園の日常の維持作業を委託という形でお願ひする事業でございます。今年度は、14の団体に17公園をお願ひをしているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

公園美化の促進事業ですね、14団体17公園ということで、対象となる公園は全部で何か所ありますでしょうか。お尋ねします。

○松並都市政策課長

対象としておりますのは一部の都市公園やポケットパークなどの44公園が対象でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

44公園中17公園だとまだまだだと思いますし、市民の皆さまがボランティアとかで美化を推進していただきますように、さらに推進と周知をお願ひしたいと思います。最後もう1つ質問がございます。

移動販売車両出店支援について同僚議員が一般質問で言っていたときに、パークPFIという言葉が出てきたんですけれども、市有地等を活用した移動販売車両出店支援による買い物支援について答弁の中で出てきたパークPFIの制度の活用などは検討するという御答弁がありましたけれども、具体的な案などはありますでしょうか、お尋ねします。

○松並都市政策課長

都市公園におけるパークPFIにつきましても、一般質問で市長答弁と建設部長答弁にございましたように、本市で活用できないものか、その可能性について今後検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

具体的な案などは今からの検討ということでの御回答だと理解しました。今後、出てくる問題かと思われまますので、前向きに進めていただきますようお願いしまして、私は以上です。

○仲山委員

同僚議員の一般質問で、屋外広告物のうち、いわゆる自家用広告物、新たに許可を受ける必要が生じてきているということについてわかりました。広告物の所有者による安全管理、非常に重要なことだと思っておりますので、幾つかお尋ねさせていただきたいと思えます。一般質問で市内の規制の対象地域は主に国道188号の沿道との答弁でした。市内全域で許可が必要なわけではないことはわかりました。では、許可を受ける必要があるのは、国道188号の沿道のほかどこら辺が対象なのか教えてください。

○山本開発指導担当課長

屋外広告物の規制対象地域についての御質問です。国道188号の沿道のほか、山陽本線の沿線で家屋の建ち並びがない地域、また、光駅前広場が規制対象地域に指定されております。また、峨嵋山樹林や旧伊藤博文邸などの文化財の周囲も規制対象地域に指定されております。

以上でございます。

○仲山委員

文化財の周囲が規制されているのは、いわば景観を配慮して当然のこととして、市内では国道188号沿道ほか、山陽本線の沿線と光駅前広場が規制の対象地域とのことでした。ただ、こうした場所に自家用広告物を設置する場合でも、一般質問では、全ての自家用広告物で許可が必要なわけではなく、一定の規模を超えるものだけが許可が必要といった話だったかと思えます。では、許可を受ける必要がある一定規模というの、その規模について教えてください。

○山本開発指導担当課長

一定規模についての御質問でございます。屋外広告物の設置場所により異なり、表示面積の合計が10m<sup>2</sup>を超えるものについて許可が必要な区間と5m<sup>2</sup>を超えるものについて許可が必要な区間がございます。

以上でございます。

○仲山委員

設置場所により許可が必要となる広告物の規模が異なるということですが、では、国道188号の沿道で、表示面積が10m<sup>2</sup>を超えるときに許可が必要な場所、あるいは5m<sup>2</sup>を超えるときに許可が必要な場所について教えてください。

○山本開発指導担当課長

国道188号の光駅前交差点から光井2丁目の戸仲交差点までの区間の沿道は表示面積が10m<sup>2</sup>を超えるものが許可が必要となります。またそれ以外の区間、光駅前交差点から下松市境までと戸仲交差点から室積を経て、田布施町境までの区間が表示面積が5m<sup>2</sup>を超えるものが許可が必要となります。ただし、5m<sup>2</sup>の区間においても家屋が10戸以上連担している区間については規制が緩和され、10m<sup>2</sup>を超えるときに許可が必要にな

ります。

以上でございます。

○仲山委員

設置場所により10m<sup>2</sup>、あるいは5m<sup>2</sup>を超える自家用広告物が許可が必要とのことでした。では、新たに許可を受ける対象となる事業者はどのくらいあるのでしょうか。

○山本開発指導担当課長

一般質問の部長答弁にありましたように、規制の対象区域で許可の対象となる可能性がある広告物の設置業者116事業者にお知らせ文書をお送りいたしました。そのうち、広告物を撤去されたり、計測の結果、許可対象規模未滿となり、許可不要となったものがありましたので、対象は80から90事業者となるのではないかと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

既に撤去という話も今出ました。手続、その80から90が対象かと思うんですけど、これまでに幾つぐらいの業者の方が手続を済ましていらっしゃるのでしょうか。

○山本開発指導担当課長

手続についてでございますが、11月末までに36事業者が手続をして、既に許可証を交付しております。

以上でございます。

○仲山委員

もう既に36事業者が手続を済ませていらっしゃるということでありました。意外に早いですね。

許可申請に当たり、専門知識を有する者による点検が必要ということと理解しておりますけど、専門知識を有する者というのはどういった方々なのか教えていただけますでしょうか。

○山本開発指導担当課長

専門知識を有する者についてでございます。

県条例では、1級建築士または2級建築士、国土交通大臣認定資格である屋外広告士、建築基準法による建築物調査員、公益社団法人日本サイン協会などが実施する点検技能講習の修了者とされているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

屋外広告士とおっしゃいました。初めて聞きましたけども、そういうのもあるんですね。既に36事業者が手続をさせているということですので、今後もそのお知らせの後の

ケアもしっかりしていただいて、しっかり皆さんがチェックをされるように進めて、安全な広告といたしますか、看板になるように進めていただければと思います。

もう1点伺いたいと思います。皆さんの期待が集まる光駅周辺地区拠点整備ですが、にぎわい創出等、いろいろ話が出ておったと思います。進捗の状況をお伺いします。

○松並都市政策課長

光駅拠点整備基本設計を現在進めております。委託先のコンサルタント会社におきまして、駅舎を含む南北自由通路や南口、北口それぞれの駅前広場におけるバス乗り場やタクシー乗り場、それからマイカーの送迎による乗降場、こういったものの基本設計を進めており、随時協議を重ねているところでございます。また並行して、JRを初め関係交通事業者と協議調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

駅のほうに関しましては、これまで出されている資料でおおむねの状況というか、どういう感じになるのかなという想像はある程度できるんですけども、広場だとかそのあたりに関しては、やり方によっていろんな様子が違ってくるかと思しますので、そのあたりの姿がいつ頃形になって見えるのかというのも気になる場所なんですけれども、予定とかありますでしょうか。

○松並都市政策課長

予算審議の際にお願いをしておりますように、基本設計につきましては、今年度と来年度の2か年、債務負担でお願いをしておりますので、来年度にはお示しをしてみたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

来年度といいますと結構幅広うございますけれども、楽しみに待っておりますので、しっかり進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。